平成２９年度

保健・福祉・医療・子育て支援の概要

津山市環境福祉部・こども保健部

目　　次

津山市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・　1
生活福祉課
　援護関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　会館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　生活保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　民生委員・児童委員・・・・・・・・・・・・・・・１２
　生活困窮者自立支援・・・・・・・・・・・・・・・１３
障害福祉課
　身体障害者（児）福祉・・・・・・・・・・・・・・１４
　知的障害者（児）福祉・・・・・・・・・・・・・・２０
　精神障害者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　人にやさしいまちづくり条例・・・・・・・・・・２６
　神南備園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
高齢介護課
　高齢者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
　介護保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
保険年金課
　国民健康保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
　国民年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
こども課
　子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
　放課後児童クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・６９
　就学前教育・保育・・・・・・・・・・・・・・・・７０
　児童館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
　児童福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
　母子・父子及び寡婦福祉・・・・・・・・・・・・７８
　医療福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
　市立保育所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８
　市立幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
こども子育て相談室
　児童相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９０
健康増進課
　地域医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９１
　保健指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
　愛育委員・栄養委員・・・・・・・・・・・・・・１００
　地域療育推進事業・・・・・・・・・・・・・・・１０２
社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
社会福祉施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・１０７
高齢者人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・１１３
津山市児童人口の推移・・・・・・・・・・・・・・１１４
福祉関係職員職種別一覧表・・・・・・・・・・・・１１５
福祉関係機構図・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７

津　山　市　の　概　要

市政施行	昭和４年２月１１日	議員定数	28人
総面積	506.33ｋ㎡	民生委員・児童委員数	283人
世帯（H29.4.1現在）	44,778世帯	愛育・栄養委員	1052人
人口（H29.4.1現在） 男 女 人口密度	102,294人 48,876人 53,418人 202.0人	平成28年度 当初予算一般会計 （歳出）	49,345,000千円

一般会計歳出予算（H29年度当初）

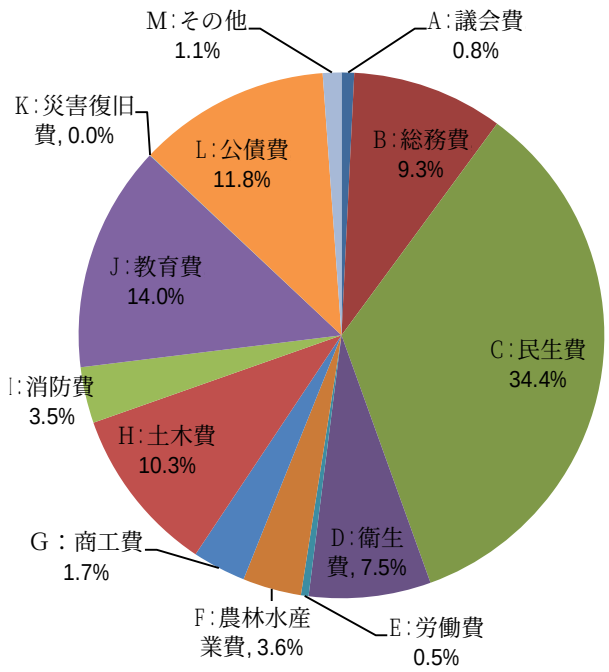

（単位：千円）

費　　目	予算額	比率
A：議会費	392,689	0.8%
B：総務費	4,621,793	9.3%
C：民生費	17,080,127	34.4%
D：衛生費	3,719,331	7.5%
E：労働費	233,186	0.5%
F：農林水産業費	1,789,181	3.6%
G：商工費	1,631,726	3.3%
H：土木費	5,090,201	10.3%
I：消防費	1,712,994	3.5%
J：教育費	6,927,612	14.0%
K：災害復旧費	14,500	0.0%
L：公債費	5,870,091	11.8%
M：その他	566,569	1.1%
合　　計	49,650,000	100.0%

一般会計歳出予算［関連部分］（H29年度当初）

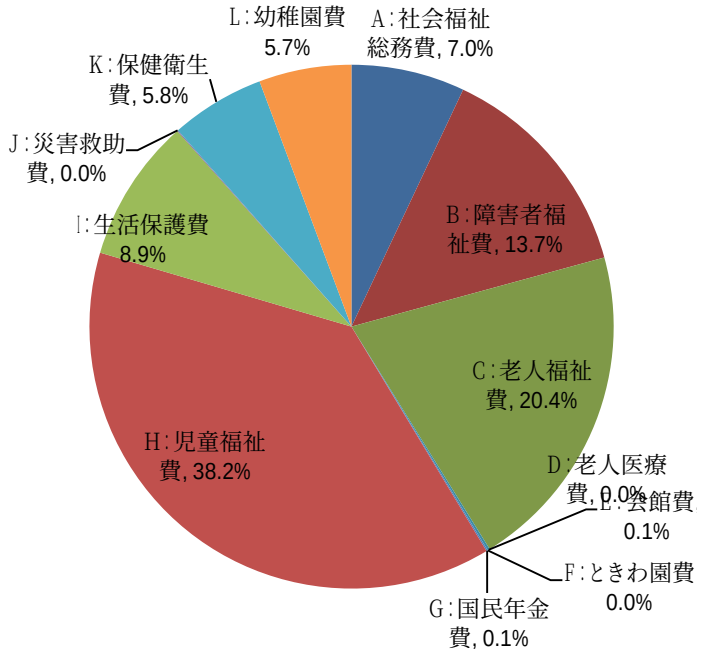

（単位：千円）

費　　目	予算額	比率
A：社会福祉総務費	1,349,769	7.0%
B：障害者福祉費	2,646,690	13.7%
C：老人福祉費	3,931,091	20.4%
D：老人医療費	0	0.0%
E：会館費	23,570	0.1%
F：ときわ園費	0	0.0%
G：国民年金費	18,147	0.1%
H：児童福祉費	7,349,810	38.2%
I：生活保護費	1,709,351	8.9%
J：災害救助費	9,500	0.0%
K：保健衛生費	1,120,695	5.8%
L：幼稚園費	1,100,181	5.7%
合　　計	19,258,804	100.0%

保健・福祉・医療関係一般会計歳出額（年度別）

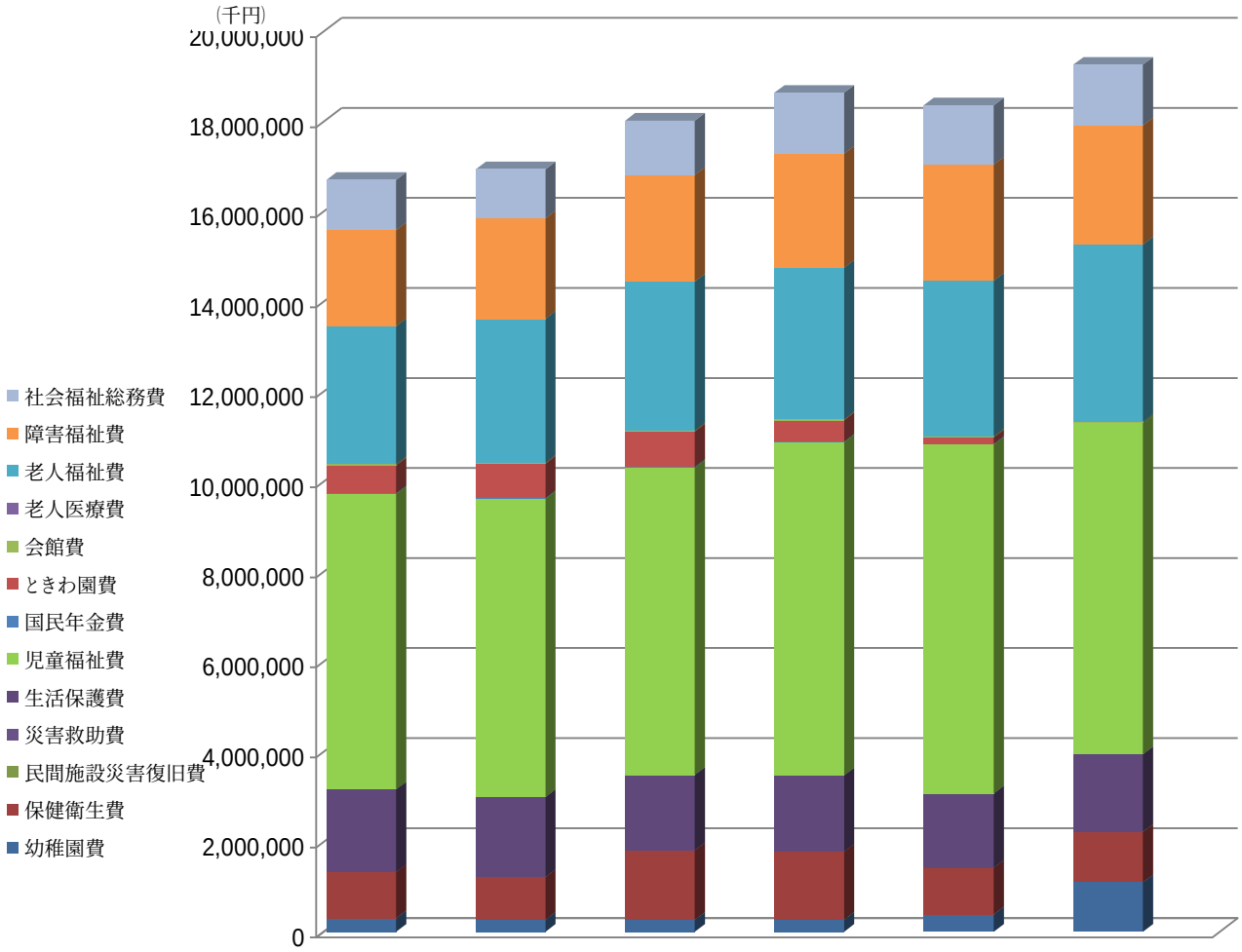

(単位：千円)

	平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(決算)	平成29年度(当初予算)
幼稚園費	304,370	271,385	266,665	269,597	389,174	1,100,181
保健衛生費	1,026,045	944,692	1,550,265	1,516,898	1,035,032	1,120,695
民間施設災害復旧費	0	0	0	0	0	0
災害救助費	0	0	293	0	0	9,500
生活保護費	1,831,644	1,775,690	1,664,833	1,686,642	1,648,974	1,709,351
児童福祉費	6,561,086	6,629,173	6,829,601	7,398,111	7,748,363	7,349,810
国民年金費	18,753	17,585	20,912	18,596	17,677	18,147
ときわ園費	618,432	758,416	777,602	473,421	143,382	0
会館費	29,468	29,057	29,283	27,827	28,988	23,570
老人医療費	901	1	1	0	0	0
老人福祉費	3,062,071	3,188,405	3,299,187	3,360,829	3,443,671	3,931,091
障害福祉費	2,129,922	2,230,187	2,374,210	2,529,139	2,584,482	2,646,690
社会福祉総務費	1,112,320	1,087,123	1,200,032	1,351,271	1,314,302	1,349,769

国民健康保険特別会計

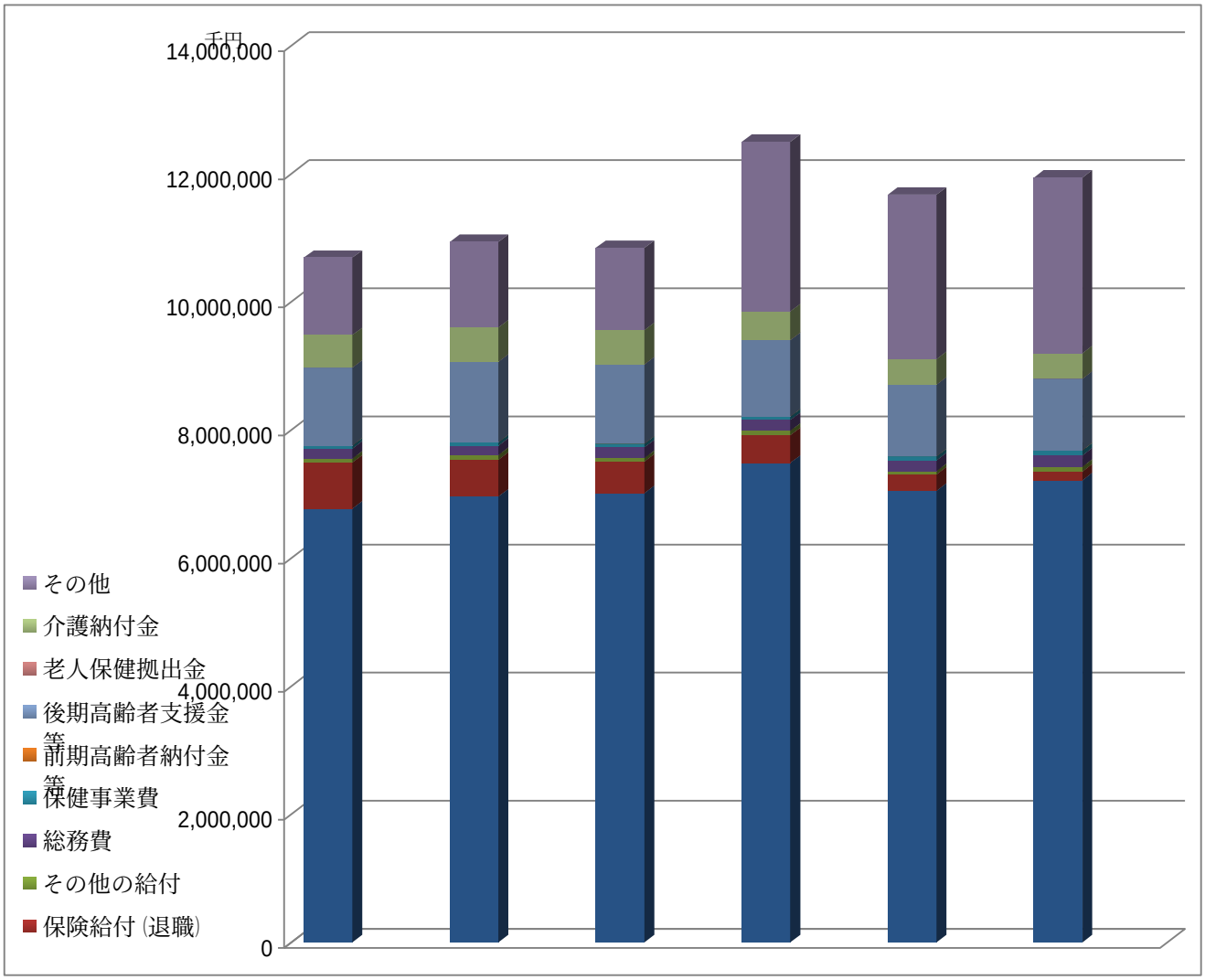

（単位：千円）

	平成24年度（決算）	平成25年度（決算）	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）	平成29年度（当初予算）
保険給付（一般）	6,770,891	6,956,475	7,012,773	7,482,288	7,045,329	7,211,728
保険給付（退職）	715,948	577,657	489,244	431,652	259,309	137,699
その他の給付	64,841	68,850	57,668	71,306	49,934	73,909
総務費	153,312	148,895	167,371	163,830	167,810	175,570
保健事業費	51,662	53,585	55,933	58,577	63,471	77,452
前期高齢者納付金等	1,289	1,283	965	796	793	4,035
後期高齢者支援金等	1,213,590	1,254,769	1,237,017	1,192,728	1,116,579	1,116,609
老人保健拠出金	67	54	50	50	39	174
介護納付金	506,321	536,124	532,135	448,901	397,757	397,758
その他	1,205,930	1,334,775	1,284,435	2,642,562	2,568,200	2,741,880

介護保険特別会計

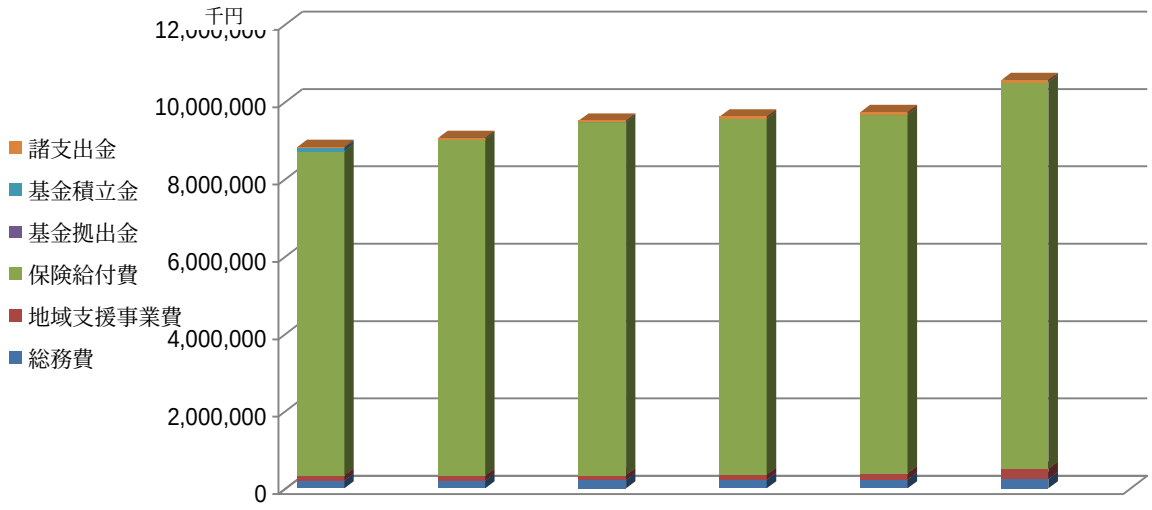

（単位：千円）

	平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(決算)	平成29年度(当初予算)
総務費	202,026	203,438	219,628	227,719	232,300	246,644
地域支援事業費	134,766	128,422	125,880	130,547	158,625	268,865
保険給付費	8,383,606	8,685,302	9,125,913	9,203,259	9,268,380	9,988,400
基金拠出金	0	0	0	0	0	
基金積立金	83,001	1,138	914	952	715	144
諸支出金	27,256	50,042	38,780	48,368	70,427	56,324

援　　護　　関　　係

戦没者遺族・戦傷病者援護事務

戦没者の遺族及び戦傷病者に対して、恩給法や戦傷病者・戦没者遺族等援護法に基づき、公務扶助料遺族年金など、戦没者の妻、父母等に対する特別給付金及び特別弔慰金の支給申請の受付、さらに毎年秋には津山市戦没者追悼式を執り行っている。

法外援護事務

行旅人等旅費援助事務

行旅人に対しては、最寄りの市までを限度としての旅費援助等を行っている。

区　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
取扱件数	7件	7件	9件	11件	4件

火災見舞い事務

火災による被災者に対しては、全焼2万円、半焼1万円の火災見舞金を支給している。

（なお、火災による死亡者に対しては、弔慰金として5万円を支給）

区　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
取扱件数	9件 (内支所3件)	12件 (内支所3件)	3件 (内支所0件)	4件 (内支所1件)	9件 (内支所0件)

災害援護資金貸付

災害救助法適用の災害時においては、被災者に対して最高限度額３５０万円の災害援護資金の貸し付けを行っている。

・平成10年10月18日台風10号災害　　貸付件数 143件　　貸付額 2億340万円

・平成14年度より償還開始

日本赤十字社関係

日赤岡山県支部津山市地区の事務局として、日赤津山奉仕団と連携し、日赤社費の募集や災害時における義援金等の受付事務を行っている。

(1) 日赤社費集約状況　　（単位：円）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
社費集約状況	12,292,000	11,909,000	11,653,700	11,274,400	11,030,550

(2) 日赤社員数

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
社　員　数	13,252人	12,859人	12,662人	12,261人	11,951人

福岡会館・公郷会館・加茂中原会館・柳会館・大久保会館

津山市福岡会館・津山市公郷会館・津山市加茂中原会館・津山市柳会館・津山市大久保会館は、隣保館として地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行なうことを目的としています。会館の事業としては、人権、生活、福祉、教育等の各種相談事業、及び啓発広報事業、図書閲覧・貸出事業。料理教室、工作教室、健康体操教室、交通安全教室等の教育文化事業等です。また町内会や子ども会を始め、生け花やカラオケの自主グループ活動、各種の会議や集いの場として利用され、地域の方々に広く活用されています。

津山市福岡会館

所 在 地　津山市横山１２３２－１　（昭和３５年６月１日開館）

敷地面積　1,875.00㎡　建築延面積　349.90㎡　構造　鉄筋コンクリート平屋建

電　　話　２２－２８２８（ＦＡＸ兼用）

津山市公郷会館

所 在 地　津山市加茂町公郷１６０４－７（昭和５７年４月１日開館）

敷地面積　1,097.00㎡　建築延面積　263.78㎡　構造　鉄筋コンクリート平屋建

電　　話　４２－３２６９（ＦＡＸ兼用）

津山市加茂中原会館

所 在 地　津山市加茂町中原８７－１　（昭和５７年４月１日開館）

敷地面積　2,671.00㎡　建築延面積　243.44㎡　構造　鉄筋コンクリート平屋建

電　　話　４２－３２２４（ＦＡＸ兼用）

津山市柳会館

所 在 地　津山市南方中５５６－２　（昭和５６年４月１日開館）

敷地面積　365.37㎡　建築延面積　277.64㎡　構造　鉄筋コンクリート２階建

電　　話　５７－２４７４（ＦＡＸ兼用）

津山市大久保会館

所 在 地　津山市久米川南２９０２－１　（昭和４６年４月１日開館）

敷地面積　585.65㎡　建築延面積　326.50㎡　構造　鉄筋コンクリート２階建

電　　話　５７－２３５１（ＦＡＸ兼用）

会館別事業実施回数及び人員

○ 津山市福岡会館

事業名＼年度		平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
相談	回数（回）	８７	２１	２２	７５	１２３
	人員（人）	８７	２１	２２	７５	１２３
啓発広報	回数（回）	３１	１４	２０	３１	３４
	人員（人）	３，７８９	３，１６６	３，１３３	３，９７６	３，６９６
教養文化	回数（回）	１６４	１２２	１３０	１８１	１４４
	人員（人）	２，７３０	１，８８８	１，９７５	１，８１８	１，４４６
保健衛生福祉	回数（回）	７９	９３	８３	１９２	１７２
	人員（人）	１，０９６	１，２２２	１，１１４	３，３９５	３，２４２
図書閲覧等	回数（回）	２２３	９４	１３８	２２９	２４８
	人員（人）	２２３	９４	１３８	２２９	２４８
会議室利用	回数（回）	８９	１４８	９８	１１４	６５
	人員（人）	５，１７５	３，４５３	１，７１４	２，６８５	１，４２３
合計	回数（回）	６７３	４９２	４９１	８２２	７８６
	人員（人）	１３,１００	９，８４４	８，０９６	１２，１７８	１０，１７８

○ 津山市加茂中原会館

事業名＼年度		平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
相談	回数（回）	２０	２５	２５	４３	１６
	人員（人）	２０	２５	２５	４３	１６
啓発広報	回数（回）	１９	１５	２１	１５	１９
	人員（人）	１，７９４	１，７４０	１，７９８	１，７００	１，７００
教養文化	回数（回）	５８０	４１８	４０５	５０８	４４７
	人員（人）	４，２３３	３，１１０	３，１３７	４，０３８	３，５５５
保健衛生福祉	回数（回）	７	８	８	１４	２１
	人員（人）	１７９	１５７	１３７	１５８	２６９
図書閲覧等	回数（回）	４０	５０	５０	５０	３０
	人員（人）	４０	５０	５０	５０	３０
会議室利用	回数（回）	１２	２４３	２５	１２	１３
	人員（人）	１７０	２，６３３	４０４	２２９	２０６
合計	回数（回）	６７８	７５９	５３４	６４２	５４６
	人員（人）	６，４３６	７，７１５	５，５５１	６，２１８	５，７７６

○ 津山市公郷会館

事業名＼年度		平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
相談	回数（回）	３１	８	７	１８	２０
	人員（人）	３１	８	７	１８	２０
啓発広報	回数（回）	２０	１４	２５	１８	２４
	人員（人）	１，７００	１，７００	１，７８５	１，７７０	１，７７８
教養文化	回数（回）	３７２	４８８	４５０	２５１	２８９
	人員（人）	２，１８２	２，３９４	２，５７６	１，４６０	２，１９５
保健衛生福祉	回数（回）	０	１６	６	５０	４７
	人員（人）	０	２０３	７５	４３１	４３５
図書閲覧等	回数（回）	０	２０	５５	５	３９
	人員（人）	０	２０	５５	５	３９
会議室利用	回数（回）	８	２０	９	２	８
	人員（人）	８４	２１４	１２１	２６	１１４
合計	回数（回）	４３１	５６６	５５２	３４４	４２７
	人員（人）	３，９９７	４，５３９	４，６１９	３，７１０	４，５８１

○ 津山市大久保会館

事業名＼年度		平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
相談	回数（回）	６	７	６	１０	１０
	人員（人）	６	７	６	１０	１０
啓発広報	回数（回）	５３	３９	５３	６２	６１
	人員（人）	２，３５０	２，４００	２，３５０	２，３００	２，３００
教養文化	回数（回）	９１	１２９	１３７	４０	１４４
	人員（人）	８５０	１，０９３	１，２１９	５７１	９８７
保健衛生福祉	回数（回）	１０	９	５	８	９
	人員（人）	１１１	５９	６１	８９	１０４
図書閲覧等	回数（回）	７	１０	８	５	７
	人員（人）	７	１０	８	５	７
会議室利用	回数（回）	１０	２８	２７	１３	８
	人員（人）	１１２	２１８	２６１	１７７	９６
合計	回数（回）	１７７	２２２	２３６	１３８	２３９
	人員（人）	３，４３６	３，７８７	３，９０５	３，１５２	３，５０４

○ **津山市柳会館**

事業名＼年度		平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
相談	回数（回）	7	8	4	１３	１０
	人員（人）	7	8	4	１３	１０
啓発広報	回数（回）	２０	１３	１５	１６	１３
	人員（人）	２，４００	２，４００	２，４００	２，４００	２，４００
教養文化	回数（回）	１０９	１３４	１０９	１３０	１１４
	人員（人）	１，０８８	１，２０８	１，１５７	１，３０８	１，１７８
保健衛生福祉	回数（回）	3	１８	３４	5	7
	人員（人）	２２	５４	３６	３２	６９
図書閲覧等	回数（回）	3	2	2	4	0
	人員（人）	3	2	2	4	0
会議室利用	回数（回）	５１	７６	４６	３２	３０
	人員（人）	７６２	８４１	５６５	３２２	３００
合計	回数（回）	１９３	２５１	２１０	２００	１７４
	人員（人）	４，２８２	４，５１３	４，１６４	４，０７９	３，９５７

生　　活　　保　　護

生活保護法は、憲法第25条の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しようとするもので、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業および葬祭の8種類の扶助がある。その費用は国が75%、市が25%を負担している。保護の基準は厚生労働大臣が定めるが、年齢、世帯構成および地域により異なっており、津山市における標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)の平成28度の最低生活費基準額は、生活費が131,660円、住宅費が40,000円(上限)の合計171,660円である。

本市の保護率は、平成7年度から平成10年度まで4‰台を推移し、平成11年度以降、医療保険制度の改正や介護保険制度の開始など社会保障関係費用における負担増、長引く景気低迷に起因する世帯収入の減少などを背景に保護率は6‰台となった。平成17年2月28日には近隣4町村（加茂町、阿波村、勝北町、久米町）との合併に伴い、被保護世帯が約70世帯増加し、保護率は6.46‰となった。さらに、平成20年のリーマンショック以降、景気悪化により保護申請・開始件数が急増し、特に稼働能力のある生活保護受給者が増加し、平成24年度に8.53‰となった。その後は景気改善の兆しも見られ、平成28年度末の保護率は7.6‰となっている。医療扶助については扶助費全体のほぼ6割を占めており、医療扶助の比重は依然として高い。

年度別生活保護世帯数と人員(福祉行政報告例3月分による)

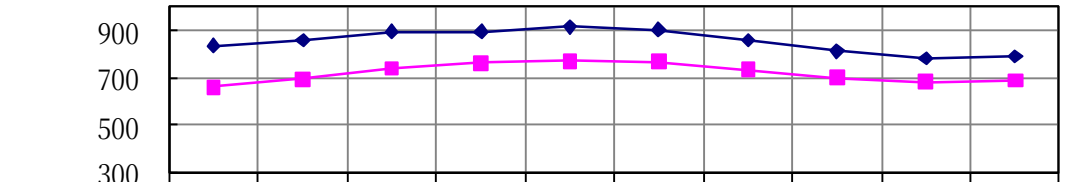

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人員	836	859	896	896	915	904	860	815	782	792
世帯数	660	696	740	762	771	768	734	700	683	689

扶助別保護費の推移

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活扶助	(28.8%)	(29.6%)	(29.4%)	(29.5%)
	423,069	410,560	403,931	392,634
住宅扶助	(8.8%)	(9.0%)	(8.9%)	(9.0%)
	129,173	124,200	122,061	120,345
医療扶助	(59.7%)	(58.9%)	(59.3%)	(59.2%)
	876,292	815,962	815,301	787,643
その他の扶助	(2.7%)	(2.5%)	(2.4%)	(2.3%)
	38,809	34,079	33,970	30,527
合　　計	1,467,343	1,384,801	1,375,263	1,331,149
対前年比	99.8%	94.4%	99.3%	96.8%

津山市・岡山県・全国の保護率の推移

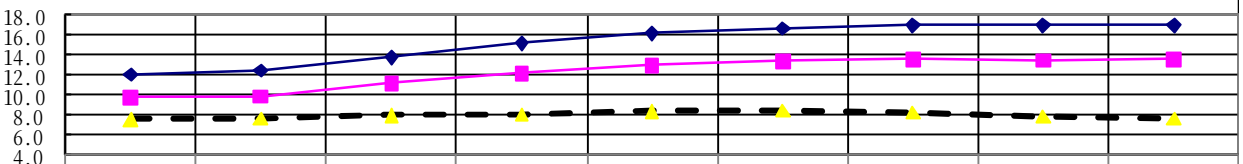

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全　国	12.1	12.5	13.8	15.2	16.2	16.7	17.0	17.0	17.0
岡山県	9.8	9.9	11.2	12.2	13.0	13.4	13.6	13.5	13.6
津山市	7.6	7.7	8.0	8.1	8.4	8.5	8.3	7.9	7.7

県下都市保護率(平成29年3月)

区　　分	保護率(‰)
岡　　山　　市	19.5
倉　　敷　　市	15.0
津　　山　　市	7.6
玉　　野　　市	14.0
笠　　岡　　市	8.8
井　　原　　市	5.7
総　　社　　市	6.9
高　　梁　　市	9.8
新　　見　　市	7.0
備　　前　　市	6.8
瀬　戸　内　市	2.5
赤　　磐　　市	2.7
真　　庭　　市	6.7
美　　作　　市	8.1
浅　　口　　市	4.0
都　　市　　部	14.1
郡　　部	6.5
県　　全　　体	13.6

保護率＝(被保護人員÷人口)×1,000

全国保護率の状況(平成27年度)

区　　分	保護率(‰)
全　国	17.0
最高(大阪府)	33.5
最低(富山県)	3.2

全国平均の保護動向

年　　度	保護率(‰)
平成　16　年度	11.1
平成　17　年度	11.7
平成　18　年度	11.8
平成　19　年度	12.1
平成　20　年度	12.5
平成　21　年度	13.8
平成　22　年度	15.2
平成　23　年度	16.2
平成　24　年度	16.7
平成　25　年度	17.0
平成　26　年度	17.0
平成　27　年度	17.0

津山市の保護開始理由別世帯数(平成28年度)

世帯主の傷病	24
事業不振・倒産	
収入等の減少・喪失	25
失業	
手持ち金の減少	49
その他	21
他管内からの転入	9
計	128

津山市の保護廃止理由別世帯数(平成28年度)

傷病治癒	0
収入の増加	9
死亡・失踪	41
引き取り扶養・働き手の転入	
施設入所	8
その他	53
他管内へ転出	6
計	117

民 生 委 員 ・ 児 童 委 員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって自主的に被保護者の自立更生、低所得世帯の援護や指導、福祉関係機関の協力を責務としている。同時に、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員に充てられたものとされ、児童福祉の分野においても重要な役割を果たしている。平成6年からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員制度が設けられ、特に児童福祉関係機関や教育機関、地域の児童健全育成に関する団体との連絡連携をとるなどのパイプ役としての役割をもっています。

津山市では現在255名（定員258名）の民生委員・児童委員と、24名（定員25名）の主任児童委員が厚生労働大臣の委嘱を受けており、その活動状況は次のとおりである。

民生委員・児童委員の活動状況

（平成28年度　単位：件）

内容別相談・支援件数			
区　　分	件　数	区　　分	件　数
在宅福祉	1,100	介護保険	361
健康・保健医療	629	子育て・母子保健	123
子どもの地域生活	1,622	子どもの教育・学校生活	666
生活費	130	年金・保険	96
仕事	57	家族関係	297
住居	124	生活環境	346
日常的な支援	3,525	その他	1,897
分野別相談・支援件数			
区　　分	件　数	区　　分	件　数
高齢者に関すること	6,330	障害者に関すること	523
子どもに関すること	2,884	その他	1,389
計			11,126

調査・実態把握　3,038件　　民児協運営・研修　4,753件　　証明事務　318件
行事・事業・会議への参加協力　5,828件　　地域福祉活動・自主活動　11,657件
要保護児童の発見の通告・仲介　129件　　訪問回数　30,413回
連絡調整回数　9,697回　　活動日数　29,790日（うち主任児童委員分　1,821日）

民生委員・児童委員協議会の組織

津山市の民生委員・児童委員は、13地区に分かれて活動しているが、地区ごとに会長１名、副会長２名をおいて、その運営にあたっている。

津山市民生児童委員連合協議会は、13地区が連合することで構成され、地区民生児童委員協議会の代表者（会長・副会長）をもって運営されている。また、協議会の内部組織として主任児童部会を設置し、民生委員・児童委員との連携及び各地区主任児童委員の相互交流、連絡調整等をおこない、主任児童委員活動の推進を図っている。

生 活 困 窮 者 自 立 支 援

平成２７年４月施行の「生活困窮者自立支援法」に伴い、さまざまな事情で生活にお困りの方の自立を支えるため、専門の相談支援員が関係機関と連携しながら、相談支援を行います。

自立相談支援

自立相談支援員３名を配置し、相談者にどのような支援が必要かを一緒に考え、必要に応じて具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

就労支援

就労支援員１名を配置し、相談者のこれまでの経験や今の状況に応じた就労支援を行います。また、ハローワークと連携して、職業相談や面接の受け方、履歴書の書き方などに関するアドバイスも行います。

家計相談支援

家計相談支援員１名を配置し、一緒に家計計画表を作成し、家計状況の「見える化」と、収入より支出が多い、債務・滞納がふくらんでいるなどの根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、生活再生を支援します。

住居確保給付金の支給

離職などにより、住居を失うおそれのある方等に対して、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。

新規相談件数

区　分	平成27年度	平成28年度
新規相談件数	146 件	105 件

事業等利用件数

区　分		平成27年度	平成28年度
プラン策定件数（再プランを含む）		30件	37件
うち一般就労支援対象		24件	25件
うち延べ就労者（増収者も含む）		13件	12件
利用事業等	住居確保給付金	1件	4件
	家計相談支援事業	―	5件
	自立相談支援事業による就労支援	24件	30件
	生活福祉資金による貸付	2件	0件
	生活保護受給者等就労自立促進事業	16件	19件

身 体 障 害 者（児）福 祉

身体に障害がある人（児童）が住み慣れた地域で日常生活が送れるように、身体に障害がある人（児童）の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の推進をしている。

身体障害者手帳交付状況

（各年度末現在・単位：人）

区分		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
視覚障害	18 歳未満	6	6	4	3	2
	18 歳以上	302	290	265	297	251
	計	318	296	299	300	253
聴覚平衡機能障害	18 歳未満	8	8	8	9	10
	18 歳以上	357	365	355	422	342
	計	365	373	363	431	352
音声言語機能障害	18 歳未満	1	1	1	0	1
	18 歳以上	41	40	33	49	41
	計	42	41	34	49	42
肢体不自由	18 歳未満	37	36	36	30	33
	18 歳以上	2,526	2,429	2,429	2233	2,293
	計	2,576	2,563	2,465	2263	2,326
内部障害	18 歳未満	11	11	12	13	13
	18 歳以上	1,299	1,297	1,295	1289	1,266
	計	1,310	1,308	1,307	1302	1,279
合計	18 歳未満	66	63	61	55	59
	18 歳以上	4,536	4,518	4,377	4,290	4,193
	計	4,602	4,581	4,438	4,345	4,252

身体障害者（児）　障害福祉サービス

- ○ 居宅介護
- ○ 重度訪問介護
- ○ 同行援護
- ○ 療養介護
- ○ 生活介護
- ○ 短期入所
- ○ 重度障害者等包括支援
- ○ 施設入所支援
- ○ 自立訓練（機能訓練）
- ○ 就労移行支援
- ○ 就労継続支援Ａ型
- ○ 就労継続支援Ｂ型
- ○ 共同生活援助

施　設　別　利　用　状　況

（H29.3.31 現在）

施　　設　　名	種　　別	利用者数
あさひ園	就労継続支援Ｂ型	2 人
旭川児童院	療養介護	16 人
旭川荘竜ノ口寮	生活介護，施設入所支援	1 人
あすなろ園	生活介護，施設入所支援	31 人
ウイッシュランド	就労継続支援Ｂ型	3 人
ウィズユー	就労継続支援Ａ型	4 人
大佐荘	生活介護，施設入所支援	3 人
吉備の里　希望	就労継続支援Ｂ型，福祉ホーム	1 人
吉備ワークホーム	施設入所支援，就労継続支援Ｂ型	2 人
きぼう作業所	就労継続支援Ｂ型	10 人
きんかえも	就労継続支援Ｂ型，共同生活援助	1 人
熊本身体障害者能力開発センター	生活介護，施設入所支援	1 人
さくら苑	生活介護，施設入所支援	1 人
さくらワークヒルズ	就労継続支援Ｂ型	5 人
さやかなる苑	生活介護，施設入所支援	8 人
セルプ弥生	就労継続支援Ｂ型	8 人
鳥取医療センター	療養介護	1 人
どんぐり工房	就労継続支援Ｂ型，生活介護	4 人
のぞみ寮	生活介護，施設入所支援	1 人
広島西医療センター	療養介護	1 人
フォレック	就労継続支援Ｂ型	1 人
ふれんど久米	就労継続支援Ｂ型	2 人
ホワイト	就労継続支援Ｂ型	2 人
母恵夢	就労継続支援Ｂ型	5 人
松江医療センター	療養介護	1 人
みすず荘	生活介護，施設入所支援	28 人
南岡山医療センター	療養介護	2 人
輪輪かけはし	就労継続支援Ｂ型	1 人
ワーキングメイト	就労継続支援Ｂ型	1 人
ワークショップ津山	就労継続支援Ｂ型	18 人
合　計		165 人

年 度 別 施 設 利 用 状 況

（各年度末現在）

年　　度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
利 用 者 数	166 人	173 人	165 人	161 人	165 人

身体障害者補装具交付・修理給付制度

身体上の障害を補うための用具の交付及び修理を行い、障害者の自立支援を図る。

身体障害者補装具交付・修理給付状況

（各年度末現在・単位：件）

区分		件数				
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
補聴器	交付	34	32	32	24	27
	修理	18	20	17	8	10
義肢	交付	13	8	10	9	9
	修理	4	9	3	10	5
装具	交付	23	23	18	25	17
	修理	13	7	4	5	8
車椅子	交付	17	20	12	6	12
	修理	51	54	49	52	50
その他	交付	19	22	14	11	14
	修理	7	12	9	4	4
計	交付	106	105	86	75	79
	修理	93	102	82	79	77
合計		199	207	168	154	156

○ 費用負担→本人または扶養義務者の一定以上の所得がある場合、原則１割負担（世帯の所得状況に応じて限度額を設定）（Ｈ１８年１０月から）

障害者（児）日常生活用具給付・貸与状況

障害者に対し日常生活がより円滑に行われるように必要に応じて給付・貸与される。

年度別利用状況

（各年度末現在・単位：件）

区分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
ストマ	1,650	1,620	1,574	1,601	1,591
紙おむつ	242	230	239	268	277
視覚障害者用ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙﾚｺｰﾀﾞｰ	3	4	4	3	1
障害者用通信装置	2	1	1	2	4
盲人用時計	2	1	1	4	7
住宅改修	4	3	3	4	2
その他	60	50	36	46	42

身体障害児補装具交付・修理給付制度

身体上の障害を補うための用具を支給する。

年 度 別 利 用 状 況

（各年度末現在）

年　　度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
件　　数	21 件	29 件	28 件	27 件	28 件

障害者移動支援事業

重度障害者（児）がタクシー、バスを利用する場合、あるいは本人または家族の所有の自家用自動車に給油する場合にその料金の一部を助成することにより、重度障害者の社会参加を促進し福祉の向上を図る。

年 度 別 利 用 状 況

（各年度末現在）

年　　度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
タクシー券	507 件	537 件	524 件	510 件	519 件
給　油　券	606 件	629 件	611 件	611 件	609 件
バ　ス　券	9 件	12 件	16 件	13 件	11 件

身体障害者運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

身体障害者が免許取得で就労や社会参加などが見込まれる場合はその取得費を、また本人が車を所有し、かつ運転する場合は自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

年 度 別 利 用 状 況

（各年度末現在）

年　　度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
免 許 取 得	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件
改　　造	2 件	1 件	0 件	2 件	4 件

技能ボランティア育成事業

手話奉仕員（入門・基礎）・要約筆記・朗読・点字などの技能を必要とするボランティアの育成のために教室を開講している。

福祉バス「さくら号」貸出事業

市内の障害関係団体、施設などを対象に、社会活動への参加を促進するため２３人乗り（座席１５席と補助席６シート・車いす２台固定式）のバスを貸出する。

福祉タクシー

身体障害者や寝たきり高齢者が車いすまたは担架のまま乗車できるタクシーを運行依頼している。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者で手話通訳・要約筆記を必要とする人に手話通訳者・要約筆記者を派遣する。

手話通訳者派遣　　75 件（平成２８年度）

手話通訳者設置事業

社会福祉事務所の窓口に手話通訳者を配置し、聴覚障害者の方々の通訳や各種相談に応じている。

発声教室

疾病により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人を対象に、食道発声法などにより発声能力の回復を図る。

心身障害者医療費助成事業

重度の障害のある方に、心身障害者医療受給資格証を発行する。

病院などで診察を受ける場合に、この資格証と健康保険証を提示することで、保険診療分の自己負担額が一部のみの負担となる。（県内で受診する場合）県外で受診の場合は、後日、保険診療分の自己負担額の一部以外が払い戻しとなる。

年 度 別 資 格 者 数 及 び 利 用 状 況

（各年度末現在）

年　　度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
身 体 障 害 者	1,357 人	1,281 人	1,249 人	1,153 人	1,122 人
知 的 障 害 者	247 人	243 人	238 人	244 人	249 人
受 診 件 数	30,069 件	29,298 件	28,340 件	28,007 件	27,279 件

特別障害者手当

身体障害者手帳１級又は２級程度以上の異なる障害が重複している人、これらの障害と日常生活での動作及び行動が困難であり常時特別の介護を必要とする精神の障害（最重度の知的障害含む）が重複している２０歳以上の人に支給するもの。

支給額　月額　２６，８１０円（平成２９年４月～）

なお、施設（通園施設は除く）に入所している方、病院に３ヶ月を超えて入院している方は対象となりません。また、受給対象者又は、その配偶者・扶養義務者の所得が一定の額を超えているときは支給されない。

年　度　別　支　給　状　況

（各年度末現在）

年　　度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
受 給 者 数	90 人	99 人	96 人	101 人	93 人

障害児福祉手当

身体障害者手帳１級又は２級の一部、療育手帳Ａのうち最重度等の２０歳未満の児童で日常生活において常時介護を必要とする人に支給するもの。

なお、障害を理由とする年金等を受給している場合や、施設入所児（通園施設は除く）は対象となりません。また、受給対象者又は、その配偶者・扶養義務者の所得が一定の額を超えているときは支給されない。

支給額　月額　１４，５８０円（平成２９年４月～）

年　度　別　支　給　状　況

（各年度末現在）

年　　度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
受 給 者 数	31 人(5)	40 人(5)	41 人(3)	44 人(3)	34 人(3)

（　）の数値は経過的福祉手当受給者

津山市重度障害者特別給付金

市内に居住する重度障害者で、昭和５７年１月１日以前に２０歳に達した外国人等で同日前に重度障害者であった人達で公的年金制度に加入できず、障害基礎年金等の受給資格のない人に支給するもの。

支給額　年額 ３００,０００円

年　度　別　支　給　状　況

（年度末現在）

年　　度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
受 給 者 数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体障害者手帳の１・２・３と４級の一部、知的の障害の重度・中度の２０歳未満の児童を養育している人に支給するもの。(診断書が必要な場合がある。)

ただし、障害児が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき又は施設に入所（通園施設は除く）しているとき、及び看護する人の前年所得が一定の額以上であるときは支給されません。

支給額　　１級　　５１，４５０円／月　　受給者　６７人
　　２級　　３４，２７０円／月　　受給者　７１人

心身障害者扶養共済制度

身体障害者手帳１級～３級を所持している方、療育手帳を所持している方及びこれらと同程度の障害を有する方を扶養する保護者が加入し、毎月掛金を県に納付し、保護者が死亡または重度障害を負った場合残された障害者（児）に月額２０,０００円（身体障害者手帳１～２級、又は療育手帳「A」の所持している方は３０,０００円）の年金を支給する。

保護者の月額掛金は本人の年齢によって異なる。２口まで加入することができる。

年　度　別　加　入・支　給　状　況

（各年度末現在）

年　　度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
加 入 者 数	62 人	59 人	59 人	58 人	56 人
受 給 者 数	54 人	56 人	56 人	54 人	53 人

知 的 障 害 者（児）福 祉

知的に障害のある人（児童）が住み慣れた地域で日常生活が送れるように、知的に障害のある人（児童）の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の推進をしている。

療育手帳の交付状況

手　帳　交　付　件　数

（各年度末現在）

年　　度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
療　育　A	265 人	273 人	277 人	276 人	283 人
療　育　B	529 人	566 人	589 人	610 人	626 人
合　　計	794 人	839 人	866 人	886 人	909 人

知的障害者（児）障害福祉サービス

○居宅介護　○重度訪問介護　○行動援護
○療養介護　○生活介護　○短期入所
○重度障害者等包括支援　○施設入所支援　○自立訓練（生活訓練）
○就労移行支援　○就労継続支援Ａ型　○就労継続支援Ｂ型
○共同生活援助

施 設 別 利 用 状 況

（H29.3.31 現在）

施　　設　　名	種　　別	利用者数
あさひ園	就労継続支援Ｂ型	2 人
ウィズユー	就労継続支援Ａ型	5 人
ウィッシュランド	就労継続支援Ｂ型	8 人
きずな	就労継続支援Ｂ型，生活介護	11 人
吉備路学園	生活介護，施設入所支援	1 人
吉備高原ＰＡＫＡＲＡ	就労継続支援Ａ型	1 人
吉備の里希望	就労継続支援Ｂ型	1 人
吉備の里なでしこ	就労移行支援，施設入所支援， 自立訓練	9 人
きぼう作業所	就労継続支援Ｂ型	1 人
きんかえも	就労継続支援Ｂ型	16 人
健康の森学園	就労移行支援，自立訓練，施設入所支援， 就労継続支援Ｂ型	6 人
岡星寮	施設入所支援，生活介護	2 人
岡山ハーモニー	就労継続支援Ａ型	2 人
神南備園	生活介護	3 人
コスモスの園	生活介護，施設入所支援	1 人
さくらの実	就労継続支援Ｂ型，生活介護	7 人
さくらワークヒルズ	就労継続支援Ｂ型	11 人
しらうめ	就労継続支援Ｂ型	2 人
神郷の園	生活介護，施設入所支援	3 人
スタートワーキングサポート	就労継続支援Ａ型	1 人
住倉学園	生活介護、施設入所支援	1 人
セルプ弥生	就労継続支援Ｂ型	9 人
宙	就労継続支援Ａ型	6 人
たかはし松風寮	生活介護，施設入所支援	1 人
津山ひかり学園さつきの丘	生活介護，施設入所支援	17 人
津山ひかり学園ひかりの丘	就労継続支援Ａ型，就労継続支援Ｂ型	30 人

津山ひかり学園ひかりの杜	生活介護，施設入所支援	27 人
津山みのり学園ココロみのり	生活介護，施設入所支援	36 人
津山みのり学園セルプみのり	就労継続支援Ｂ型	15 人
津山みのり学園ライフみのり	施設入所支援，生活介護	41 人
津山みのり学園ワークスみのり	就労継続支援Ａ型	13 人
デイセンターまにわ	生活介護，就労継続支援Ｂ型	4 人
トラストワークス	就労継続支援Ｂ型	13 人
どんぐり工房	就労継続支援Ｂ型，生活介護	12 人
ひゅうまん	生活介護，施設入所支援	2 人
蒜山慶光園	生活介護，施設入所支援	1 人
フォレック	就労継続支援Ｂ型	5 人
ふくじゅう	就労継続支援Ａ型	1 人
プラスワーク	就労継続支援Ｂ型	1 人
ふれんど久米	就労継続支援Ｂ型	2 人
母恵夢	就労継続支援Ｂ型	7 人
ぽれぽれ	生活介護，施設入所支援	3 人
ホワイト	就労継続支援Ｂ型	5 人
みさき福祉園	施設入所支援，生活介護	18 人
みすず荘	生活介護	2 人
美作自立支援センター	就労継続支援Ａ型	1 人
ももっ子おかやま	就労継続支援Ａ型	1 人
ももっ子くめなん	就労継続支援Ａ型	8 人
ライフステップひまわり	就労移行支援、施設入所支援	1 人
輪輪かけはし	就労継続支援Ｂ型	8 人
ワーキングメイト	就労継続支援Ｂ型	8 人
ワークショップつやま	就労継続支援Ｂ型	1 人
ワークスひるぜん	就労継続支援Ｂ型，生活介護	2 人
ワークみさき	就労継続支援Ｂ型	11 人
合　　計		406 人

年 度 別 施 設 利 用 状 況

（各年度末現在）

年　　度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
利 用 者 数	325 人	363 人	381 人	385 人	406 人

精 神 障 害 者 福 祉

精神に障害のある人が、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進するため、必要な援助を行ない、福祉の推進をしている。

精 神 障 害 者 の 状 況

（平成 28 年度末現在：人）

区分＼人数		総数	年齢別内訳						
			20 歳未満	20 歳～30 歳未満	30 歳～40 歳未満	40 歳～50 歳未満	50 歳～60 歳未満	60 歳～70 歳未満	70 歳以上
福祉手帳交付者数	1 級	104	1	9	8	10	17	29	30
	2 級	428	19	52	60	85	82	88	42
	3 級	93	3	10	13	21	30	14	2
	合　計	625	23	71	81	116	129	131	74
自立支援医療【精神】受給者数	症状性を含む器質性精神障害	50	0	1	1	6	8	17	17
	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	68	0	0	8	7	13	31	10
	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	495	1	20	80	111	114	121	48
	気分障害	399	1	24	61	102	110	80	21
	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	253	14	37	53	70	44	25	10
	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	6	0	2	2	1	1	0	0
	成人の人格及び行動の障害	6	0	1	1	3	1	0	0
	精神遅滞	43	2	4	9	8	8	10	2
	心理的発達の障害	85	23	37	14	11	0	0	0
	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	18	6	6	3	3	0	0	0
	てんかん	84	9	13	18	16	12	14	2
	その他の精神障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	分類不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	合　計	1507	56	145	250	338	311	297	110

精神障害者障害福祉サービス

- ○ 居宅介護
- ○ 行動援護
- ○ 生活介護
- ○ 短期入所
- ○ 就労移行支援
- ○ 就労継続支援Ａ型
- ○ 就労継続支援Ｂ型
- ○ 共同生活援助
- ○ 地域移行支援
- ○ 地域定着支援

施 設 別 利 用 状 況

（H29.3.31 現在）

種別（人数）	施　設　名	利用者数
就労継続支援Ａ型事業所（22 人）	ありがとうファーム	1人
	ウィズユー	8 人
	宙	5 人
	フィル	1 人
	ももっ子くめなん	7 人
就労継続支援Ｂ型事業所（延べ 170 人）（実 165 人）	あさひ園	4 人
	ウィッシュランド	11人
	ウィズ	36人
	きぼう作業所	2人
	さくらワークヒルズ	6人
	しらうめの会共同作業所	13人
	スカイハート灯	3人
	セルプ弥生	5人
	トラストワークス	20人
	フォレック	2人
	ふれんど久米	10人
	母恵夢	24人
	ホワイト	6人
	輪輪かけはし	6人
	ワーキングメイト	16 人
	ワークサポート	1人
	ワークショップ津山	5人
就労移行支援　（3 人）	さくらワークヒルズ	2人
	LITALIKO ワークス	1 人
生活介護（延べ 32 人）（実 31 人）	神南備園	10 人
	葛下	18 人
	さくらの実	1 人
	さやかなる苑	2 人
	みすず荘	1 人
共同生活援助　（58 人）	葛下	17 人
	サンコート	22 人
	じゃがいも畑（キタヒメ・チェリーハイツ・春風・ハヤト）	7 人
	たいようの丘	1 人
	姫山の里（姫山・瓜生原・よりそい津山口）	8 人
	母恵夢	2 人
	ミモザ	1 人
合　計　(延べ)		285人

障 害 児 福 祉

身体に障害がある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）に対し、身近な地域で適切な支援が受けられるよう援助し、福祉の推進をしている。

障害児通所支援

○　児童発達支援　　○　医療型児童発達支援　　○　放課後等デイサービス
○　保育所等訪問支援

施　設　別　利　用　状　況

(H29.3.31 現在)

施　　設　　名	種　　別	利用者数
児童発達支援事業所「てけてけ」	児童発達支援	71 人
児童発達支援事業所　あゆみ	児童発達支援	43 人
岡山白ゆり発達支援センター	児童発達支援	1 人
放課後等デイサービス事業所 Liebe	放課後等デイサービス	30 人
放課後等デイサービス　ポロカ	放課後等デイサービス	22 人
おひさま　津山事業所	放課後等デイサービス	12 人
キッズ　ゆうゆう	放課後等デイサービス	5 人
こどもの森　みさき	放課後等デイサービス	2 人
socio 勝央	放課後等デイサービス	2 人
カヤノコ島	放課後等デイサービス	2 人
おれんじ村	放課後等デイサービス	1 人
ぐんぐんキッズ	放課後等デイサービス	1 人
児童発達支援センター　キッズみのり	児童発達支援，放課後等デイサービス	59 人
ラルーチェめぐみ	児童発達支援，放課後等デイサービス	41 人
多機能型事業所　socio	児童発達支援，放課後等デイサービス	38 人
おひさま 津山沼事業所	児童発達支援，放課後等デイサービス	32 人
デイケアセンター　ビィーハウス	児童発達支援，放課後等デイサービス	5 人
PAKARA KIDS	児童発達支援，放課後等デイサービス	4 人
旭川荘真庭地域センターさくら	児童発達支援，放課後等デイサービス	2 人
KIDS*FIRST	児童発達支援，放課後等デイサービス	1 人
岡山かなりや学園	児童発達支援，保育所等訪問支援	5 人
合計		379 人
実利用人数		337 人

人にやさしいまちづくり条例

子どもから高齢者まで、すべての人が一人の人間として尊重され、社会を構成する一員として自立し、住み慣れた地域で共に支えあい、生きがいを持ちながら安心して生活することができる「バリアフリー社会の実現」を市民総参加で推進しようとする条例です。

条例の基本方針

「心のバリアフリー」の推進　　「情報のバリアフリー」の推進
「物のバリアフリー」の推進　　「地域社会での連帯形成」の推進

条例の特徴

市・市民及び事業者の役割を明らかにしていること
まちづくりに関する施策の基本となる事項及び都市施設等の整備についての必要事項を定めていること

条例の制定・施行時期　　平成　１２年１２月　条例制定
平成　１３年　４月　ソフト面施行
平成　１４年　４月よりハード面施行(全面施行)

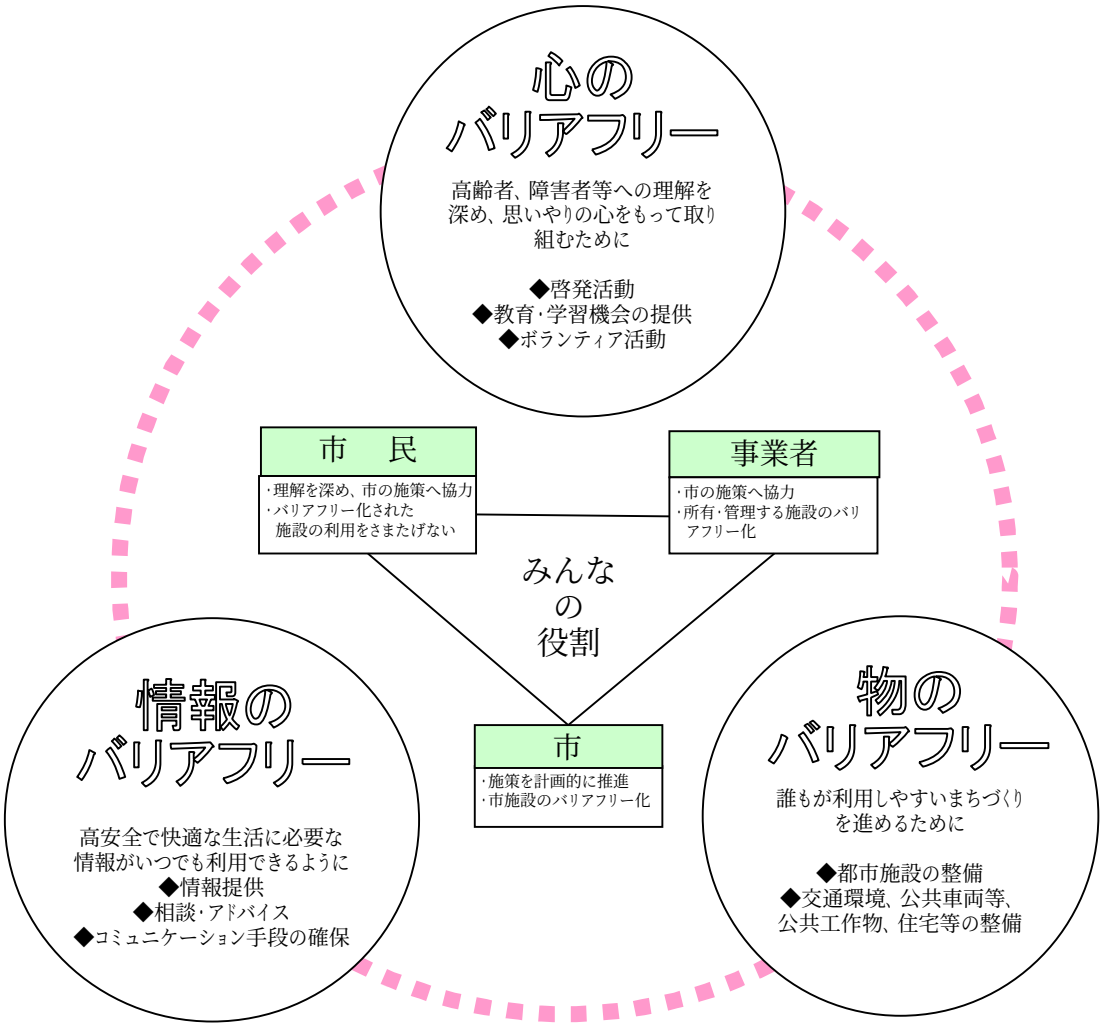

平成１４年度　実施事業

○啓発活動

・心のバリアフリー体験会の開催（１回）

・バリアフリー適合証の交付（９件）

○推進事業

・まちづくり推進協議会の開催（２回開催）

・まちづくり推進委員会の開催（２回開催）

・市有施設バリアフリー化整備事業

本庁舎……車いす用駐車場の整備並びに正面玄関までの屋根設置
西側出入口の自動ドア設置
東側トイレ（地階～６階）の腰掛式便器及び手すり設置
１階多目的トイレの整備

鶴山公園‥‥切符売り場前トイレ段差解消並びに腰掛式便器及び手すり設置
厩堀トイレの改修
三の丸トイレ多目的（車いす、幼児、おむつ交換台）トイレの増築

・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金

補助適用対象区域の拡大（全市域）（利用２件）

・公共施設整備検討会の新設（新規）（２回）

・特定都市施設新築等における届出・協議の開始（都市計画課への委託事業）

平成１５年度　実施事業

○啓発活動

・心のバリアフリー体験会の開催（１回）

・バリアフリー適合証の交付（９件）

○推進事業

・まちづくり推進協議会の開催（１回開催）

・市有施設バリアフリー化整備事業

東庁舎……点字ブロック設置、トイレ改修

鶴山公園‥‥切符売り場前トイレ段差解消並びに腰掛式便器及び手すり設置

神南備園‥‥身障用駐車場に上屋を設置

中央児童館‥多目的トイレ設置、玄関段差解消、自動ドア設置

中央会館‥‥トイレ改修、玄関階段に手すり設置

福岡会館‥‥トイレ改修

・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金

補助適用対象区域の拡大（全市域）（利用０件）

・公共施設整備検討会の開催（１回）

・特定都市施設新築等における届出・協議（都市計画課への委託事業）

平成１６年度　実施事業

○啓発活動

・バリアフリー適合証の交付（３件)
・バリアフリーマップの作成
・バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業
・まちづくり推進協議会の開催（１回開催）
・市有施設バリアフリー化整備事業
津山総合文化センター・・・トイレの改修、点字ブロックの改修
中央公園噴水側トイレ・・器具の改修・移設、周辺の舗装
知新館・・・・・・・…階段に手すり設置
鶴山塾・・・・・・・・トイレの改修
山下児童公園・・・・・北入口の段差解消、南側入口からトイレまでの舗装
・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（１件）
・公共施設整備検討会（１回)
・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成１７年度　実施事業

○啓発活動
・バリアフリー適合証の交付（８件)
・バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業
・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（２件）
・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成１８年度　実施事業

○啓発活動
・バリアフリー適合証の交付（９件)
・バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業
・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成１９年度　実施事業

○啓発活動
・バリアフリー適合証の交付（１０件)
・バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業
・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用１件）
・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成２０年度　実施事業

○啓発活動
・バリアフリー適合証の交付（１件）

○推進事業

・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用２件）

・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成２１年度　実施事業

○啓発活動

・バリアフリー適合証の交付（４件）

○推進事業

・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成２２年度　実施事業

○啓発活動

・バリアフリー適合証の交付（１７件）

平成２３年度　実施事業

○啓発活動

・バリアフリー適合証の交付（１件）

平成24年度　実施事業

○啓発活動

・バリアフリー適合証の交付（２件）

○推進事業

・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用１件）

平成25年度　実施事業

○啓発活動

・バリアフリー適合証の交付（１件）

平成26年度　実施事業

○啓発活動

・バリアフリー適合証の再交付（６件）

平成27年度　実施事業

○啓発活動

・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助事業の活用促進

平成28年度　実施事業

○啓発活動

・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助事業の活用促進

・バリアフリー適合証の再交付（１２件）

津山市障害者福祉センター神南備園

１．経過

神南備園は、平成 6 年 4 月、在宅障害者の社会生活への適応や生きがいを高め、自立や社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的に設置された。平成 26 年度まで、日中活動系サービスとして地域活動支援センターⅡ型事業(基本事業、入浴サービス)、相談支援事業(生活支援事業、障害支援相談)、貸館事業､委託事業を実施してきた。

民間事業者のノウハウや経営手法を活用することにより、事業の充実とサービス提供量の確保が期待できることから、平成 27 年度、指定管理者制度を導入し現在に至る。

指定管理者制度導入後は､障害福祉サービス(生活介護事業(入浴･食事サービス含む)、計画相談支援事業)、日中一時支援事業(食事サービス含む)、貸館事業を展開している。

※地域活動支援センターⅡ型事業(地域生活支援事業)･･･地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練(パソコン・健康体操・陶芸・交流教室等)、入浴等のサービスを実施するもの

※生活介護事業(障害福祉サービス)･･･常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排泄・食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するもの

※計画相談支援事業(障害福祉サービス)･･･障害福祉サービスや地域相談支援を利用するすべての障害のある方、または障害のある児童が適切なサービスを受けられるようマネジメントし、サービス利用計画を作成、モニタリングするもの

※日中一時支援事業(地域生活支援事業)･･･障害のある方の日中における活動の場を確保することで、家族の就労や介護者の一時的な休息を提供するもの

※貸館事業･･･津山市在住の障害者・障害者関係福祉団体・障害者関係ボランティア団体に神南備園を貸して活動の場を提供するもの

２．指定管理者制度導入前利用状況(平成 26 年度まで)

（単位：人）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
基本事業	2,211	2,378	2,650	2,897	2,309
入浴サービス	1,001	1,144	1,095	1,243	1,082
合　計	3,212	3,522	3,745	4,140	3,391
生活支援事業	1,032	1,195	1,348	1,664	1,719
障害支援相談	3	2	5	0	0
貸館事業	3,454	3,374	3,513	3,657	4,121
地域交流・活性化支援事業	―	―	12	13	12

３．指定管理者制度導入後利用状況(平成 27・28 年度)

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度
生活介護事業		1,795 人	2,425 人
	入浴サービス	1,098 人	1,280 人
	食事サービス	1,313 食	1,932 食
日中一時支援事業		331 人	346 人
	食事サービス	169 食	213 食
計画相談支援		187 件	242 件
児童相談支援		89 件	90 件
その他相談支援		319 件	1,024 件
貸館事業		3,583 人	4,040 人

４.指定管理者について

・指定管理者所在地　　津山市瓜生原 326-1

名　称　　社会福祉法人　千寿福祉会

代表者　　理事長　小林　和彦

・指定管理期間　平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

高　齢　者　福　祉

在宅福祉施策

●ショートステイ事業

居宅での見守りが困難となった場合に、住民税非課税世帯に属する高齢者を、一時的に特別養護老人ホーム等に入所させ、生活習慣の改善等を行って要介護状態への進行を予防するなど、高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。

利用期間　　原則として年10日以内
費　　用　　１人１日当り　1,720円（生活保護世帯については無料）
実施施設　　日本原荘（新野東1797）、鶯　園（瓜生原337-1）
　　ケアハウス北辰（林田1664）、サンライフ みのり（二宮999）

年度別利用状況

区　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ人員	1 人	2 人	2 人	0 人	0 人
延べ日数	2 日	10 日	4 日	0 日	0 日

●食の自立支援事業

一人暮らしの高齢者又は高齢者だけの世帯で住民税非課税世帯の方たちへ、食生活の改善・見守り目的で昼食を配達し、孤独感を取り除いて生きがいのある生活と福祉の向上を図る。

利用料　　１食　410円
利用日　　月～金曜日の5日以内

年度別利用状況

区　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	84 人	74 人	51 人	35 人	27人
延べ配食数	6,881 食	5,824 食	3,665 食	3,210 食	2,507食

●日常生活用具給付貸与事業

要援護高齢者に対し、少しでも在宅生活が容易にできるよう支援する。緊急通報装置については、近年独居高齢者が増加している中で、高齢者や家族の関心も高く必要性が高まっている。

年度別給付（貸与）状況

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
緊急通報装置	40	21	26	16	23
歩行支援用具	0				
入浴補助用具	0				
電磁調理器	3				
手　押　車	19				
火災報知機					
合　　計	62	21	26	16	23

●介護用品支給事業

要介護度3～5で住民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品を支給する。

平成26年度からは、支給の対象要件に主介護者及び被介護者の介護保険料の完納条件を追加するとともに、主介護者の所得要件を設け、支給限度額を2段階とし、負担の公平性を図った。

支給するもの　　紙おむつ・尿取りパット

年度別利用状況

区　分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登録者数	215 名	293 名	257 名	222 名	197 名

●家族介護慰労金支給事業

要介護度4～5で過去1年間介護保険サービスを利用せず、また、通算して病院、施設などへの入所が3ヶ月未満の高齢者を介護している家族の主たる介護者に支給する。

年度別支給状況

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給件数	6　件	4　件	5　件	2　件	2　件

●住宅改造助成事業

介護を必要とする在宅高齢者の居住環境の向上と介護者の負担の軽減を図るために行う住宅の改造について、経費の一部を助成する。

年度別利用状況

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
要介護度3～5	1 件	3 件	1 件	3 件	1 件
要介護1～2 及び要支援	23 件	15 件	8 件	8 件	8 件
合　　計	24 件	18 件	9 件	11 件	9 件

●高齢者虐待対策事業

「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者虐待を防止し、高齢者及び養護者の支援を行う。

延べ対応件数　　1,299　件　(平成28年度末現在延べ件数)

年度別虐待認定件数

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
養護者等による虐待	28 件	35 件	29 件	28 件	26 件
養介護施設従事者等 による虐待	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件
合　　計	28 件	35 件	29 件	29 件	26 件

施 設 福 祉 施 策

●養護老人ホーム

概ね６５歳以上で、環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった方が入所するための施設で、食事や機能訓練、その他日常生活で必要な支援を行い、入所者が自立した日常生活が送れるよう援助している。

年度別施設入所状況　（各年4月1日現在）

区　　分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
養護老人ホーム	132人	139人	127人	138人	146人

養護老人ホーム入所状況（平成29年4月1日現在）

老人ホーム名	定　　員	入所者数	老人ホーム名	定　　員	入所者数
と き わ 園	80名	69名	玉　松　園	60名	2名
か が み の 園	50名	20名	備 前 多 聞 荘	50名	3名
塩　手　荘	60名	21名	長　楽　荘	100名	1名
作　東　寮	60名	3名	松　風　園	70名	2名
静　香　園	60名	22名	総社市清梁園	50名	1名
報 恩 積 善 会	70名	2名	合　　計		146名

※入所者数は津山市の措置によるもの

●高齢者生活福祉センター

久米高齢者福祉センター「やすらぎの丘」の居住部門は、家族の支援を受けることが困難で、在宅生活に不安がある高齢者の生活の場として機能している。

年度別施設利用状況

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利 用 者 数	15 人	8 人	10 人	11 人	5 人
延べ利用者数	1,221 人	920 人	1,519 人	1,762 人	1,233 人

●福祉関係温泉施設

①阿波保健センター・浴室棟(あば温泉)

◎　所在地　　津山市阿波 1198
◎　開館年月　　平成 12 年 5 月
◎　施設内容　　・大浴場　・露天風呂　・サウナ　・機能回復訓練浴室

利用料金

	1 回	11 回券	23 回券	35 回券	50 回券
70 歳以上	300 円				
中学生以上 70 歳未満	510 円	5100 円	10,200 円	15,300 円	20,400 円
小学生	200 円				

※小学校就学前の者は、無料とする。

年度別施設利用状況

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利 用 者 数	49,975 人	47,151 人	45,403 人	40,361 人	39,609 人
利用料収入	16,523,670円	15,672,840円	14,673,890円	15,089,720円	15,318,770円

②高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」

◎　所在地　　津山市加茂町小中原 143

◎　開館年月　　平成 14 年 4 月

◎　施設内容　　会議室　・和室　　・ビリヤード室　　・温泉施設　　・ラウンジ

利用料金

市内	1 回	12 回券	25 回券	40 回券	60 回券
3 歳以上小学生以下	150 円	1,500 円			
中学生以上	300 円	3,000 円	6,000 円	9,000 円	12,000 円
市外	1 回	12 回券	25 回券	40 回券	60 回券
3 歳以上小学生以下	250 円	2,500 円			
中学生以上	510 円	5,100 円	10,200 円	15,300 円	20,400 円

年度別施設利用状況

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利 用 者 数	65,313 人	57,614 人	57,126 人	57,732 人	58,514 人
利用料収入	16,379,350円	13,095,000円	14,310,950円	12,671,390円	14,599,120円

健 康 老 人 施 策

●老人クラブの活動

『仲間づくり、健康づくり、生きがいづくり』活動に自主的、主体的に取り組み、他方では、地域の特性を生かした魅力ある地域社会の創造に向けて、行政や他団体と連携し地域福祉の推進に努めている。

老人クラブ及び会員数の推移

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ク ラ ブ 数	200 ｸﾗﾌﾞ	194 ｸﾗﾌﾞ	195 ｸﾗﾌﾞ	189 ｸﾗﾌﾞ	188 ｸﾗﾌﾞ
会　員　数	9,924 人	9,556 人	9,546 人	9,278 人	9,208 人

●(公社)津山市シルバー人材センター

急速に進行している高齢化社会の中で、高齢者が就業やボランティアなどの社会参加を通じ、健康で生きがいのある生活の実現と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として平成元年4月1日、公益社団法人津山市シルバー人材センターが発足した。

本　　所　津山市山北638　　0868-23-5378

久米支所　津山市中北下1300　　0868-57-7822　【平成17年4月1日開設】

※久米町ミニシルバー人材センターと統合

加茂・阿波連絡所　津山市加茂町塔中104　0868-42-4360　【平成18年8月1日開設】

勝北連絡所　　津山市西中346-16　　0868-36-3008　【平成18年10月18日開設】

久米、加茂・阿波、勝北　各連絡所閉鎖　【平成26年3月31日閉鎖】

年度別会員数（年度末状況）

区　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
男　性	269人	251人	251人	249人	288人
女　性	134人	122人	115人	103人	130人
合　計	403人	373人	366人	352人	418人

平成29年3月31日状況

津山市の60歳以上人口に対する加入率　1.14%(男 1.83%、女 0.62%)

※60歳以上人口･･･36,720人(男 15,727人、女 20,993人)

●ふれあいサロン

高齢者相互のふれあいと世代を超えた交流の促進を図り、市民生活に豊かな感性と活力をもたらすことを目的とする。

１．設置場所　　津山市南新座34　アリコベール・しんざ　2階　TEL 24－3600

２．施設内容　　サロン、研修室、和室、会議室

３．開館時間　　9時～21時　（休館日：毎週火曜日、年末、年始）

４．利用申込　　（事務室へ）所定の申込書による（1ケ月前より申込み受付）

５．利用料金　　①1時間当り使用料

サロン 1,940円　　研修室 640円　　和室 640円　　会議室 640円

②冷暖房の使用については5割増

６．利用状況

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数	34,159人	31,972人	27,127人	26,380人	25,516人

介　護　保　険

介護保険事業計画

平成１２年４月からスタートした介護保険制度は、少子高齢社会の到来により深刻になっている介護を社会全体で支えようとする制度である。介護保険により『老後の安心』を、一般保健福祉施策により『老後の生きがいと健康』を提供する。津山市は、介護保険事業の円滑な運営と推進を図るため、「津山市介護保険事業計画」と「津山市高齢者保健福祉計画」を一体的に策定している。

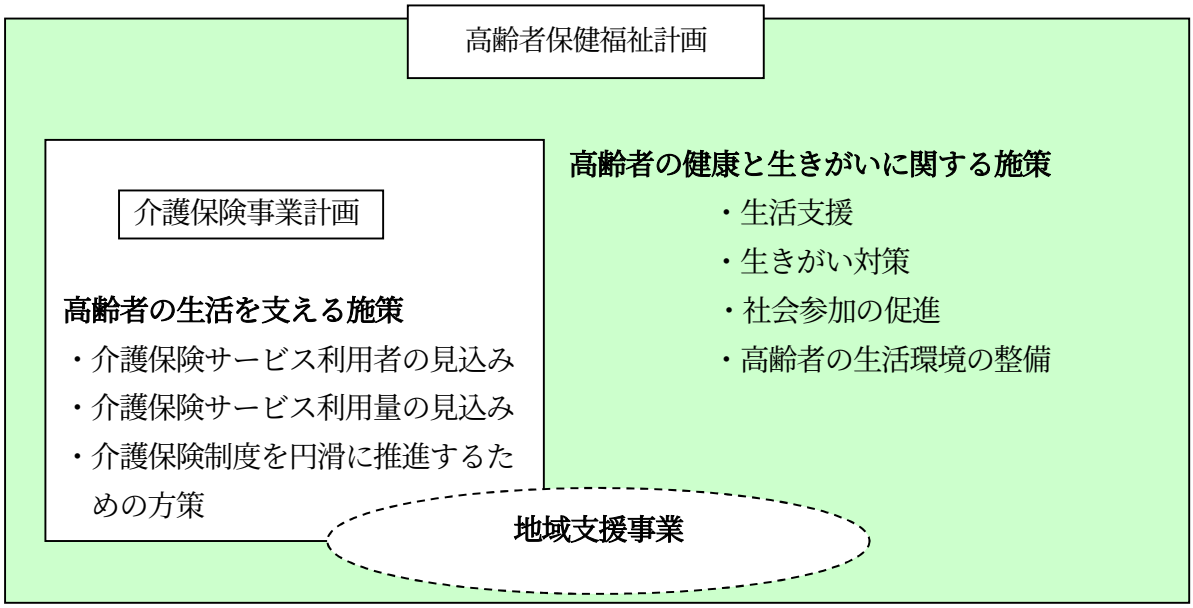

第６期津山市介護保険事業計画では、平成２７年度から平成２９年度までの高齢者数等を次のとおり見込んでいる。

《高齢者数等の推計》

区　　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人　　口	104,840 人	103,977 人	103,055 人	102,083 人
６５歳以上人口	29,154 人	29,561 人	29,972 人	30,114 人
７５歳以上人口	15,428 人	15,417 人	15,613 人	15,672 人
７５歳以上の占める率	52.9%	52.2%	52.1%	52.0%
高　齢　化　率	27.8%	28.4%	29.1%	29.5%

《支援や介護が必要な被保険者数の推計》

区　　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要援護者数	6,566 人	6,662 人	6,896 人	7,113 人
施設入所者	1,724 人	1,766 人	1,803 人	1,803 人
在　宅　等	4,842 人	4,896 人	5,093 人	5,310 人

高齢化率、被保険者数等の状況

1　高齢化率の推移

津山市の高齢化率は、平成２８年１０月には２９％を超え、今後もさらに高齢化が進んでいくと予測される。

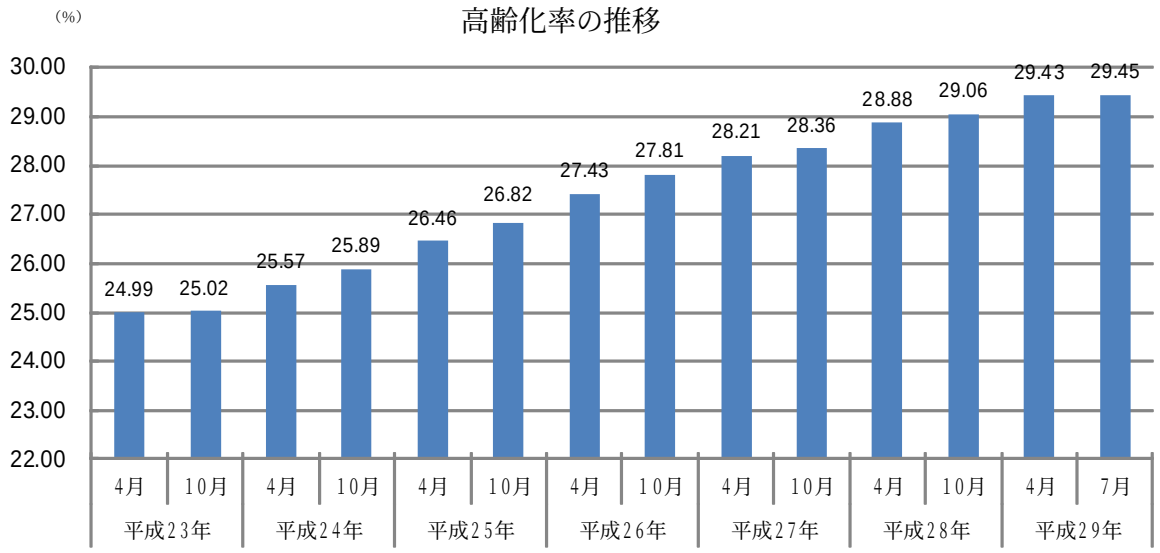

＊住民基本台帳(各月１日現在)

2　被保険者数

第１号被保険者		30,001人	介護保険事業状況報告 （平成29年3月31日現在）
	６５歳以上７５歳未満	14,350人	
	７５歳以上	15,651人	
	外国人被保険者（再掲）	62人	
	住所地特例（再掲）	77人	
第２号被保険者		32,452人	住民基本台帳（平成29年3月31日現在）
計		62,453人	

3　要介護度別認定者数等

平成２９年３月末現在の認定者数は６，１５８人で、平成２７年度からは減少傾向にあるが、要支援認定者の減少によるものであり、要介護認定者に関しては増加している。

なお、要支援１、要支援２、要介護１の軽度認定者の割合が４４％を占めている。

●要支援・要介護認定者数

区分＼年月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月
要支援１	816 人	794 人	767 人	762 人	683 人
要支援２	765 人	849 人	871 人	782 人	707 人
(小計)	**(1,581 人)**	**(1,643 人)**	**(1,638 人)**	**(1,544 人)**	**(1,390 人)**
要介護１	1,180 人	1,241 人	1,297 人	1,300 人	1,301 人
要介護２	1,046 人	1,076 人	1,081 人	1,090 人	1,121 人
要介護３	737 人	792 人	792 人	847 人	832 人
要介護４	669 人	672 人	742 人	734 人	726 人
要介護５	832 人	854 人	807 人	753 人	788 人
(小計)	**(4,464 人)**	**(4,635 人)**	**(4,719 人)**	**(4,724 人)**	**(4,768 人)**
合　　計	**6,045 人**	**6,278 人**	**6,357 人**	**6,268 人**	**6,158 人**

＊介護保険事業状況報告(3 月月報分)

【認定者数の推移】

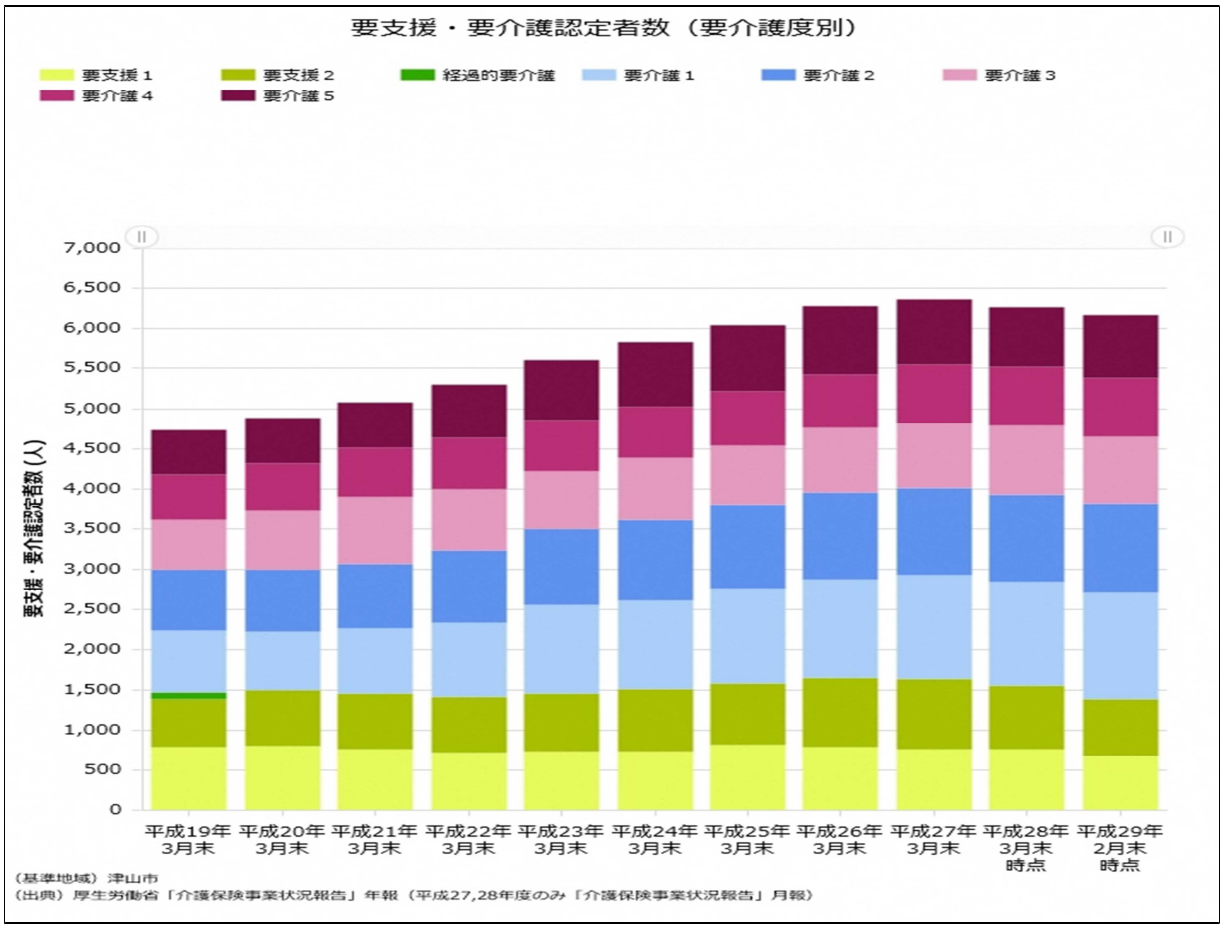

＊厚労省「見える化」システム(各月月末現在)

【認定率の推移】

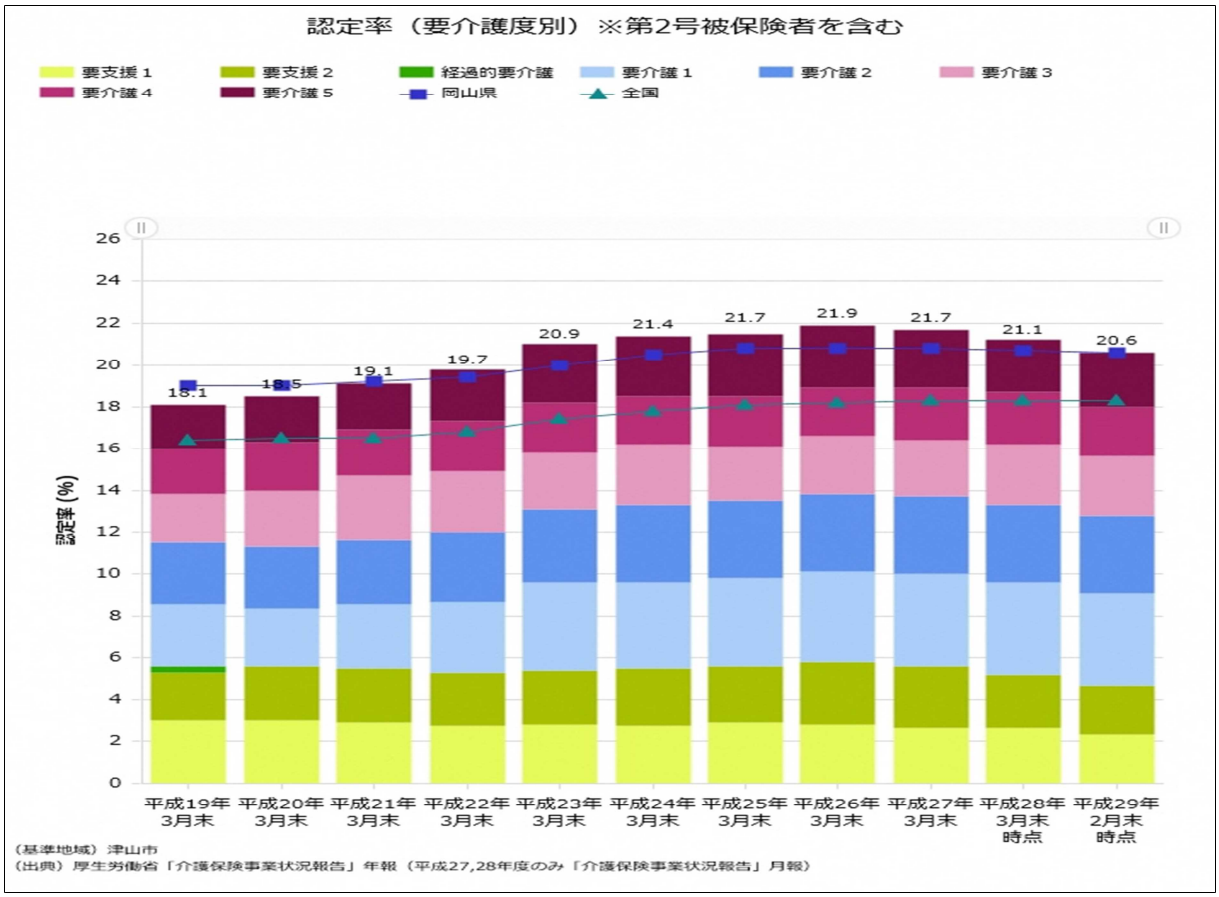

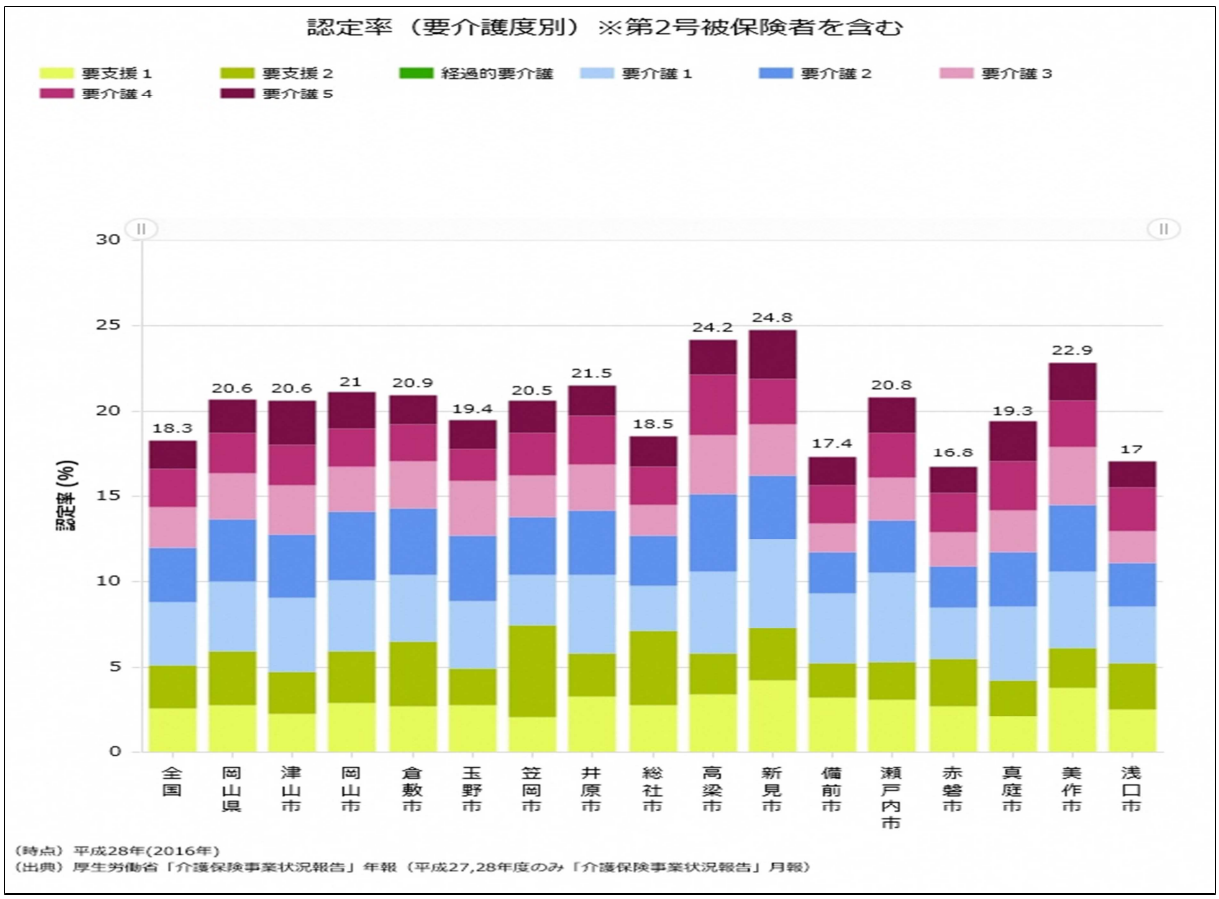

＊厚労省「見える化」システム(平成29年2月末時点)

２　介護保険サービス事業者の状況

●居宅介護支援事業者

在宅サービスを希望する利用者の介護（予防）サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づいてサービス事業者との連絡調整を行ったり、施設入所を希望する場合には施設への紹介やその他の便宜を提供する事業者

事業者数	45 事業所

●介護予防支援事業者

要支援１・２の認定となった方に対し、サービス計画を作成し、介護予防を実施する事業者の紹介、連絡調整を行う事業者

津山市地域包括支援センター（サブセンター）	１ヶ所（8 ヶ所）

●在宅サービス

サービスの種類	事業者数
訪問介護	29 事業所
訪問入浴介護	3 事業所
訪問看護	81 事業所
訪問リハビリテーション	63 事業所
通所介護（デイサービス）	21 事業所
通所リハビリテーション（デイケア）	143 事業所
短期入所生活介護（ショートステイ）	10 施設
短期入所療養介護（ショートステイ）	9 施設
特定施設入居者生活介護	10 施設
認知症対応型共同生活介護	20 事業所
地域密着型通所介護	18 事業所
認知症対応型通所介護	3 施設
小規模多機能型居宅介護	7 施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	4 施設
福祉用具の貸与・購入	10 社

●施設サービス

サービスの種類	事業者数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	9 施設
介護老人保健施設（老人保健施設）	7 施設
介護療養型医療施設（療養型病床群等）	1 施設

※事業所、施設の数は平成２９年４月１日現在

３　介護サービスの利用状況

（１）　居宅介護(介護予防)サービス受給者数

区分＼年月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月
要支援１	412 人	415 人	394 人	405 人	411 人
要支援２	434 人	536 人	539 人	547 人	492 人
(小計)	**(846 人)**	**(951 人)**	**(933 人)**	**(952 人)**	**(903 人)**
要介護１	791 人	838 人	861 人	901 人	952 人
要介護２	706 人	728 人	768 人	796 人	821 人
要介護３	425 人	444 人	438 人	465 人	493 人
要介護４	281 人	284 人	274 人	260 人	294 人
要介護５	237 人	248 人	218 人	215 人	225 人
(小計)	**(2,440 人)**	**(2,542 人)**	**(2,559 人)**	**(2,637 人)**	**(2,785 人)**
合　　計	**3,286 人**	**3,493 人**	**3,492 人**	**3,589 人**	**3,688 人**

＊介護保険事業状況報告(3 月月報分)

（２）　地域密着型(介護予防)サービス受給者数

区分＼年月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月
要支援１	2 人	3 人	2 人	4 人	1 人
要支援２	9 人	9 人	5 人	6 人	7 人
(小計)	**(11 人)**	**(12 人)**	**(7 人)**	**(10 人)**	**(8 人)**
要介護１	88 人	96 人	90 人	93 人	221 人
要介護２	143 人	142 人	127 人	148 人	251 人
要介護３	137 人	120 人	134 人	138 人	200 人
要介護４	97 人	93 人	105 人	83 人	108 人
要介護５	87 人	93 人	80 人	77 人	86 人
(小計)	**(552 人)**	**(544 人)**	**(536 人)**	**(539 人)**	**(866 人)**
合　　計	**563 人**	**556 人**	**543 人**	**549 人**	**874 人**

＊介護保険事業状況報告(3 月月報分)

（３）　施設介護サービス受給者数

区分＼年月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月
要介護１	43 人	46 人	38 人	45 人	52 人
要介護２	91 人	80 人	89 人	79 人	82 人
要介護３	155 人	171 人	199 人	195 人	190 人
要介護４	236 人	253 人	325 人	331 人	309 人
要介護５	413 人	400 人	427 人	402 人	412 人
合　　計	**938 人**	**950 人**	**1,078 人**	**1,052 人**	**1,045 人**

＊介護保険事業状況報告(3 月月報分)

（４） 介護サービス受給者数の推移

居宅介護サービス・地域密着型サービス受給者の推移

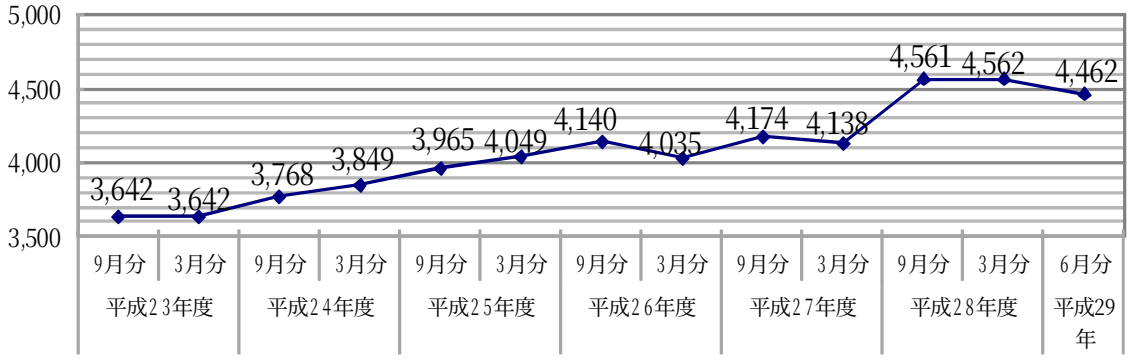

＊介護保険事業状況報告

施設サービス受給者の推移

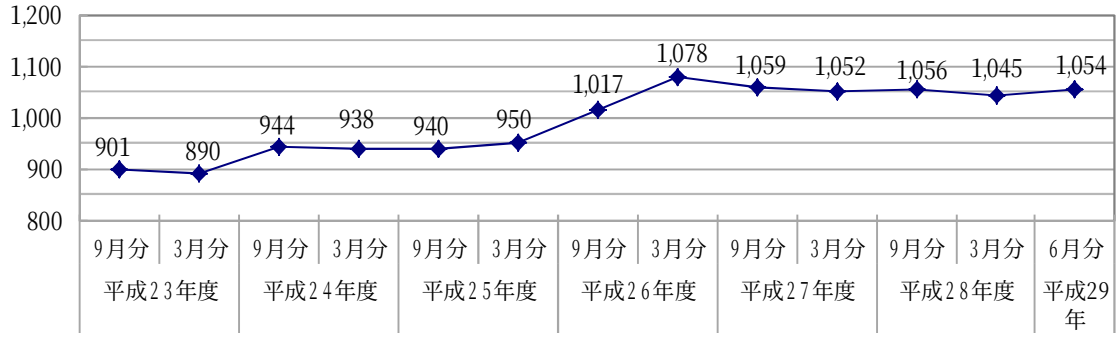

＊介護保険事業状況報告

（５） サービス利用、未利用の状況

要介護度別・サービス利用者数・未利用者数

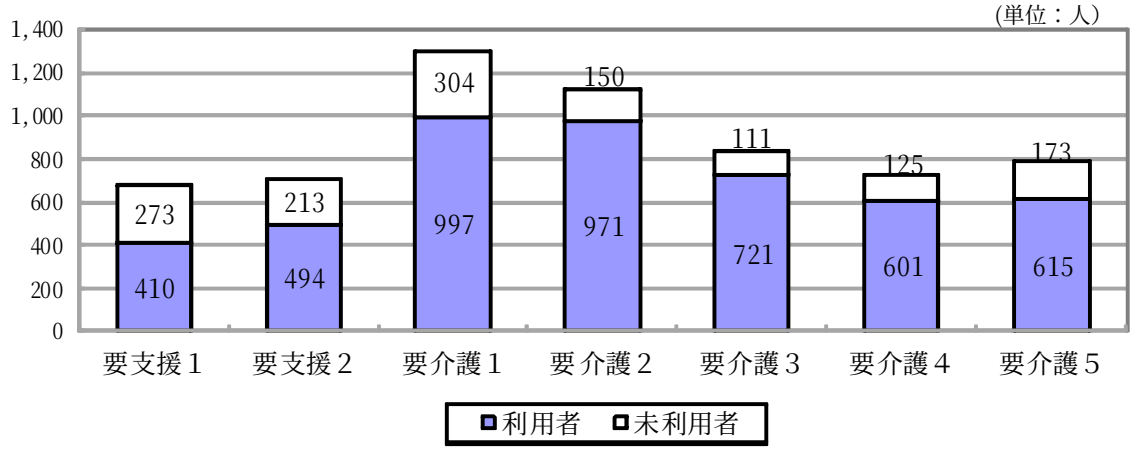

（平成 29 年 3 月分）

（６） 介護給付費実績

(単位：円)

区分＼年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
現物給付分	居宅介護サービス費	3,516,775,158 (⇒前年比)	3,738,261,157 (⇒1.06)	3,890,136,410 (⇒1.04)	3,879,374,519 (⇒1.00)	3,691,942,846 (⇒0.95)
	構成比率	42.0 %	43.1 %	42.6 %	42.1 %	39.8 %
	施設介護サービス費	2,896,163,674 (⇒前年比)	2,953,327,262 (⇒1.02)	3,194,442,511 (⇒1.08)	3,286,820,295 (⇒1.03)	3,264,923,148 (⇒0.99)
	構成比率	34.5 %	34.0 %	35.0 %	35.7 %	35.2 %
	地域密着型サービス費	1,426,598,415 (⇒前年比)	1,441,800,702 (⇒1.01)	1,459,185,075 (⇒1.01)	1,394,930,251 (⇒0.96)	1,680,679,385 (⇒1.20)
	構成比率	17.0 %	16.6 %	16.0 %	15.2 %	18.1 %
	特定入所者介護サービス費	289,069,980 (⇒前年比)	295,746,200 (⇒1.02)	325,106,814 (⇒1.10)	369,029,980 (⇒1.14)	358,388,380 (⇒0.97)
	構成比率	3.5 %	3.4 %	3.6 %	4.0 %	3.9 %
償還給付分		245,582,502 (⇒前年比)	246,200,833 (⇒1.00)	247,402,661 (⇒1.00)	262,973,573 (⇒1.06)	264,509,924 (⇒1.01)
構成比率		2.9 %	2.8 %	2.7 %	2.9 %	2.9 %
審査支払手数料		9,416,315 (⇒前年比)	9,966,054 (⇒1.06)	9,640,020 (⇒0.97)	10,130,852 (⇒1.05)	7,936,608 (⇒0.78)
構成比率		0.1 %	0.1 %	0.1 %	0.1 %	0.1 %
合　計		8,383,606,044 (⇒前年比)	8,685,302,208 (⇒1.04)	9,125,913,491 (⇒1.05)	9,203,259,470 (⇒1.01)	9,268,380,291 (⇒1.01)

４　第１号被保険者保険料の賦課及び納付の状況

（１） 第１号被保険者保険料

平成 27 年度から平成 29 年度までの期間において、介護保険サービスの経費を賄うために必要となる第１号被保険者保険料の基準月額は 5,800 円である。個人の保険料額は本人及び世帯の収入状況に応じて 10 段階に区分しており、各所得段階別の年間保険料は次のとおりである。

所得段階	対象となる人	年間保険料
第１段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	31,320 円
第２段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超えるが 120 万円以下の人	45,240 円
第３段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える人	52,200 円
第４段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	52,200 円
第５段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第４段階に以外の人	69,600 円
第６段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の人	83,520 円
第７段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の人	90,480 円
第８段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	104,400 円
第９段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 600 万円未満の人	118,320 円
第 10 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上の人	139,200 円

（２） 平成２８年度第１号被保険者保険料の所得段階別人数

（平成 29 年 3 月末現在）

所得区分	特別徴収	普通徴収	併徴者	計	構成比率
第１段階	3,723 人	747 人	116 人	4,586 人	15.3%
第２段階	3,172 人	114 人	126 人	3,412 人	11.3%
第３段階	2,612 人	110 人	151 人	2,873 人	9.6%
第４段階	2,261 人	460 人	71 人	2,792 人	9.3%
第５段階	4,695 人	133 人	129 人	4,957 人	16.5%
第６段階	4,539 人	558 人	243 人	5,340 人	17.8%
第７段階	2,573 人	315 人	73 人	2,961 人	9.9%
第８段階	1,357 人	212 人	50 人	1,619 人	5.4%
第９段階	834 人	145 人	37 人	1,016 人	3.4%
第 10 段階	350 人	81 人	14 人	445 人	1.5%
計	26,116 人	2,875 人	1,010 人	30,001 人	100.0%

（３） 第１号被保険者保険料の収納状況

年度	区　分		調　定　額	収　入　額	不納欠損額	収納率
２４	現年分	特別徴収	1,360,539,548	1,360,539,548	0	100.00
		普通徴収	141,422,368	125,771,691	0	88.93
		計	1,501,961,916	1,486,311,239	0	98.96
	滞納繰越分		25,090,610	6,512,082	5,403,181	25.95
	合計		1,527,052,526	1,492,823,321	5,403,181	97.76
２５	現年分	特別徴収	1,401,616,962	1,401,616,962	0	100.00
		普通徴収	148,980,784	133,875,760	0	89.86
		計	1,550,597,746	1,535,492,722	0	99.03
	滞納繰越分		28,766,248	8,223,773	6,148,170	28.59
	合計		1,579,363,994	1,543,716,495	6,148,170	97.74
２６	現年分	特別徴収	1,449,886,138	1,449,886,138	0	100.00
		普通徴収	149,665,335	134,596,260	0	89.93
		計	1,599,551,473	1,584,482,398	0	99.06
	滞納繰越分		29,476,239	7,801,202	6,640,449	26.47
	合計		1,629,027,712	1,592,283,600	6,640,449	97.74
２７	現年分	特別徴収	1,767,400,260	1,767,400,260	0	100.00
		普通徴収	170,624,873	152,518,741	0	89.39
		計	1,938,025,133	1,919,919,001	0	99.07
	滞納繰越分		30,103,663	8,350,590	6,990,589	27.74
	合計		1,968,128,796	1,928,269,591	6,990,589	97.97
２８	現年分	特別徴収	1,818,168,350	1,818,168,350	0	100.00
		普通徴収	166,640,473	149,004,789	2,280	89.42
		計	1,984,808,823	1,967,173,139	2,280	99.11
	滞納繰越分		32,847,736	9,561,149	7,165,912	29.11
	合計		2,017,656,559	1,976,734,288	7,168,192	97.97

５　介護予防事業

(１)　一次予防事業

○介護予防普及啓発事業

内　　容	実施箇所	開催回数	参加延人数
認知症ささえあえるまちづくり事業	11 箇所	22 回	215 人
めざせ元気!!こけないからだ講座	199 箇所	8,539 回	109,210 人
（内）栄養教室	（内）　5 箇所	（内）　5 回	（内）　64 人
その他介護予防教室等		135 回	4,223 人

６　介護保険制度を円滑に運営するための取組

介護保険制度を円滑に運営するため、津山市は次の取組を行っている。

（１）介護保険運営協議会の設置

介護保険事業計画の策定・進行管理と事業運営上生じる問題や課題の検討のため、被保険者公募委員を含む１７人の委員で構成する津山市介護保険運営協議会を設置している。

（２）介護保険事業者連絡協議会の設立

介護保険サービスを提供する事業者間並びに行政との連携を図り、また、相互の情報交換等を活性化することにより介護サービスの質的な向上を図るため、津山市介護保険事業者連絡協議会を設立している。事務局は高齢介護課が担当している。

（３）介護相談員派遣事業の実施

介護保険施設入所者等の介護保険に対する疑問や不満解消のため、市内の介護老人福祉施設等に津山市が委嘱した介護相談員１２人を派遣している。

国 民 健 康 保 険

国民健康保険は、勤労者等の被用者を対象とする被用者保険に加入していない一般住民を対象とする地域保険で、疾病・負傷等に関して必要な保険給付を行うものである。

津山市の国民健康保険事業は、昭和３５年１０月に発足し、平成１７年２月２８日に加茂町・阿波村・勝北町・久米町と合併を行い、平成２９年４月１日現在、被保険者世帯数 13,068 世帯、被保険者数 20,426 人が加入しており、住民全体の 19.97%が国民健康保険の被保険者であり、地域医療保険として市民福祉向上のため果たすべき役割は非常に大きいものがある。

年度別医療費･保険料の動向
（被保険者1人当り額）

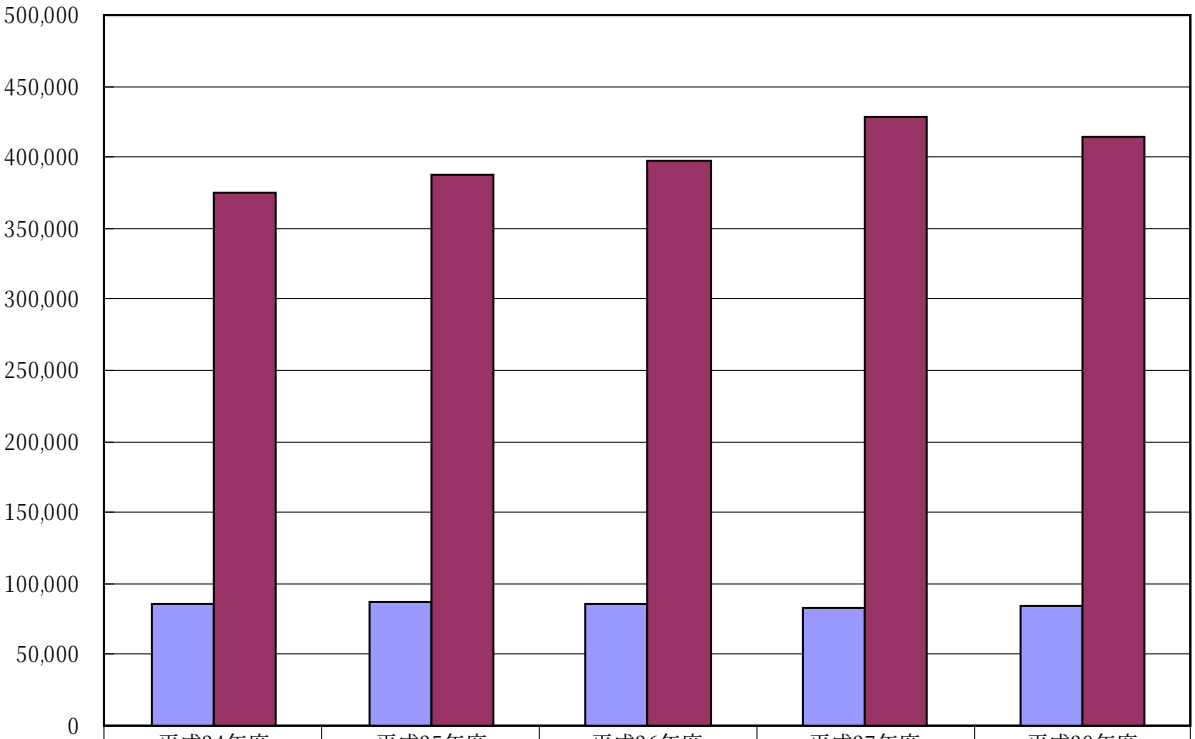

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保険料	85,116	86,422	84,766	83,131	84,119
医療費	375,454	388,185	397,345	429,281	414,229

国民健康保険の特徴

○ 国保の加入・脱退は、届出が必要である。

○ 医療費の７割給付のほかにも、申請により受けられる給付がある。

○ **国保のしくみ**

国保の運営は、市町村で行っています。その費用は、おもに住民のみなさんの納める保険料によって支えられている。

○被保険者（加入の届出を含む）

・一般状況

(年度末国民健康保険加入状況)

年度	(1)年度末全市状況		(2)年度末国民健康保険加入状況					
	世帯数	人口	世帯数	加入率	対前年比	被保険者数	加入率	対前年比
	世帯	人口	世帯	%	%	人	%	%
24	44,345	105,961	14,401	32.47	-1.14	23,719	22.38	-1.76
25	44,530	105,557	14,177	31.84	-1.56	22,978	21.77	-3.12
26	44,664	104,717	13,868	31.05	-2.18	22,286	21.28	-3.01
27	44,829	103,954	13,414	29.92	-3.27	21,938	21.10	-1.56
28	44,778	102,294	13,068	29.18	-5.77	20,426	19.97	-8.35

年度	(3)年度末国民健康保険被保険者数					
	一般	割合	対前年比	退職	割合	対前年比
	人	%	%	人	%	%
24	21,698	91.48	-1.35	2,021	8.52	-5.96
25	21,280	92.61	-1.93	1,698	7.39	-15.98
26	20,732	93.03	-2.58	1,554	6.97	-8.48
27	20,644	94.10	-0.42	1,294	5.90	-16.73
28	19,904	97.44	-3.99	522	2.56	-66.41

・資格異動届出状況

(被保険者増減内訳・増)

年度	資格取得						
	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
	人	人	人	人	人	人	人
24	684	3,554	116	104	0	65	4,523
25	704	3,162	83	96	0	80	4,125
26	650	3,080	89	86	0	40	3,945
27	598	2,869	69	95	1	51	3,683
28	615	2,856	51	67	3	50	3,642

（被保険者増減内訳・減）

年度	資格喪失 転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢	その他	計	差引増減
	人	人	人	人	人	人	人	人
24	615	2,934	123	149	1,024	104	4,949	-426
25	662	3,011	92	168	831	102	4,866	-741
26	575	2,843	76	197	839	103	4,633	-688
27	574	2,872	76	188	950	96	4,756	-1,073
28	516	2,557	92	142	975	147	4,429	-787

（異動届出書件数）

年度	取得届	喪失届	氏名変更届	世帯変更届	住所変更届	世帯主変更届	合計	対前年比
	件	件	件	件	件	件	件	%
24	3,208	3,932	130	379	376	347	8,372	-2.12
25	3,038	3,785	117	313	364	340	7,957	-4.96
26	2,869	3,709	106	308	350	301	7,643	-3.95
27	2,714	3,790	118	268	307	269	7,466	-2.32
28	2,666	3,648	85	265	301	233	7,198	-3.59

下記の場合は、１４日以内に届出が必要

	こんなとき	届出に必要なもの
国保加入	他市町村から転入したとき	印鑑、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、特別永住者証明書、印鑑
国保脱退	他市町村に転出するとき	印鑑、保険証
	職場の健康保険に入ったとき（被扶養者になったとき）	印鑑、国保保険証及び職場の健康保険証
	死亡したとき	印鑑、保険証
	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	在留カード、特別永住者証明書、印鑑
その他	市内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書
	保険証を紛失したとき	印鑑、本人を証明するもの（免許証など）

○マイナンバーカード（個人番号カード）、またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類の持参も必要。

○保険給付(一部負担金)

・本人一部負担金

一般被保険者　０歳～就学前　２割負担

６歳（就学前を除く）～６９歳　３割負担

７０歳以上　２割負担※1（一定以上所得者は３割負担※2）

※1　ただし、昭和１９年４月１日以前生まれの方は１割になる。

※2　一定以上所得者・・課税所得が１４５万円以上の方及び同じ世帯の対象者の方。ただし、課税所得が１４５万円以上でも、年収が７０歳以上７５歳未満の国保被保険者の収入合計が２人以上で５２０万円未満の人（一人世帯の場合は、年収３８３万円未満）の場合は、申請により１割又は２割負担となる。

・入院中の食事の一部負担（１食あたり）

一　般　加　入　者		３６０円
住民税非課税世帯等 （７０歳以上では低所得Ⅱの人）	９０日まで	２１０円
	９１日以上	１６０円
７０歳以上で低所得Ⅰの人		１００円

（住民税非課税世帯等の人は「標準負担額減額認定証」（７０歳以上の人で低所得者Ⅱ、Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の申請が必要）

低所得Ⅱ・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）

低所得Ⅰ・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税で、かつ、各種所得等から必要経費・控除を差し引いた所得が０円となる世帯に属する人

・療養費

医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具代やあんま、はり、きゅう、マッサージなどの施術料をいったん全額自己負担で支払われた場合、申請により認められれば、後から保険給付分が払い戻しされる。

平成 18 年 4 月 1 日から、小児弱視等の治療用眼鏡が療養費の対象となる（9 歳未満の小児）

・出産育児一時金

国保被保険者が出産したとき、その世帯主に対し 404,000 円を支給(ただし、産科医療補償制度を利用している分娩機関で出産した場合､16,000 円の追加支給｡)。

・葬祭費

国保被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者に対し 50,000 円を支給

・海外療養費

短期間の海外渡航中の病気やけがの治療について、帰国後申請により療養費として給付

○高額療養費

医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をすれば次の基準額を超えた分が払い戻される。

平成２９年４月現在

１．６９歳までの被保険者の場合

上位所得者	所得 ９０１万円超	ア	２５２，６００円＋医療費が ８４２，０００円を超えた場合は、その超えた分の１％
	所得 ６００万円超 ９０１万円以下	イ	１６７，４００円＋医療費が ５５８，０００円を超えた場合は、その超えた分の１％
一　般	所得 ２１０万円超 ６００万円以下	ウ	８０，１００円＋医療費が ２６７，０００円を超えた場合は、その超えた分の１％
	所得 ２１０万円以下（住民税非課税世帯を除く）	エ	５７，６００円
住民税非課税世帯		オ	３５，４００円

同じ世帯で同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を２回以上支払った場合は、それらを合計してこの表の額を適用する。

・過去１２ヶ月以内に同じ世帯で４回以上高額療養費の支給を受けた場合、次の額を超えた部分を支給する。

上位所得者	所得 ９０１万円超	ア	１４０，１００円
	所得 ６００万円超 ９０１万円以下	イ	９３，０００円
一　般	所得 ２１０万円超 ６００万円以下	ウ	４４，４００円
	所得 ２１０万円以下（住民税非課税世帯を除く）	エ	４４，４００円
住民税非課税世帯		オ	２４，６００円

２．７０歳以上の被保険者の場合（後期高齢者医療該当者を除く）

	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	平成29年8月から ５７，６００円 （平成29年7月まで ４４，４００円）	８０，１００円 医療費が２６７，０００円を超えた場合はその超えた分の１％を加算 （４４，４００円）※3
一　　般	平成29年8月から １４，０００円 （平成29年7月まで １２，０００円）	平成29年8月から ５７，６００円 （４４，４００円）※3 （平成29年7月まで ４４，４００円）
低所得Ⅱ	８，０００円	２４，６００円
低所得Ⅰ		１５，０００円

※3　過去１２ヶ月以内に同じ世帯で４回以上高額療養費の支給を受けた場合、４回目から限度額が下がる。

なお、高額療養費の支給対象となるのは、保険診療部分のみであり、食事代、差額ベッド代等は含まれない。また、同一の病院、診療所、薬局ごとで分け、さらに同一の病院、診療所であっても、医科と歯科及び入院と外来とはそれぞれ別で計算される。

・高額の治療が長期間必要なとき

血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するＨＩＶ感染症、人工透析が必要な慢性腎不全の人は「特定疾病療養受療証」を申請すれば、病院での毎月の自己負担限度額が10,000円までとなる。（平成18年10月から、70歳未満の上位所得者は20,000円）

○保険料

区　分	内　　容
①　均等割	被保険者１人あたり
②　平等割	被保険者１世帯あたり
③　所得割	前年の総所得金額等－３３万円（※）

平成２８年度

	医 療 分	後期高齢者医療支援分	介 護 分
均等割	27,900 円	8,400 円	8,000 円
平等割	21,700 円	6,200 円	4,500 円
所得割	8.80%	2.90%	2.50%
賦課最高限度額	540,000 円	190,000 円	160,000 円

平成２９年度

	医 療 分	後期高齢者医療支援分	介 護 分
均等割	27,900 円	8,400 円	8,000 円
平等割	21,700 円	6,200 円	4,500 円
所得割	8.80%	2.90%	2.50%
賦課最高限度額	540,000 円	190,000 円	160,000 円

※　保険料には、その所得に応じて均等割、平等割の２割、５割、７割減額の軽減制度がある。ただし、所得の申告がされていることが条件となる。

・保険料の納期限（平成２９年度）

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
7 月 3 1 日	8 月 31 日	10 月 2 日	10 月 31 日	11 月 30 日	12 月 25 日	1 月 31 日	2 月 28 日	4 月 2 日

○特定健康診査、特定保健指導

平成２０年４月より事業開始。

４０歳以上７５歳未満の国保被保険者及び７５歳以上の後期高齢者医療加入者に対して受診券などを送付し、生活習慣病などの疾病予防に役立てるため実施している。

４０歳以上７５歳未満の国保被保険者以外の人は、社会保険・健康保険組合等それぞれが加入している機関で同様に実施される。

平成 28 年度結果

・特定健康診査

対象人数	受診者数	受診率
14，334 人	4，187 人	29.2%

・特定保健指導

対象人数	利用者数	利用率
544 人	86 人	15.8%

○その他の保健事業

国民健康保険として、保険料の３％以上を目標に充てて保健事業に取り組み、市民の健康増進を図ることにより医療費の抑制に努めている。

・市広報「つやま」への記事掲載

平成１４年度から、単独の広報紙作成から市広報へ掲載する方式に変更。国保に関するタイムリーなニュースを掲載している。

・血圧計

１階市民ロビーに設置しており、来庁者が自由に計測できるようになっている。

・医療費通知

国保被保険者に対して２カ月おきに郵送している。

・体組成計

平成１７年度に生活習慣病予防として機器を購入。対象者の各部位ごとの肥満の特徴、推定筋肉量を測ることが出来、運動の必要性などを指導する際の動機付けに活用している。健康福祉まつりや糖尿病教室の際にあわせて活用している。

・ジェネリック医薬品（後発医薬品）普及促進

平成２１年度には、ジェネリック医薬品希望カードを配布し、国保啓発パンフレットにジェネリック医薬品に関するページを掲載した。

平成２２年度には、前記に加えて健康セミナーを開催し、ジェネリック医薬品の普及を図った。

平成２３年度には、津山薬剤師会にジェネリックカードを配布し、各薬局で活用していただくようにした。

平成２４年度には、ジェネリック医薬品差額通知の送付を始めた。

平成２６年度からは更新用保険証にジェネリック医薬品希望シールを同封し普及を図っている。

・保健師による保健事業推進

平成２４年度から嘱託保健師を活用し、重複頻回受診抑制のための訪問指導、糖尿病予防のための指導、特定健診の受診勧奨などを行っている。

平成２９年度現在２名体制で実施中。

○後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、７５歳以上の人全員と一定の障害がある６５歳以上の人で申請により認定された認定された人が加入する高齢者の医療制度です。

	後期高齢者医療制度
根拠条例	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
対象者	75 歳以上の人
	65 歳以上で （1）1 級～3 級の身体障害者手帳を持っている人 （2）4 級の身体障害者手帳を持つ人のうち音声・言語障害、下肢障害（一部）のある人 （3）療育手帳の重度障害（A） （4）精神障害者保健福祉手帳の 1 級・2 級 （5）国民年金法等における障害年金の 1 級・2 級 上記の人のうち、広域連合の認定を受けた人

医療機関での 負　担　額	・一般・低所得Ⅱ・低所得Ⅰの人　・・・かかった医療費の 1 割 ・現役並み所得の人　　・・・かかった医療費の 3 割

所得区分	現役並み所得者	住民税の課税所得が 145 万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者。ただし、被保険者の収入合計が 2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の人は、申請により 1 割負担。現役並み所得の被保険者（世帯に他の被保険者がいない場合に限る）であって、世帯内の 70 歳以上 75 歳未満の人も含めた収入合計額が 520 万円未満の人も、申請により 1 割負担。
	一　般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人
	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
	低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人及び老齢福祉年金受給者

平成２８年度

⑴ 加入状況（月末）

月	65～74 歳 （障害認定）	75 歳以上	合計
3	424 人	15,292 人	15,716 人
4	424 人	15,322 人	15,746 人
5	419 人	15,311 人	15,730 人
6	418 人	15,340 人	15,758 人
7	419 人	15,387 人	15,806 人
8	417 人	15,395 人	15,812 人
9	418 人	15,415 人	15,833 人
10	424 人	15,420 人	15,844 人
11	421 人	15,431 人	15,852 人
12	423 人	15,408 人	15,831 人
1	422 人	15,439 人	15,861 人
2	419 人	15,453 人	15,872 人
3	414 人	15,457 人	15,871 人

⑵ 異動（増）

県外転入	年齢到達	障害認定	生保廃止	その他	県内転入	計
40 人	1,160 人	67 人	9 人	0 人	27 人	1,303 人

⑶ 異動（減）

県外転出	死亡	障害認定取消	生保開始	そ の 他	県内転出	計
33 人	1,018 人	3 人	43 人	15 人	36 人	1,148 人

⑷ 限度額適用・標準負担額減額認定申請受付

月	受付件数
4	39
5	50
6	118
7	77
8	90
9	59
10	38
11	49
12	46
1	54
2	43
3	50
合計	713

【高額療養費制度】

ひと月当たりの一部負担金の合計額が以下の金額を超えた場合、申請により高額療養費として支給します。

	外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
現役並み所得者	平成２９年７月まで ４４，４００円	８０，１００円＋１％（注１） [４４，４００円]（注２）
	平成２９年８月から ５７，６００円	
一　般	平成２９年７月まで １２，０００円	平成２９年７月まで ４４，４００円
	平成２９年８月から １４，０００円 年間限度額（注３） １４４，０００円	平成２９年８月から ５７，６００円 [４４，４００円]（注２）
低所得者Ⅱ （区分Ⅱ）	８，０００円	２４，６００円
低所得者Ⅰ （区分Ⅰ）	８，０００円	１５，０００円

（注１）「＋１％」は医療費が 267,000 円を超えた場合、超過額の１％を加算。

（注２）過去１２か月以内に「外来＋入院」の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が４回以上あった場合、４回目以降の自己負担限度額は 44,400 円となります。

（注３）毎年８月～翌年７月が対象となります。

【入院時食事代】

		１食あたりの食費
①現役並み所得者及び一般		**３６０円**（※１）
②低所得者Ⅱ （区分Ⅱ） （※３）	９０日以内の入院 （過去１２か月の入院日数）	**２１０円**
	９０日（※２）を超える入院 （過去１２か月の入院日数）	**１６０円**
③低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）（※３）		**１００円**

※１　一部２６０円の場合があります。

※２　低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）の認定期間内の入院に限ります。認定期間内の入院が９０日を超えた場合に改めて申請をすることで、１食あたり 160 円になります。（以前加入の医療保険において区分Ⅱに相当する認定証の交付を受けている入院期間も含む）

※３　②、③の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

【療養病床に入院したとき】

療養病床に入院した場合は、食費と居住費の一部を自己負担します。

		１食あたりの食費	１日あたりの居住費	
			平成２９年 ９月まで	平成２９年 １０月から
①現役並み所得者及び一般		４６０円（※４）	３２０円	３７０円
②低所得者Ⅱ（※５）		２１０円	３２０円	３７０円
③低所得者Ⅰ（※５）		１３０円	３２０円	３７０円
	老齢福祉年金受給者	１００円	０円	０円

※４　保険医療機関の施設基準等により４２０円の場合もあります。

※５　②、③の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

国　民　年　金

私たちの人生には、自分や家族の加齢、障害、死亡など、さまざまな要因で、自立した生活が困難になるリスクがあります。こうした生活上のリスクは、予測することができないため、個人だけで備えるには限界があります。そこで、これらに備えるための仕組みが、公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険です。

もし、公的年金制度がなかったら、私たちは、親の老後を仕送りなどで支えたり、自分自身の老後に自分だけで備えたりする必要があります。しかし、自分が何歳まで生きられるのか、長い人生の間に、経済の状況や社会の在り方がどう変化していくのかは予測できません。

公的年金制度には、国民年金、厚生年金と共済年金があり、市町村役場では主に国民年金業務を行っています。国民年金制度は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。日本国内に住む２０歳以上６０歳未満の人は、原則として全員国民年金に加入しなければならないこととなっています。

このように、国民年金等の公的年金制度は、予測することができない将来のリスクを、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

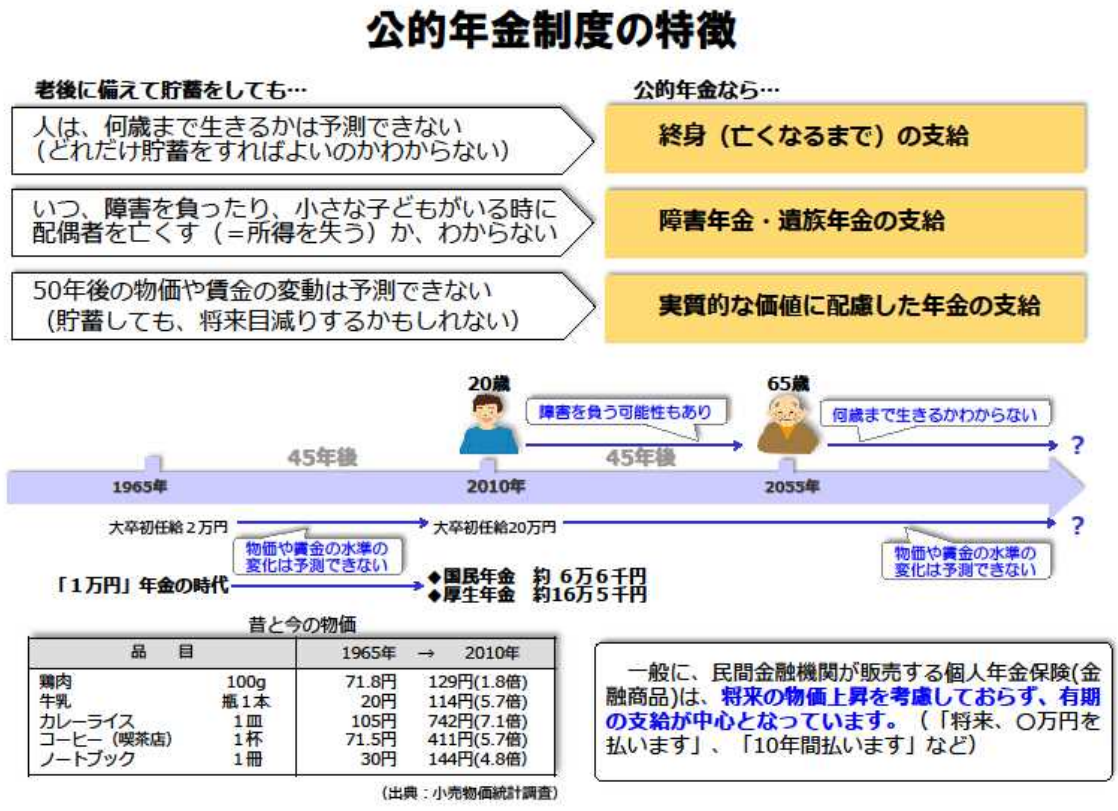

1．国民年金に加入する人

国民年金の加入者を**「被保険者」**といい、必ず加入することになる**「強制加入被保険者」**と、希望して加入できる**「任意加入被保険者」**の２種類に分かれ、このうち強制加入被保険者は、職業によってさらに３種類に分かれます。

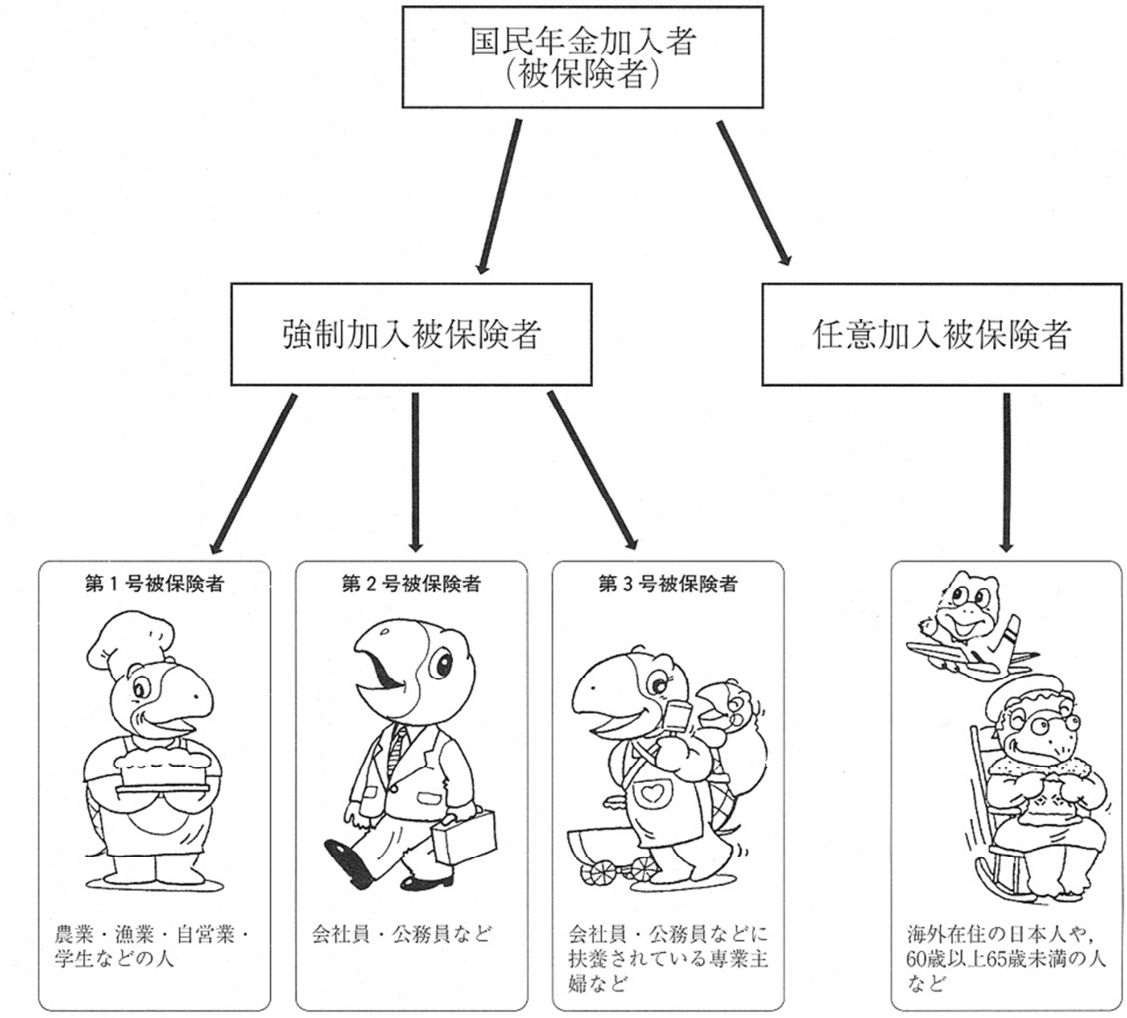

被保険者年度別加入状況表　　（単位：人）

年　度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
第１号被保険者	12,317	11,825	11,225	10,628	10,071
第３号被保険者	6,915	6,682	6,514	6,289	5,948
任意加入被保険者	171	146	139	121	128
合　計	19,403	18,653	17,878	17,038	16,147

２．国民年金の保険料

国民年金第１号被保険者の月々の保険料は**16,490 円（平成 29 年度）**です。

また、保険料を前払い（前納）すると保険料が安くなります。**口座振替はさらに保険料が安く**なります。

納付方法	１ヶ月分	６ヶ月分	１年分	２年分
現金支払（月々）	16,490 円	98,940 円	197,880 円	393,960 円
現金支払（前納） 【割引額】		98,140 円 【800 円】	194,370 円 【3,510 円】	379,560 円 【14,400 円】
口座振替（前納） 【割引額】	16,440 円 【50 円】	97,820 円 【1,120 円】	193,730 円 【4,150 円】	378,320 円 【15,640 円】

（１）保険料免除制度

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が**１／２**（平成 20 年度分までは1/3）として計算されます。

◆全額免除となる所得の「めやす」◆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

（扶養親族等の数＋１）×35 万円＋22 万円

申請者本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

一部免除制度（一部納付制度）

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は３種類あります。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

・４分の３免除　→　年金額５／８（平成 20 年度分までは１/2 ）

・半　額　免除　→　年金額３／４（平成 20 年度分までは２/３）

・４分の１免除　→　年金額７／８（平成 20 年度分までは５/６）

◆一部納付となる所得の「めやす」◆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

○４分の３免除　→　78 万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

○　半　額　免除　→　118 万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

○４分の１免除　→　158 万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

※全額免除、一部免除ともに、10 年以内でしたら追納することができます。ただし、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予されていた時の保険料に一定の加算額が加わります。

納付猶予制度　　**学生納付特例制度**

納付猶予制度は本人と配偶者の所得が一定以下の５０歳未満の方が、また、学生納付特例制度は本人所得が基準以下の学生の方が利用できる制度です。

将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、**申請により保険料の納付が猶予される制度**です。将来の年金額を増やすために、10 年以内でしたら追納することができます。ただし、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予されていた時の保険料に一定の加算額が加わります。

（単位：人）

免除制度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
全額免除	2,346	2,355	2,233	1,997	1,954
4 分の 3 免除	296	288	272	188	169
半額免除	143	172	189	121	110
4 分の 1 免除	55	71	88	48	53
若年者納付猶予	404	412	360	311	366
学生納付特例	1,203	1,183	1,173	1,121	1,082

※若年者納付猶予制度は平成 28 年 7 月から、納付猶予制度になりました。

３．基礎年金給付

６５歳から一生涯老齢基礎年金が支給されます。（終身保障）

老齢
基　礎　年　金

平成 29 年度年金額　**７７９，３００円（満額）**

20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間（480 月）の全期間保険料を納めた人は、65 歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

老齢基礎年金を受けるためには保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低 10 年間（120 月）あることが必要です。＊老齢基礎年金の計算式は次のとおりです。

779,300 円×〔保険料納付月数＋（保険料全額免除月数×1/2（平成 20 年度分までは 1/3））+（保険料 1/4 納付月数×5/8（平成 20 年度分までは 1/2））+（保険料半額納付月数×3/4（平成 20 年度分までは 2/3））+（保険料 3/4 納付月数×7/8（平成 20 年度分までは 5/6））〕÷加入可能年数×12

病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには障害基礎年金が、また、万一本人がなくなったときは、残された配偶者や子に遺族基礎年金が支給されます。

障害
基　礎　年　金

平成 29 年度年金額（定額）　**９７４，１２５円**（1 級）
　　７７９，３００円（2 級）

国民年金加入中の病気やケガで障害等級表（1 級･2 級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

（注１）子の人数によって加算（1 人につき：224,300 円、3 人目以降：74,800 円）があります。

（注２）平成 23 年 4 月から加算の範囲が拡大され、受給権発生後に生計を維持する子を有した場合には、法が施行された平成 23 年４月 1 日から加算の対象となります。

遺族
基　礎　年　金

平成 29 年度年金額**１，００３，６００円（子が１人）**
（基本額（定額））：779,300 円＋子 1 人の加算額 224,300 円

国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。

（注１）子は 18 歳到達年度の末日まで、又は障害がある場合は 20 歳まで支給されます。

（注２）配偶者に支給される場合は、子の人数によって加算（1 人につき 224,300 円、3 人目以降：74,800 円）があります。

＊障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の２／３以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、初診日又は死亡された日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと及び平成 29 年 8 月以降は、死亡した人の保険料納付済期間等が原則 25 年以上が必要です。

４．国民年金の独自給付

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの基礎年金給付は、被保険者の種別にかかわらず、すべての国民に共通する年金給付ですが、第 1 号被保険者及び任意加入被保険者にのみ支給されるものとして次のような給付があります。

付加年金

付加保険料（400 円）を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢基礎年金に加算して支給されます。

■支給される年金額

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。

200 円×付加保険料納付月数

したがって、40 年間付加保険料を納付した人の年金額は次のとおりです。

（老齢基礎年金）　（付加年金の額）

779,300 円　＋　200 円×480 月　＝　875,300 円

寡婦年金

老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10 年以上婚姻関係があった妻に、60 歳から 65 歳までの間支給されます。

■支給される年金額

寡婦年金の額は、夫の第 1 号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の 4 分の 3 です。

死亡一時金

3 年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けないで死亡したときに、その遺族に支給されます。

■支給される金額

死亡一時金の額は、保険料を納付した期間に応じて、120,000 円～320,000 円と定められています。

特別一時金

障害年金等の受給権者であって、昭和 61 年 4 月 1 日前に国民年金に任意加入した人または法定免除された保険料を追納した人については、保険料の納付期間に応じて特別一時金が支給されます。

■支給される金額

特別一時金の額は、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間に係る国民年金の保険料の額の合計額を基準として、一時金の対象となる保険料納付済期間に応じて、28,000 円～701,000 円と定められています。

短期在留外国人の脱退一時金

国民年金の加入期間が 6 ヶ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国人には、被保険者資格を喪失して、日本国内に住所を有しなくなった日から 2 年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

■支給される金額

平成 29 年 4 月以降に基準月のある脱退一時金の請求があった場合の額は、保険料を納付した期間等に応じて、49,470 円～296,820 円と定められています。

5. 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害者に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、平成 17 年 4 月から福祉的措置として「特別障害給付金」を支給する制度が創設されました。

特別障害給付金

特別障害給付金の支給対象となる人は、次のいずれかに該当する人です。なお、障害基礎年金などを受給することができる人は対象になりません。

（１）平成 3 年 3 月以前に国民年金の任意加入対象であった学生

（２）昭和 61 年 3 月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた被用者等の配偶者であって、任意加入していなかった期間内に初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）がある人

■支給される給付金額

特別障害給付金制度で支給される額は、障害基礎年金の場合と同様に障害の程度に応じて 1 級に該当する場合と 2 級に該当する場合で異なり、次のようになっています。

（１）1 級の障害基礎年金の障害の程度に該当する人　**月額 51,400 円**（2 級の 1.25 倍）

（２）2 級の障害基礎年金の障害の程度に該当する人　**月額 41,120 円**

6. 年金等の受給者数

（単位：人）

給付の種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
老齢基礎年金	26,916	27,847	28,609	29,069	29,534
障害基礎年金	2,169	2,169	2,167	2,168	2,188
遺族基礎年金	281	257	257	244	239
特別障害給付金	7	10	8	7	7

子育て支援

津山ファミリー・サポート・センター

津山ファミリー・サポート・センターは、育児の応援をしてほしい方（依頼会員）と応援したい方（提供会員）がお互いに助けたり、助けられたりして育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。

所在：津山市新魚町１７ アルネ・津山3階　津山男女共同参画センター「さん・さん」内

電話：３１－８７５３

年 度 別 会 員 数

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
依 頼 会 員	532人	561人	560人	560人	548人
提 供 会 員	338人	330人	367人	387人	396人
両 方 会 員	120人	112人	99人	88人	77人
計	990人	1,003人	1,026人	1,035人	1,021人

年 度 別 活 動 状 況

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
活 動 件 数	1,741件	1,799件	1,517件	1,299件	1,202件

親子ひろば「すくすく」

2歳までの子どもとその保護者を対象とした「つどいの広場」です。親子や子ども同士が一緒に遊んだり、親同士が子育ての情報交換をする場を提供しています。利用時間内は自由に出入りでき、予約の必要はありません。室内には専任の保育士が2名常駐しています。

所在：津山市山北800　津山すこやか・こどもセンター2階

開設日時：月曜日～金曜日（祝・休日は除く）　9：30～12：00　13：00～15：30

運営委託先：津山市社会福祉協議会

年 度 別 利 用 者 数

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利 用 組 数	8,172組	8,426組	7,541組	7,582組	7,430組
利 用 人 数	17,728人	18,250人	16,400人	16,608人	16,252人

※　平成19年度は7月から開始で、週１回の開催（アルネ・津山３階）

※　平成20年度は、月曜日は津山すこやか・こどもセンター１階で、火～金曜日はアルネ・津山4階で開催

※　平成21年度から月～金曜日まで津山すこやか・こどもセンター3階で開催

親子ひろば「わくわく」

小学校未修学の子どもとその保護者を対象とした「つどいの広場」です。（株）おもちゃ王国が運営する「おもちゃ大使館」内に設置しており、保育士等のスタッフが3名以上常駐しています。未就学児の親子は「おもちゃ大使館」も無料で利用することができ、豊富な知育玩具や大型遊具で楽しく遊べます。

所在：津山市新魚町17　アルネ・津山3階

開設日時：毎週火曜日以外（火曜日が祝日のときは開設。元日は休み）10：00～16：00

運営委託先：（株）おもちゃ王国

年　度　別　利　用　者　数

区　　分	平成28年度
利 用 組 数	1,001組
利 用 人 数	2,264人

※　平成29年3月18日開設

一時預かりルーム「にこにこ」

保護者が用事や買い物、リフレッシュをしたいときなどに、おおむね生後6か月から小学校就学前までの子どもを2名の保育士が専用施設で一時的に預かります。

所在：津山市新魚町17　アルネ・津山４４

開設日時：毎週火曜日以外（火曜日が祝日のときは開設。元日は休み）10：00～19：00

運営委託先：（株）おもちゃ王国

利用料：

年齢区分	最初の2時間	以後30分ごと	上限
3歳以上	400円	150円	1,900円
3歳未満	700円	150円	2,200円

年　度　別　利　用　者　数

区　　分	平成28年度
利 用 人 数	25人

※　平成29年3月18日開設

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、保護者が昼間就労等で家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後や長期休み中に安全な遊び場や生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として設置しています。

児童クラブは現在、市内27小学校区に設置され、全学区対応クラブが2施設あります。

１．平成29年度児童クラブ設置学区

東小、北小、南小、弥生小、高野小、林田小、鶴山小、大崎小、向陽小、一宮小
河辺小、佐良山小、高田小、西小、広野小、成名小、高倉小、加茂小、勝加茂小、
新野小、広戸小、秀実小、誠道小、中正小、喬松小、院庄小、清泉小

２．全学区対応クラブ

放課後児童健全育成センター津山、地域児童健全育成施設わらべ

３．児童クラブの運営は、津山市と委託契約を結んだ運営委員会及び法人の27団体が行っています。

年 度 別 実 施 状 況　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施クラス数	34クラス	34クラス	34クラス	36クラス	36クラス
在籍児童数	1,167人	1,267人	1,241人	1,230人	1,283人

（大規模クラブはクラスを分割して保育を行っている）

就学前教育・保育

子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう、保育者の資質や専門性を高めるための研修、研究等を実施し、保育園（所）・幼稚園の保育・教育の質の向上を図ります。

津山市における就学前教育保育カリキュラム活用に関する取組

「津山市における幼児教育の理念と展望」を反映した「津山における就学前教育・保育カリキュラム」に基づき、公立私立保育園（所）・幼稚園において、平成 25 年 4 月からカリキュラムの活用に取り組んでいます。

平成２９年度は、カリキュラム委員会主催の平成２９年度就学前教育・保育カリキュラム研修会を開催します。

同研修会では、関西大学人間健康学部人間健康学科山縣文治教授を講師として招き、「就学前教育・保育に関わる指針・要領の改訂とこれからの教育・保育」を講演テーマとして、保育園（所）・認定こども園・幼稚園・小学校の職員が参加し、平成３０年度改訂の施行に向けて、「保幼小接続と新保育所保育指針、新幼保連携型認定こども園教育・新保育要領、幼稚園教育要領」について学び合います。当該研修会は、幼児教育の理解と重要性について認識を深め、就学前の育ちを小学校につなげることについて、研修を深めることを目的としています。

保育園（所）・幼稚園合同研修会

保育現場からのニーズに応じて、美作大学准教授居原田洋子氏による「就学前教育・保育職員研修平成 29 年度１・２・３年目職員研修会」、松蔭大学講師山下文一氏による「就学前教育・保育に関わる指針・要領の改訂について」、川崎医療短期大学講師重松孝治氏による「特別支援教育の質の向上に向けて」、津山市危機管理室による「防災・危機管理について」等に関する研修会を企画し、市内外の公立私立保育園（所）・幼稚園を対象に合同研修会を実施して、質の高い保育・教育を担う保育者の育成に努めます。

保育園（所）・幼稚園の指導に関する取組

・市内公立私立保育園（所）・幼稚園の園訪問を実施し、各園の経営方針に基づく取組みや地域性、施設管理状況、保育実践、特別な支援を要する幼児や食物アレルギー対応状況について把握に努め、必要に応じて指導を行っています。【各園１～２回・特別支援に関する訪

問：該当園１回】

・**公立幼稚園における研究指定園等（幼稚園教育研究会指定）**の研究指導や公立保育所・幼稚園の職員（新採用職員・年齢別の担任・特別支援補助員等）の指導、公立幼稚園等における合同保育実践園の取組の指導等を実施しています。【年間５０回程度】

・保育所長会、幼稚園長会、主任会、津山市立幼稚園教育研究会等の会議に参加し、公立私立保育園（所）・幼稚園の管理に当たっています。【年間７０回程度】

特別な支援を必要とする子どもへの支援に関する取組

・津山市特別支援教育センター通級指導教室幼児部と連携し、巡回相談・教育相談の利用促進や在籍園訪問等による保育現場での実情から、早期発見早期対応の取組やインクルーシブ教育の現状把握に取り組んでいます。関係団体との情報交換を行い、必要に応じた対応を検討します。【幼児部ミーティング８回、津山市特別支援教育推進センター・ミーティング３回】また、今年度から新たに「スキルUP研修会」を公立保育所・こども園・幼稚園の職員を対象に年４回開催し、教育相談等について研修し専門性を高めています。

児　　童　　館

児童館は、０歳から１８歳までの全ての児童が、遊びを通してその健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域における子育て支援を行い、子供会、親子クラブ、放課後児童クラブ等の地域組織活動の育成・助長を図るなど、様々な児童の健全育成に必要な活動を行うことを目的とした児童厚生施設です。建物には集会室、遊戯室、図書室などを設けています。

活動内容は、運動や遊具による遊び、創作活動、季節の行事並びに親子クラブ、一輪車クラブ、けん玉クラブなどの自主的グループによる活動も実施されています。

阿波児童館

所 在 地　津山市阿波１７８２－１（平成７年４月開館）

敷地面積　871.96㎡　　建築面積　197.64㎡　　電話　４６－２０７６（ＦＡＸ兼用）

加茂児童館（ぐりむ児童館）

所 在 地　津山市加茂町中原９７－１（昭和６１年４月開館）

敷地面積　2,474㎡　　建築面積　296.68㎡　　電話　４２－３１６８（ＦＡＸ兼用）

中央児童館

所 在 地　津山市山北７６５（昭和５３年４月開館）

敷地面積　800.00㎡　　建築面積　225.56㎡　　電話　２２－２０９９（ＦＡＸ兼用）

南児童館（ワイワイ児童館）

所 在 地　津山市横山２６－２（平成１３年５月開館）

敷地面積　861.00㎡　　建築面積　237.02㎡　　電話　２４－４４００（ＦＡＸ兼用）

○阿波児童館

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児　　童	1,204 人	1,691 人	1,241 人	762人	409人
保　護　者	305 人	238 人	193 人	158人	179人
団　　体	171 人	89 人	190 人	367人	159人
計	1,680 人	2,018 人	1,624 人	1,287人	749人
月　平　均	140 人	168 人	135 人	107人	62人
1 日 平 均	11 人	13 人	9 人	6人	4人

○加茂児童館

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児　　童	5,851人	5,352人	4,401人	3,378人	5,463人
保　護　者	2,039人	2,154人	2,052人	1,613人	2,750人
団　　体	745人	681人	1,853人	1,329人	1,492人
計	8,635人	8,187人	8,306人	6,320人	9,705人
月　平　均	720人	682人	692人	790人	809人
1 日 平 均	29人	28人	28人	32人	33人

○中央児童館

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児　　童	15,673人	13,661人	13,670人	14,305人	13,998人
保　護　者	6,775人	6,586人	6,161人	7,020人	5,988人
団　　体	3,634人	3,555人	3,488人	3,446人	2,832人
計	26,082人	23,802人	23,319人	24,771人	22,818人
月　平　均	2,174人	1,984人	1,943人	2,064人	1,902人
1 日 平 均	89人	81人	80人	85人	79人

○南児童館

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児　　童	9,357人	8,345人	9,667人	10,776人	9,949人
保　護　者	4,432人	3,701人	4,648人	5,450人	5,141人
団　　体	3,433人	2,593人	3,018人	2,956人	3,059人
計	17,222人	14,639人	17,333人	19,182人	18,146人
月　平　均	1,435人	1,219人	1,444人	1,598人	1,512人
1 日 平 均	60人	50人	59人	66人	63人

児　　童　　福　　祉

児童福祉法は、すべての児童が国・地方公共団体及び保護者によって等しく生活を保障され、心身ともに健全に育成されることを目的として制定されています。

近年、少子化の進行、夫婦共働き家庭の増加、家庭や地域子育て機能の低下など、児童及び家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、次世代を担う子供を安心して生み育てられる環境づくりが急務の政策課題となっています。そうした中で、市においては児童福祉施設の充実、保育所特別保育事業の実施、児童手当、児童扶養手当等の支給、母親クラブの育成、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の実施、心身障害児の福祉増進などに努めています。

(1) 保育所（園）・認定こども園

保育所（園）は、保護者が就労や病気などにより、家庭において保育ができない場合に保護者に代わって保育を行う施設です。保育の実施は、保育を希望する保護者からの申請に基づき、保育の入所基準に従って決定されます。

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。０歳から２歳児は保育のみ、３歳から５歳児は、保護者の就労などの状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受けることとなります。

いずれの施設も、保育料は保護者の負担能力に応じた金額で算定します。

保　育　所・認定こども園　入　所　状　況　　（平成29年4月1日現在）

公私立の別	施設数	定員（人）	入所人員（人）							充足率（%）
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳～	計	
公立保育所	3	210	11	41	45	49	61	45	252	120.0
私立保育所	22	2,360	116	405	421	475	503	475	2,395	101.4
計	25	2,570	127	446	466	524	564	520	2,647	102.9
公立認定こども園	2	340	12	47	56	66	75	86	342	100.5
私立認定こども園	2	170	6	26	44	41	32	30	179	105.2
計	4	510	18	73	100	107	107	116	521	102.1
合計	29	3,080	145	519	566	631	671	636	3,168	102.8
乳幼児人口			800	861	850	832	891	876	5,110	
乳幼児人口に占める入所率（%）			18.1	60.2	66.5	75.8	75.3	72.6	61.9	

年 度 別 入 所 状 況　　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入 所 人 員	3,385人	3,320人	3,299人	3,380人	3,360人
入所委託費計	（千円） 2,245,050	（千円） 2,246,600	（千円） 2,253,664	（千円） 2,545,137	（千円）

※　認定こども園は、平成２８年４月から実施

(2) 障害児保育（１８か所）

保育が必要な障害児で、保育所での集団保育が可能な限り、保育所に受け入れて、健常児と一緒に保育することが児童の福祉を図る上で望ましいとされることから実施しています。一般的な条件としては、中程度までの障害児で集団保育が可能であり、日々通所できる場合となっています。

年 度 別 実 施 状 況　　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実 施 園 数	23か所	25か所	24か所	23か所	22か所

(4) 延長保育（２９か所）

保護者の勤務や通勤時間等の理由で、保育の延長が必要な児童を対象に保育時間を延長して、午後７時までの保育を実施しています。

年 度 別 実 施 状 況　　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数	34,241人	31,700人	29,083人	35,324人	33,016人

※　平成27年度より短時間認定利用者含む

(5) 一時預かり事業（１４か所）

育児疲れの解消や保護者の急病時、就労形態の多様化に伴う継続的な保育など、入所児童以外の児童の一時的な保育需要に対応するため、緊急・一時的に保育を希望する場合に利用することができます。

①非定型的保育サービス

保護者の就労（再就職の準備）・職業訓練・就学形態等により、家庭における保育が週に３日程度まで断続的に困難となる児童に対する保育

②緊急保育サービス

保護者の傷病、入院、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭、ボランティア活動、地域社会活動、文化体育活動など社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的

に保育を必要とする児童に対する保育

③私的理由による保育サービス

保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育

年 度 別 実 施 状 況　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数	11,731人	11,506人	9,395人	10,520人	9,717人
休日保育				446人	420人
合計				10,966人	10,137人

(6) 休日保育（１か所）

保育の実施児童であって、保護者が休日等において保育できない場合に、事前に休日保育事業の実施保育所に申込みをした上で利用することができます。

年 度 別 実 施 状 況　（年度末現在）

区　　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用者数	547人	503人	548人	588人

※　平成 27 年度より一時預かり事業に移行。

(7) 病児保育（病児対応型）（１か所）

病気回復期にある児童を病院に付設された専用室において、一時的に預かり、保護者の子育て支援と就労支援を図ることを目的に、平成１４年度から実施しています。

年 度 別 実 施 状 況　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数	656人	820人	666人	829人	821人

(8) 病児保育（体調不良児対応型）（１２か所）

保育所に通所している児童が、保育中に微熱を出すなど、「体調不良」となった場合において、看護師等を配置して安心かつ安全な体制を確保しています。

年 度 別 実 施 状 況　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実　施　園　数	11か所	11か所	11か所	12か所	12か所

(9) 子育て支援センター事業（４か所）

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援・地域への出前保育などを実施しています。

年 度 別 実 施 状 況　　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
やよい子育て支援センター	1,600組	1,450組	1,878組	1,634組	1,944組
地域子育て支援センター（勝北）	1,439組	1,673組	1,745組	1,292組	1,131組
すこやか子育て相談センター（一宮・みどりの丘）	1,287組	950組	991組	675組	1,245組
子育て支援センター（久米）	1,549組	1,004組	1,030組	1,187組	1,558組

助　産　施　設

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保健上入院助産を受けることが必要であるが、経済的理由により、入院できない妊産婦を入所させて助産を受けさせることができる施設として、市内に１カ所あります。

年 度 別 実 施 状 況　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施　設　数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
定　　員	１人	１人	２人	２人	２人
措　置　人　数	５人	２人	２人	７人	３人

児 童 手 当（特例給付）（旧：平成２２年３月末日まで）

児童手当は、国・地方公共団体・事業主の三者が費用負担し、児童を養育している家庭に支給することによって、児童の養育費を補足し家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的とした制度です。（平成22年4月から一時期「子ども手当」への制度変更がありました。）

１．支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給
(1) 小学校修了前までの児童を養育している人
(2) その人の前年の収入が一定の額に満たないこと

２．支給額は、第１・２子についてはそれぞれ月額5,000円、３子以降の１人については月額10,000円　※３歳未満の乳幼児は、出生順位にかかわらず一律10,000円

３．支給月は、毎年２月・６月・１０月にそれぞれの月の前月までの４カ月分をまとめて支給

年 度 別 支 給 状 況（２月末現在）

区　　分		平成22年度
児童手当	件　　数	7,819件
	児 童 数	11,158人
特例給付	件　　数	130件
	児 童 数	178人
合　　計	件　　数	7,949件
	児 童 数	11,336人

※1）平成18年4月1日～　小学校6年生まで対象年齢拡大
所得制限の緩和

※ 2) 平成22年4月１日～　子ども手当に変更
平成22年6月に平成22年2・3月の2か月分を支給

子ども手当(平成22年4月1日～24年3月末日まで)

平成22年４月から従来の「児童手当」から「子ども手当」に替わりましたが、平成24年4月1日からは新しい「児童手当」制度が始まりました。子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨の下に中学校修了前までの子どもの養育者に手当を支給する制度です。

○対象となる子ども及び手当額

１．支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給

中学校修了前までの子どもを養育している方（父又は母、養育者）が受給者となります。

※父母の両方が養育しているときは、生計の主体者が受給者となります。

２．支給額は、平成22年４月から平成23年９月分までは、中学校修了前までの子ども１人につき月額13,000円

平成23年10月から平成24年３月分までは、３歳未満は月額15,000円

３歳から小学校修了までは第１・２子は月額10,000円、第３子以降は月額15,000円

中学生は一律月額10,000円

３．支給月は、毎年２月・６月・１０月にそれぞれの１０日（休日の場合は、その前日）に前月までの４カ月分をまとめて支給

年 度 別 支 給 状 況（２月末現在）

区　　分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
子ども手当	件　　数	10,747件	10,622件	0件
	児 童 数	14,671人	14,563人	0人

児 童 手 当（特例給付）（新：平成２４年４月１日～）

平成24年4月から「子ども手当」制度に替わり、新しい「児童手当」制度が始まりました。児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。

○対象となる児童および手当額

１．支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給

中学校修了前までの児童を養育している方（父または母、養育者）が受給者となります。

※父母の両方が養育しているときは、生計の主体者が受給者となります。

２．支給額は、３歳未満は月額15,000円

３歳から小学校修了までは第１・２子は月額10,000円、第３子以降は月額15,000円

中学生は一律月額10,000円

３．支給月は、毎年２月・６月・１０月にそれぞれの１０日（休日の場合は、その前日）に月までの４カ月分をまとめて支給

年 度 別 支 給 状 況（２月末現在）

区　　分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児　童	受給者数	7,880人	7,759人	7,634人	7,526人	7,409人
手　当	児 童 数	13,848人	13,621人	13,386人	13,245人	12,953人
特　例	受給者数	234人	219人	223人	241人	251人
給　付	児 童 数	404人	383人	402人	424人	439人
合　計	受給者数	8,114人	7,978人	7,857人	7,767人	7,660人
	児 童 数	14,252人	14,004人	13,788人	13,669人	13,392人

児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母のいない家庭の児童もしくは実質的に父又は母が不在の状態にある家庭の児童が心身ともにすこやかに成長するように、その児童の父又は母、もしくは父母にかわってその児童を養育している人に支給される制度です。

１．対象となる児童は、１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある者で、次のいずれかに該当する児童です。

(1) 父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
(2) 父又は母が死亡した児童
(3) １年以上にわたり父又は母が生死不明か、父又は母から遺棄されている児童
(4) １年以上にわたり父又は母が法律により拘禁されている児童
(5) 父又は母が重度の障害の状態にある児童
(6) 婚姻によらないで生まれた児童
(7) 父又は母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童

２．手当の額は、全部支給の場合は第1子が月額42,290円、一部支給の場合は42,280円から9,980円の間で所得等に応じて手当額が設定されます。また平成28年8月分以降は第2子（月額5,000円）、第3子以降（月額3,000円）の多子加算分について増額し、所得等に応じた手当額が設定されることとなりました。第2子は全部支給で月額9,990円、一部支給の場合は9,980円～5,000円、第3子以降は全部支給の場合は月額5,990円、一部支給の場合は5,980円～3,000円で請求する人の所得等によって決定されます。

３．手当を請求する人、又は同居の扶養親族の所得が一定金額以上あるときは、手当は一部又は全額支給されません。

４．支給月は、毎年４月・８月・１２月にそれぞれの月の前月までの４か月分をまとめて支給されます。

年 度 別 支 給 状 況　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支　給　件　数	1,229件	1,211件	1,159件	1,125件	1,097件

遺 児 激 励 金

義務教育中の児童で、保護者の双方又は一方と死別した児童に対し、その児童の保護者又は保護者に代って監護養育をしている者に支給し、遺児となった児童の健全な育成と福祉の向上を図ることを目的とした制度です。

（支給額）

１．入学激励金　　１人につき 10,000円（小・中学校に入学するとき）

２．卒業激励金　　〃　　10,000円（中学校を卒業するとき）

３．保護者死亡見舞金　　〃　　10,000円（遺児となったとき）

年 度 別 支 給 状 況　　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入 学 激 励 金	7人	4人	7人	7人	5人
卒 業 激 励 金	8人	6人	7人	8人	9人
保護者死亡見舞金	5人	3人	1人	5人	1人
合　　計	20人	13人	15人	20人	15人

母子及び父子並びに寡婦福祉

平成２６年１０月１日から母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され、父子家庭に対する支援が拡充されました。母子及び父子並びに寡婦福祉法は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の向上を図ることを目的として制定されています。法の基本理念として国・地方公共団体は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進についての責務を有し、すべての母子家庭及び父子家庭の児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母や父の健康で文化的な生活が保障されるものとし、寡婦にも母子家庭の母に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとなっています。

市では生活の安定と向上のために各福祉資金の貸付制度、母子・父子自立支援員による身上相談や自立に必要な指導業務、就労支援を行っています。

母子・寡婦福祉資金及び父子福祉資金貸付制度

１．母子及び寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための資金を貸付けする制度です。また、平成２６年１０月１日からは父子福祉資金貸付制度が創設され、父子に対しても修学資金、生活資金等を貸し付けることができるようになりました。

１）貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

２）貸付利率

無利子、又は年１％

年 度 別 利 用 状 況（新 規）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸　付　件　数	8件	11件	17件	20件	20件

母子 ・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子家庭及父子家庭並びに寡婦福祉の増進と自立支援のために、次の業務を行っています。

１．母子・寡婦福祉資金及び父子福祉資金の貸付け並びに償還に関する相談

２．児童の養育・就学及び就職の問題や家庭紛争・再婚など生活一般に関する身上相談

３．その他

年 度 別 相 談 件 数

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生 活 一 般	652件	725件	489件	515件	453件
児　　童	84件	108件	49件	65件	36件
生 活 援 護	226件	263件	150件	314件	152件
そ　の　他	28件	61件	32件	24件	19件
計	990件	1,157件	720件	918件	660件

平成23年度から父子相談件数含む。

母子福祉協力員

おおむね小学校区に１名の母子福祉協力員を配置し、生活に追われて地域から孤立しがちな社会的・経済的に弱い立場にある母子家庭に対して、恒常的に訪問し、生活全般にわたる相談を行っています。地域における母子家庭の福祉の向上を図ることを目的とし、現在、１６名の協力員に業務を委嘱しています。

年 度 別 活 動 状 況

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪　問　件　数	298件	354件	223件	209件	230件

自立支援教育訓練給付金

自立支援教育訓練給付金事業とは、母子家庭の母や父子家庭の父の就労を促進するために指定された講座を受講した場合、終了後に受講料の一部を支給し、母子家庭や父子家庭の自立を支援する制度です。

１．対象となるのは市内に在住の２０歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父です。（ただし、父子家庭の父は平成２５年４月から適用とする）
※所得状況や養成機関での修業状況などの要件があります。

２．対象となる講座は雇用保険制度による教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座です。

３．受講料の６０％（ただし、上限200,000円。12,000円に満たない場合は支給無し。）を受講終了後に支給します。

４．訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座について事前相談が必要です。

年 度 別 支 給 状 況　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支　給　件　数	0件	2件	1件	1件	0件

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父の就労に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、１年以上養成機関等で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため給付金を支給し、母子家庭や父子家庭の自立を支援する制度です。

１．対象となるのは市内に在住の２０歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父です。（ただし、父子家庭の父は平成２５年４月１日以降に修業を開始した者とする）
※所得状況や養成機関での修業状況などの要件があります。

２．対象となる資格は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等です。

３．高等職業訓練促進給付金の支給額は、市町村民税非課税世帯が月額100,000円、市町村民税課税世帯が月額70,500円、支給対象期間は３年間を上限とする。
高等職業訓練修了支援給付金の支給額は、市町村民税非課税世帯は50,000円、市町村民税課税世帯は25,000円。

４．給付金の支給を受けるためには、養成機関に入学する前に事前相談が必要です。既に修業されている方で、給付を希望される方は、速やかにご相談ください。

５．申請時期は高等職業訓練促進給付金の場合、修業を開始した日以後。高等職業訓練修了支援給付金は訓練終了後３０日以内となります。

年 度 別 支 給 状 況　（年度末現在）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高等職業訓練促進給付金	3件	4件	2件	0件	1件
高等職業訓練修了支援給付金	1件	2件	2件	0件	0件

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または児童の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験の合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する制度です。

１．対象となるのは、市内に在住の２０歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親または２０歳未満の児童です。

２．対象講座は、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座に限ります。

３．受講修了時給付金の支給額は、受講費用の２０％（ただし、上限100,000円。4,000円に満たない場合は支給無し。）
合格時給付金の支給額は、受講費用の４０％（ただし、上限150,000円。受講修了時給付金と合格時給付金の合計が150,000円を超える場合、150,000円から受講修了時

給付金の額を控除した額。）

４．この制度を受けようとする者は、対象講座の受講について事前相談が必要です。

年 度 別 支 給 状 況　（年度末現在）

区　　分	平成28年度
受講修了時給付金	0件
合 格 時 給 付 金	0件

※　平成28年度から開始された制度のため、平成27年度以前の支給はありません。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

就職活動や病気などで、一時的に日常生活に支障が生じている母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、家庭生活支援員の派遣等を無料で行う制度です。

１．対象となるのは、市内に在住の生活保護受給世帯または市町村民税非課税世帯の母子家庭、父子家庭及び寡婦の方で、就職活動や病気などの理由で一時的に生活援助または保育サービスを必要とする家庭です。

２．支援の内容は、生活援助（食事の世話、住居の掃除、生活必需品の買物等）と子育て支援（乳幼児の保育、子育てに必要な便宜等）です。

３．家庭生活支援員の派遣等を受けようとする者は、あらかじめ利用登録をしていただく必要があります。

年 度 別 支 給 状 況　（年度末現在）

区　　分	平成28年度
生　活　援　助	3件
子　育　て　支　援	0件

※　平成28年度から開始された制度のため、平成27年度以前の支給はありません。

医　　療　　福　　祉

子ども医療

出生の日から中学校修了までの子どもにかかる保険診療分の医療費の自己負担額を公費で負担する制度です。

対象児童	外来	入院
小学校就学前	無料	無料
小・中学生	１割 （負担上限月額 44,400 円）＊	無料

＊小・中学生は外来診療において保険診療分の１割を自己負担し、１ヵ月の自己負担額が 44,400 円を超えたときは、その超過分も公費負担となります。

子ども医療費受診件数及び公費負担額

年　　度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件　　数	181,222 件	197,007 件	204,633 件	197,316 件	201,819 件
公費負担額	335,494,226 円	350,441,299 円	362,306,892 円	348,210,234 円	354,189,164 円

※1）H 9.4.1 改正　対象児を１歳未満⇒３歳未満へ引き上げ、所得制限を設定

※2）H11.4.1 改正　助成率を 8/10⇒10/10 へ引き上げ（所得制限適用分は単市負担）

※3）H13.10.1 改正　償還給付から現物給付

※4）H15.4.1 改正　対象児を３歳未満⇒４歳未満へ引き上げ

※5）H16.4.1 改正　対象児を４歳未満⇒５歳未満へ引き上げ

※6）H17.4.1 改正　対象児を５歳未満⇒６歳未満へ引き上げ

※7）H18.4.1 改正　対象児を６歳未満⇒小学校就学前までに引き上げ

※8）H22.10.1 改正　「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に変更
入院診療分について、対象児を小学校就学前⇒中学校３年生修了までに引き上げ

※9）H23.7.1 改正　外来診療分について、対象児を小学校就学前⇒小学校３年生修了までに引き上げ

※10）H24.4.1 改正　外来診療分について、対象児を小学校３年生修了まで⇒小学校６年生修了までに引き上げ

※11）H25.4.1 改正　外来診療分について、対象児を小学校６年生修了まで⇒中学校　３年生修了までに引き上げ

未熟児養育医療

未熟児として生まれ、医師が入院養育を必要と認めた場合に、その医療費の自己負担分について給付を行うものです。入院は指定養育医療機関に限られ、退院までの全期間（最長で満１歳の誕生日の前日まで）が給付の対象となります。

未熟児養育医療費受診件数及び公費負担額

年　度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件　数	13 件	22 件	57 件	58 件
公費負担額	3,076,632 円	1,727,978 円	6,390,330 円	5,277,216 円

※平成 25 年 4 月 1 日から事務が、県から権限移譲されました。

ひとり親家庭等医療

所得税が非課税であるひとり親家庭の親及び児童、あるいは父母のない児童並びにその児童と同居して養育している配偶者のない者に、医療費の自己負担額の一部を公費で負担する制度です。（対象となる「児童」とは、１８歳未満の者又は高等学校に在学している場合は１８歳になる年度末までが対象となります。１８歳以上で高校に在学している場合、２０歳になる年度末まで延長できる場合があります。）

公費負担額は医療費の自己負担額から一部負担金（定率制・定額制の医療機関によって異なります。）を差し引いた額となります。

ひとり親家庭等医療費受診件数及び公費負担額

年　度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件　数	25,018 件	25,304 件	25,883 件	25,558 件	26,366 件
公費負担額	55,980,846 円	58,840,475 円	60,066,011 円	59,695,128 円	59,847,246 円

※1）H13.10.1 改正　償還給付から現物給付へ

ひとり親家庭等医療費受給者

年　　度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ひとり親家庭等の父母	985 人	1,013 人	993 人	976 人	951 人
ひとり親家庭等の児童	1,581 人	1,625 人	1,586 人	1,580 人	1,556 人
父母のない児童	1 人	4 人	2 人	3 人	2 人
合　　計	2,567 人	2,642 人	2,581 人	2,559 人	2,509 人

津山市立保育所・認定こども園

保育所・認定こども園運営事業

１．　施設の概要

＜保育所＞

名称	所在地	定員	園児数(4/1現在)	建築年度
みどりの丘保育所	津山市大田８３１-４	１２０名	１１３名	Ｈ２８新築
公郷保育所	〃　加茂町公郷１５６５	３０名	２８名	Ｓ５１　〃
倭文保育所	〃　里公文１７５４－１	６０名	６９名	Ｈ２１　〃
（倭文保育所の運営は民間委託）				

＜認定こども園＞

勝北風の子こども園	〃　新野東６００－１			Ｈ２０　〃
		１号	３０名	２２名
		２・３号	２００名	１８５名
久米こども園	〃　南方中１７４４-1			Ｈ１１　〃
（久米こども園の運営は民間委託）		１号	１５名	１名
		２．３号	１４０名	１５５名

２．特別保育事業

市立保育所・認定こども園では次の特別保育事業を実施しています。

(1)障害児保育事業

(2)延長保育事業

公郷保育所以外で午後７時まで延長しています。

(3)一時預かり事業

勝北風の子こども園、久米こども園で実施しています。

３．地域子育て支援センター事業

市立保育所・認定こども園ではみどりの丘保育所、勝北風の子こども園、久米こども園で実施しています。電話やインターネットなどを利用しての子育て相談、地域への出前保育等、子育て中の家庭への支援を行っています。

みどりの丘保育所	「地域子育て支援センター」（平成２９年４月開設）
	ＴＥＬ　２７－２２４１（ＦＡＸ２７－０３００）
勝北風の子こども園	「地域子育て支援センター」（平成２１年４月開設）
	ＴＥＬ　３６－５１１５（ＦＡＸ３６－８８４５）
久米こども園	「地域子育て支援センター」（平成１１年４月開設）
	ＴＥＬ　５７－２５０１（ＦＡＸ５７－２３０８）

津　山　市　立　幼　稚　園

幼稚園の教育

幼稚園は子どもが初めて出会う学校であり、幼稚園教育要領に基づき、小学校入学までの幼児に集団で生活することを通じて、さまざまな教育を行っています。

１．　施設の概要

名称	所在地	定員	園児数(4/1 現在)	建(改)築年度
西幼稚園	津山市小田中１３６４－１	１４０名	１０名	Ｓ４２
東幼稚園	津山市林田７６７－１	２１０名	２６名	Ｓ５３
河辺幼稚園	津山市国分寺１１２２	１４０名	１８名	Ｈ２
大崎幼稚園	津山市金井１１－１０	７０名	１３名	Ｈ１
院庄幼稚園	津山市院庄１０４１	７０名	７名	Ｈ１２
鶴山幼稚園	津山市小田中１８４	２１０名	４４名	Ｓ４０
田邑幼稚園	津山市上田邑１１	０名	休園中	Ｓ５３
佐良山幼稚園	津山市皿６７２	１４０名	１２名	Ｓ３９
高田幼稚園	津山市下横野１１７２－５	７０名	２１名	Ｓ５７
清泉幼稚園	津山市綾部３９３－１	７０名	６名	Ｓ４４
成名幼稚園	津山市野村１３５－８	７０名	２８名	Ｓ５５
二宮幼稚園	津山市上田邑１１	７０名	１４名	Ｓ５２
加茂幼稚園	津山市加茂町塔中１４７－１	１０５名	１８名	Ｈ５
阿波幼稚園	津山市阿波１７８８－１	１０５名	休園中	Ｈ１０
	計	１，４７０名	２１７名	

２．　入園状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

施設数	定員(名)	入　園　児　数　(名)				在籍率 (%)
		３歳	４歳	５歳	合計	
１２	１，３６５		９０	１２７	２１７	６．２
幼　児　人　口			８９１	８７６	１，７６７	
幼児人口に占める入園率　(%)			９．９	６．８	８．１	

３．　未就園児交流事業

幼稚園では地域に親しまれ、身近な遊び場として利用される幼稚園づくりを目指して、未就園児を対象に園庭や施設を開放しています。（絵本の読み聞かせ、園行事への参加、幼稚園児との交流等）

４．　預かり保育事業

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育て支援を目的として、市立３園（東幼稚園・鶴山幼稚園・加茂幼稚園）で預かり保育を実施しています。

児　童　相　談

児童相談窓口

児童福祉法の改正により市町村も児童相談業務を担うこととなり、児童相談窓口が設置され、児童虐待の通告先となりました。また、関係機関と連携しながら、児童虐待だけでなく、養育支援が特に必要である児童や、妊婦に対する支援も行うこととなっています。保健師２名、児童相談員２名を配置し、子育ての悩み、子どもの発達、性格・行動・しつけ、非行、子どもの虐待など児童の抱える問題、課題を児童相談所等の関係機関と連携を図りながら相談指導しています。

相　談　種　類　別　受　付　件　数

（件）

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
養護	虐待	83	122	113	84	87
	その他	86	80	120	122	109
保健		13	6	15	58	106
障害		2	2	1	4	1
非行		3	5	0	0	0
育成	性格	9	5	0	0	3
	不登校	6	7	11	8	8
	適性	20	15	17	4	0
	育児・しつけ	12	21	35	35	26
その他		4	6	2	10	0
計		238	269	314	325	340

※平成23年度からの受付件数は福祉行政報告例による。

地　域　医　療

救 急 医 療

① 津山市では、津山市医師会や津山圏域消防組合、津山・英田圏域内の医療機関などの協力により、傷病程度に応じ夜間や休日などの診療時間外においても安心して受診できる救急医療体制を整備しています。

○一次（初期）救急医療体制
- ・《夜間当番》　津山中央病院及び津山第一病院により夜間の初期救急患者に対する医療を実施。
- ・《休日昼間当番》　当番病院により休日昼間の初期救急患者に対する医療を実施。

○二次（重症）救急医療体制　休日昼間の一次救急医療で対応できない重症患者に対する救急医療体制。津山・英田圏域内６医療機関による当番制で実施。

○三次（重篤）救急医療体制　津山中央病院救命救急センターにおいて、24 時間体制で重篤患者に対する医療を実施。

○小児救急医療体制　24 時間体制で小児救急医療体制を確保するため、津山中央病院において平成 20 年 10 月から小児救急医療拠点病院運営事業を実施。地域の開業医の協力による支援体制も整えられています。

② 津山歯科医師会の協力により、下記のとおり休日歯科救急診療体制を整備しています。

○休日歯科救急診療体制　津山歯科医療センターにおいて当番制により、休日昼間の歯科救急患者に対する医療を実施。

○障がい者歯科診療　原則毎月第１・２・４日曜日に実施。

○高齢者歯科検診　毎月第１日曜日に実施（１月については、他の日曜日に実施する場合あり）

○親子歯科教室　奇数月の第３日曜日に実施。

○在宅訪問歯科診療　随時実施。

保　健　指　導

予 防 接 種

なるべく早い時期に予防接種を受けて、病気の感染を予防することが必要です。

【定期接種】

予防接種法に基づく、予防接種です。

種　　類	対　　象	接 種 場 所
ヒブ（インフルエンザ菌ｂ型）	生後２月から生後６０月に至るまでの間にある者	県内の協力医療機関
小児用肺炎球菌	生後２月から生後６０月に至るまでの間にある者	
四種混合	生後３月から生後９０月に至るまでの間にある者、１１歳～１３歳未満（追加：二種混合）	
ＢＣＧ	生後１歳に至るまでの間にある者（標準として生後５月に達した時から生後８月に達するまでの期間で接種）	
麻しん・風しん	１期　生後１２月から生後２４月に至るまでの間にある者 ２期　５歳以上７歳未満の者であって、小学校入学前の一年間	
日本脳炎	１期　生後６月から生後９０月に至るまでの間にある者（標準として３歳で接種） ２期　９歳～１３歳未満の者	
Ｂ型肝炎	生後０月～１歳に至るまでの間にある者	
水痘（水ぼうそう）	生後１２月から生後３６月に至るまでの間にある者	
子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症)	１２歳となる日の属する年度の初日から１６歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	
インフルエンザ	６５歳以上の者及び６０～６４歳で一定の障害を有する者	
高齢者肺炎球菌	６５歳の者及び６０～６４歳で一定の障害を有する者 ※平成３０年度までの間は、各該当年度に６５歳、７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、９５歳、１００歳となる者を対象	

※　四種混合はジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオの４種類のワクチンが入った予防接種。

※　日本脳炎の予防接種は、平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの方は、20 歳未満まで定期接種ができます。また、平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日生まれで、1 期が終了されていない方は 9 歳以上 13 歳未満まで 1 期の残りの回数と 2 期の接種をすることができます。

【任意接種】

予防接種法に基づかない予防接種で、本人または保護者の希望により接種するものです。

種　　類	対　　象	接 種 場 所
小児のインフルエンザ （平成２８年１０月１日より開始）	１歳から中学３年生相当の年齢の者	市内の協力医療機関
高齢者肺炎球菌	満７０歳以上	
大人の風しん	風しん抗体検査を受けた検査結果が陰性であり、以下のいずれかに該当する者 ①妊娠を希望している昭和４２年４月２日から平成６年４月１日生まれの女性とその夫 ②現在妊娠している女性の夫	

献　　血

医学が進歩した現在においても、輸血用血液を人工的につくることはできません。

献血は、病気や怪我などで輸血を必要としている方に、血液を無償で提供するボランティアです。

《献血のできる人》

200㎖ 献血は 16 歳から、400㎖ 献血は男性 17 歳から、女性 18 歳からできます。

（65 歳以上の人は、60～64 歳で献血経験のある人）

《定期献血》

と　き　　毎月第 4 金曜日

10:00 ～ 11:30　　12:30 ～ 15：30

場　所　　市役所 1 階市民ホール

※　現在は 400㎖ 献血のみの受付となっています。

※　採血した血液で、生化学検査、血球計数検査（献血者全員）を実施し、本人に通知があります。

市民の献血状況（延べ人数）

年　度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人　数	3,942 人	3,782 人	3,873 人	3,572 人	3,417 人

母子保健対策事業

◎ 乳幼児健康診査

乳幼児の心身の発育･発達状態の診察、育児相談等を実施しています。（無料）

健　診	対　象	場　所	通知方法等
乳児健康診査	4か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり
	6～7か月になる月	県内協力医療機関	親子（母子）健康手帳の無料券を利用して個人で随時受診
	9～10か月になる月		
1歳6か月児健康診査	1歳7か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり
3歳児健康診査	3歳1か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり

乳幼児健康診査受診率

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
乳児健康診査	97.9%	98.8%	97.1%	96.4%	98.1%
1歳6か月児健康診査	95.6%	99.3%	98.4%	96.7%	97.6%
3歳児健康診査	96.7%	96.6%	96.6%	95.9%	99.1%

◎ 妊婦医療機関健診

妊娠中は、健康管理のため定期的に健診を受ける必要があります。

妊婦一般健診(妊娠中14枚)

妊婦歯科検診（偶数月　第3日曜日　津山歯科医療センター　要予約）

◎ 乳幼児・妊産婦相談

○場　所　　津山すこやか・こどもセンター
　と　き　　毎週月曜日 10時～11時30分
○場　所　　加茂グリム児童館
　と　き　　偶数月第2水曜日 11時30分～12時
　　奇数月第2金曜日 11時30分～12時
○場　所　　勝北保健福祉センター
　と　き　　原則毎月第4火曜日 10時～11時30分
○場　所　　久米保健センター
　と　き　　毎月第1火曜日 10時～11時30分

内　容　　身長・体重測定、検尿、離乳食指導、予防接種説明、その他育児に関することや妊娠中の相談など。

※ 地域の公民館、公会堂でも実施しています。（随時）
※ 行事等で変更する場合があります。

◎ 乳幼児電話相談

育児に関することを気軽に相談できます。
保健師・栄養士が相談に答えます。
ＴＥＬ．３２－２０６９（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

◎ 妊 娠 届 出

お母さんとお子さんの健康を守るため、妊娠された方に、届け出により親子（母子）健康手帳を交付します。健康記録として診察や保健指導の記録に、また、健康状態、健診結果などの覚え書として利用します。
＊ 各支所、出張所でも親子（母子）健康手帳の交付を行っています。

◎ 訪 問 指 導

新生児、ハイリスク妊産婦、ハイリスク乳児等に対して、保健師等が訪問します。

◎ 妊婦学級（妊婦ぽんぽこ学級）

妊娠中に気をつけたいことや育児についてなど、みんなで楽しく学習します。
年４回実施（１クール 3 回コース）。
会場は１回目、男女共同参画センターさん・さん（アルネ津山５階）、２・３回目、津山すこやか・こどもセンター。
申し込みが必要になります。費用負担は１回目のみ調理実習材料代 500 円。

◎ 離乳食教室

7～11 カ月ごろの離乳食の調理方法と進め方を勉強します（申し込みが必要）。
会　場　津山すこやか・こどもセンター　　年 10 回

◎ 子育て世代包括支援センター（妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口）

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援をします。母子保健コーディネーター（保健師等）が、妊娠や出産、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、出産・育児に向けて安心して過ごせるようにサポートします。

健康増進法関係事業

平成１８年の医療制度改革で老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、医療保険者に４０歳以上７４歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

平成１９年度末に老人保健法が廃止され、特定健康診査、特定保健指導を含む高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法に基づく事業として引き続き実施することとされました。

平成 10 年度から市町村の独自事業として実施してきたがん検診は、平成 20 年度から健康増進法に基づく健康増進事業に位置付けられました。

◎ 健 康 教 育

生活習慣病予防・転倒予防・認知症予防のことなど、健康に関する正しい知識を広めるために、津山すこやか・こどもセンター、公民館などで講話を実施します。また、出前健康づくり講座として、町内会やグループを対象に保健師、栄養士、作業療法士などを派遣します。

◎ 健 康 相 談

と　き　　毎週月曜日 10 時～11 時 30 分
場　所　　津山すこやか・こどもセンター
内　容　　血圧測定、尿検査、身体測定、体脂肪測定、その他健康に関する相談

◎ 健 康 診 査

津山市国民健康保険特定健診は、国民健康保険の事業であるが、健診実施については健康増進課が保険年金課と共同で所管しています。

特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した健診を行い、早期介入し、重症化の予防を行うための健診です。

高齢者健診については、高齢者の健康的な生活の確保・介護予防の視点から、糖尿病等の生活習慣病等の早期発見を目的とする健診です。

がん検診等は、がんの早期発見・早期治療を目的として実施しています。

（医療機関での健(検)診）（集団検診も実施しています(別料金)）

検診名	該 当 者 ・ 内 容	実施場所・期間	料　　金	
			69 歳以下	70 歳以上
津山市国保特定健診	津山市国保被保険者で年度内に 40～74 歳になる者 ☆問診・身体測定・診察・血圧測定・尿検査(糖・蛋白)・血液検査(脂質、肝機能、血糖、クレアチニン、尿酸、貧血)・心電図	津山市、苫田郡、勝田郡、美作市の医療機関 6 月～1 月	津山市国保被保険者 1,000 円	津山市国保被保険者 500 円
津山市健康診査	津山市に住民票があり、年度内に 75 歳になる者	市内の医療機関 6 月～1 月	―	500 円
	津山市に住民票がある生活保護受給者	市内の医療機関 6 月～1 月	無料	無料
	☆問診・身体測定・診察・血圧測定・尿検査(糖・蛋白)・血液検査(脂質、肝機能、血糖、クレアチニン、尿酸、貧血)・心電図			
津山市高齢者健康診査	津山市に住民票があり、年度内に 76 歳以上になる者 ☆問診・身体測定・診察・血圧測定・尿検査(糖・蛋白)・血液検査(脂質、肝機能、血糖、クレアチニン、尿酸、貧血)	市内の医療機関 6 月～1 月	―	500 円
胃がん検診	40 歳以上 胃部エックス線検査(バリウム) 対象者のうち、医師により胃X線検査が困難と判断された者は、内視鏡検査受診可能	市内の医療機関 6 月～1 月	3,700 円	1,300 円
	50 歳以上の偶数年齢 胃内視鏡検査	市内の医療機関 6 月～1 月	4,500 円	1,500 円
結　核　・肺がん検診	結核：65 歳以上 肺がん：40 歳以上	市内の医療機関 6 月～1 月	1,100 円	400 円
大腸がん検診（便潜血検査）	40 歳以上	市内の医療機関 6 月～1 月	1,400 円	500 円

子宮頸がん検診	20歳以上の女性	市内の産婦人科医療機関及び検診機関 6月～1月	1,900円	600円
乳がん検診	40歳以上の女性 ★視触診(偶数年齢)	市内の実施医療機関 6月～1月	900円	300円
	40歳以上の女性 ★視触診とマンモグラフィ併用検診(奇数年齢)	赤堀病院・ＥＳクリニック・中国労働衛生協会・津山第一病院・津山中央病院 6月～1月	2,400円	800円
肝炎ウイルス検診	40歳以上の方で、肝炎ウイルス検診を受けたことがない者	市内の実施医療機関 6月～1月	B・C1,100円 C　1,000円 B　600円	500円 400円 300円
前立腺がん検診	50～69歳の男性	市内の実施医療機関 6月～1月	700円	－

- がん検診の対象年齢は、平成30年4月1日時点でその年齢になる者。
- 津山市広報で健（検）診の啓発をします。
- がん検診等の料金は、生活保護世帯（要申請)、県市民税非課税世帯（要申請）は無料になります。
- 医療機関や集団健（検）診を受診する場合は予約が必要です。

健康診査受診率

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
津山市健康診査	18.4%	11.9%	12.9%	10.5%	10.8%
胃がん検診	14.4%	13.3%	12.8%	12.8%	12.8%
子宮頸がん検診	14.4% (18.5%)	14.2% (18.1%)	15.3% (19.3%)	12.3% (16.1%)	12.6% (15.6%)
乳がん検診	16.6%	16.8%	17.4%	15.8%	16.1%
肺がん検診	25.0%	23.8%	23.9%	25.1%	24.8%
大腸がん検診	23.3%	22.4%	22.9%	24.1%	22.1%

※　子宮頸がん検診（ ）は妊婦健診時の子宮頸がん検診受診者数を加えた割合(平成29年4月1日時点)

◎ 訪問指導

健診の要指導者等（健診後のフォローアップ対象者、健康相談を受けた者を含む）や介護予防の観点から支援が必要な者、及び介護に携わる家族を中心に、保健師等が実施しています。

精神保健福祉関係事業

精神障害者の福祉サービスは、障害福祉課が対応し、継続支援が必要な人の相談・支援を健康増進課で対応しています。

事業名	事業内容
患者会・家族会 (しろつめ草の会)	出かける場所の提供と、仲間づくり・情報交換･ピアカウンセリングの場として、茶話会等を実施しています。
相談	随時、電話・窓口等で受け付けています。
家庭訪問	支援が必要な人及び家族等を対象として実施しています。

区分＼年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
保健師の訪問・相談状況	実人員	207 人	261 人	394 人	232 人	214 人
	相　談	181 人 (延べ 509 人)	157 人 (延べ 881 人)	309 人 (延べ 945 人)	169 人 (延べ 995 人)	127 人 (延べ 1,204 人)
	訪　問	213 人 (延べ 712 人)	215 人 (延べ 631 人)	179 人 (延べ 601 人)	163 人 (延べ 583 人)	179 人 (延べ 646 人)

健康づくり推進事業

市民が生涯を通じて、健康で生きがいのある生活を実現することを目的に、市民の健康づくりや要援護者・家庭の地域援護ネットワーク活動の総合的かつ効率的な推進を図るため、「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」（平成５年度）を設置し、その地域組織として市内４４連合町内会支部ごとに「市民の健康と福祉のまちづくり支部推進会議」を組織化しています。単位町内会ごとに設置された支部推進会議を町内会役員、民生・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ役員などで構成し、支部推進会議活動、健康づくり活動、子育て支援活動、食育活動、高齢者あんしん活動などの事業を行っています。

また、生活習慣病やがんを予防し、寝たきりや認知症など介護の必要な状態にならないよう健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るための健康づくりを推進するために平成１５年３月に策定した「健康つやま２１」計画を「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」と連携し事業推進に努めています。平成２５年３月には「第２次健康つやま２１」を策定し、引き続き「すべての市民が共に支え合い、健やかで幸せに暮らせる津山」を目指して健康づくりを推進します。

食 育 推 進 事 業

食育基本法第１８条第１項、津山市食育推進会議条例に基づき、平成１９年１２月に「津山市食育推進計画」を策定し、食育を推進しています。平成２５年３月には「第２次津山市食育推進計画」を策定し、今後も引き続き「健康で心豊かな生活が送れるしあわせな市

（まち）」を目指して、家庭を中心として地域、教育現場（保育所、幼稚園、学校）、生産者・食品関連事業者等さまざまな分野において総合的に食育を推進し、また行政の各部署が横断的な連携を図りながら、関係機関・団体との協働で津山らしさを生かした食育を推進します。

計画の中には市民がわかりやすく親しみを持って食育に取り組めるように「食育指針つやま」を定め、具体的な数値目標を掲げています。

事　業　名	回数	延べ人員
津山市食育推進会議	1	15
津山市食育推進チーム会議	1	10
津山市食育推進本部事務局会議	1	13
食育推進イベント	7	1,059

（平成 28 年度　食育推進事業）

愛育委員・栄養委員

◎愛育委員

愛育委員活動は、戦後の劣悪な生活環境により乳児や妊産婦の死亡率が高い状況の中「赤ちゃんをなんとか守らなければ」という地域の女性たちによる強い思いから、地域と密着した母子保健活動を推進することを目指し始まりました。津山市では昭和 31 年の佐良山地区に始まり、昭和 35 年 4 月には全 25 地区 315 名で津山市愛育委員協議会が発足しました。昭和 37 年には岡山県愛育委員連合会に加盟し、津山市愛育委員連合会と改称しました。平成 17 年 2 月には市町村合併に伴い、26 支部から 44 支部となっています。

時代の変遷とともに乳幼児訪問の母子保健活動をはじめ、一人暮らし高齢者に対する声かけ訪問、生活習慣病予防、感染症予防など活動分野も広がっています。これらの活動を通じて、豊かさが実感できる健康で明るい社会を築くとともに、地域に住むすべての人々の健康づくりへの支援を行うボランティアとして、きめ細かな活動をしています。

◎栄養委員

戦後の食糧不足が続く中、栄養失調等も多く、地域の女性たちの「生きるための栄養改善運動」が自然発生的に開始され、津山市においても組織化の気運が高まり、昭和 37 年 7 月、津山市栄養改善協議会が誕生しました。（婦人会が母体で、全市的ではありませんでした。）昭和 53 年 4 月には、旧津山市栄養改善協議会を発展的に解消し、全市 25 地区 513 名の委員が選出され、津山市栄養改善協議会として新たに発足しました。愛育委員とは兼務であり、平成 17 年 2 月の市町村合併により、26 支部から 44 支部になっています。

社会環境やライフスタイルの変化により、多様化する健康や食に関する課題に対応するため、健全な食生活の実践、健康寿命の延伸、食文化の継承などを目指し、生涯を通じた

健康づくり・食育を推進しています。「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、行政機関や団体等と連携・協力しながら地域に密着した活動を行っています。

平成 29 年度津山市愛育委員連合会及び津山市栄養改善協議会

≪スローガン≫

「第２次健康おかやま２１」「健やか親子２１（第２次)」「第２次健康つやま２１」「第２次津山市食育推進計画」を推進しましょう。

地域で抱きしめる子育てを愛言葉で活動しましょう。

≪重点目標≫

① 母と子の健康づくりのための支援をしましょう。
② メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を中心とした生活習慣病予防の推進をしましょう。
③ 女性のがん予防の推進をしましょう。
④ 正しい食生活の普及啓発と食育の推進に努めましょう。
⑤ 生涯自分の歯で食べる 8020 運動の推進をしましょう。
⑥ みんなの健康を守るため、禁煙の輪を広げましょう。
⑦ 地域全体で健康づくりに取り組みましょう。
⑧ 心の健康づくりの推進をしましょう。

津山市愛育委員連合会・津山市栄養改善協議会の委員数

年　　度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人　　員	1,102 名	1,086 名	1,050 名	1,054 名	1,052 名

※　委員は、町内会から選出された健康づくりボランティアで、任期は 2 年

地域療育推進事業（療育センター）

児童発達支援事業所「てけてけ」

目　　的　心身に障害やその疑いのある幼児に対し、基本的な生活動作の習得と、集団生活への適応を目指して、児の身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うことです。

対 象 児　津山市内に在住している就学前の幼児（障害福祉サービスにかかる通所給付費の支給決定を受けていることが必要）。

利用負担額　厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の 1 割で､利用者負担額上限額内。

内　　容

グループ療育

毎週 1 回 1 時間程度

集団への参加、適応を目的とし対人社会性の向上を目指す。

□ 物や人への興味を拡大していく。

□ 遊びの経験を通しルールや他者とのかかわり方を学ぶ。

□ 体の使い方、動かし方を学ぶ。

□ 道具の扱い方、作る楽しさを学ぶ。

個別療育

各専門スタッフが幼児の状態に応じた練習のなかで発達を促す。

□**心理療法（臨床心理士・保育士）**…　月 1 ～2 回各 40 分

遊びや教材を通じて、興味の拡大や対人関係の改善など社会性の発達、ソーシャルスキル、認知的な側面についての発達を促す。

□**言語療法（言語聴覚士）**月 1 回 40 分

話ことば、ジェスチャー、文字、コミュニケーション全般の発達を促す。

□**作業療法（作業療法士）**月 1 回 40 分

日常生活で必要な様々な動作が円滑に行えるよう運動や遊びを通じて働きかける。

療育検診

療育を受けている幼児を対象に行う定期検診。

□ 医師（旭川児童院）による診察と訓練スタッフによる発達検査。

□ 診断を行い、今後の療育の方向性を検討する。

≪年度別療育利用状況≫

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
療育相談	198 件	138 件	132 件	104 件	79 件
児童発達支援月毎件数合計	971 人	972 人	1,017 人	994 人	921 人
児童発達支援延べ件数合計	2,324 人	2,541 人	2,364 人	2,416 人	2,292 人

＊延べ件数に欠席時対応加算含まない。

療育相談

療育についての総合的な相談対応。

□　相談は原則 18 歳以下の児童等。

□　幼児、児童の発達についての不安や悩みへの相談、療育情報の提供を行う。

□　保育士、幼稚園教諭、学校教諭等への療育相談、技術提供・指導を行う。

≪利用状況≫

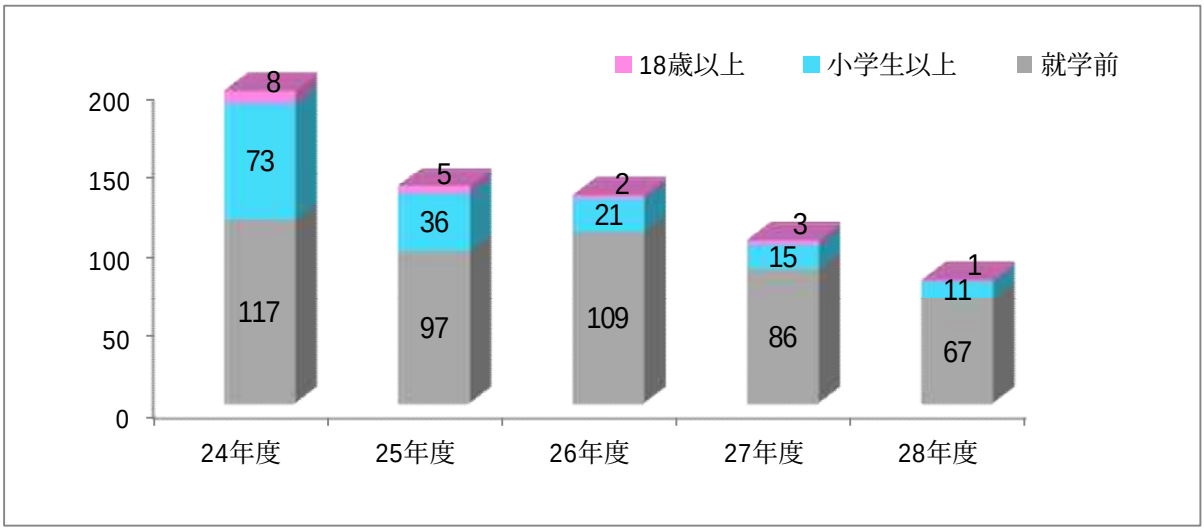

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
就学前	117 件	97 件	109 件	86 件	67 件
小学生以上	73 件	36 件	21 件	15 件	11 件
18 歳以上	8 件	5 件	2 件	3 件	1 件
合計	198 件	138 件	132 件	104 件	79 件

巡回相談

目　的

就学前、就学後を通じ、子どもたちが過ごしている園や学校で日常の様子を見ながら対象児の特性に応じた対応方法を共有するため、現場に出向いて相談支援を行います。対象児に関わる担任のみならず、園・学校全体での理解と支援技術の向上を図ります。

巡回相談場所	回数（校数・園数）	人　　数（延べ）
幼稚園	2 回（1 園）	31 人
保育所（園）	8 回（6 園）	47 人

療育研修会

目　的

障害のある子どもたちに合った適切な支援は、より良い育ちや自立した生活を送ること、豊かな将来につながる大切なものです。また、生まれ育った地域で安心して暮らしていくためには、障害児とその家族を地域全体で支える意識の醸成やシステム構築が欠かせません。そのため、様々な視点から研修テーマを設定し、適切な支援につながる理解を深め、障害児の健やかな育ちを支援することを目的に開催します。

≪内　　容≫

子どもたちのより良い育ちを支えるためには、まず保護者自身が安心して相談できる、現状を共有できる場が必要と考え、保護者同士の交流や意見交換をすることを目的に取り組みます。

実施時期	対象	内容	参加者数
H28.7.13	保護者・支援者	◆地域ネットカフェ テーマ；進学・就学に関するあれこれ 学校教育課　美若先生「新しい教育支援体制」 講話後、3 グループで話し合い	保護者 20 人 託児　　2 人 支援関係者 14 人
H28.10.31	保護者	◆ペアレント・プログラム① 自分自身を振り返ってみよう 良いところ、努力しているところ、困ったところの視点で	保護者 17 人 支援関係者 12 人
H28.11.18	保護者	◆ペアレント・プログラム② 子どもを振り返ってみよう 良いところ、努力しているところ、困ったところの視点で	保護者 13 人 支援関係者 10 人
H29. 2.13	保護者・ 支援者	◆地域ネットカフェ テーマ；ちょっと先のことを考えてみよう ①福祉サービスの仕組みについて ②誕生寺支援学校のようす（ビデオ紹介等） 講話後、5 グループで話し合い	保護者 19 人 託児　　2 人 支援関係者 13 人

津山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とあります。民間福祉団体である社会福祉協議会は、地域の中で福祉を目的とする活動を住民の皆さんを中心としたネットワークを築く中で展開し、それぞれの地域の特性を活かしたぬくもりのある福祉のまちづくりをすすめております。

高齢者・障害者・子育て支援、地域住民のふれあい活動や福祉サービス事業など、津山市社会福祉協議会の事業を以下の柱を基本計画としすすめてきました。

◎基　本　計　画

1．　福祉問題の把握・福祉情報の提供と公開
2．　住民・団体の自主的参加活動の促進
3．　福祉の教育、福祉コミュニティづくり
4．　支援を必要とする方への地域福祉活動
5．　福祉支援の体制づくり
6．　介護保険法、障害者自立支援法による指定事業
7．　社会福祉協議会の充実強化

□　福祉問題の把握・福祉情報の提供と公開

- 広報紙の発行・・・・・・・・・・・年４回　全戸配布
- 福祉調査活動の実施
- 情報パンフレットの作製
- 福祉総合相談センター事業・・・　（本所）福祉総合相談　毎月第２水曜日
  （加茂）心配ごと相談　毎月第２水曜日
  （勝北）心配ごと相談　毎月第３木曜日
  （久米）心配ごと相談　毎月２０日
- 福祉台帳の整備・・・・・・・・・・高齢者緊急連絡先表
- 社会福祉大会の開催・・・・年１回（秋）開催
- ホームページの開設

□　住民・団体の自主的参加活動の促進

- ボランティア講座の開催・・・・・・技能講座（手話・点字・朗読・要約筆記）
  メンタルサポーター養成講座
  その他のボランティア講座
- ボランティアグループの育成援助・・２４サークル
- ボランティア保険加入助成・・・・・３４７名分
- ボランティア活動の需給調整・・・・相談件数８９件（高齢者３２件・障がい者３２件・子ども１１件・その他１４件）
- 当事者組織の育成援助・・・・・・・津山市介護者の会
  津山市認知症の人と家族の会
  一人暮らし老人の会「すみれ会」
- 高齢者、障害者の社会参加活動の促進
- ＮＰＯ団体との連携・・・・・・・・つやまＮＰＯ支援センターへの参画
- おもちゃ図書館の開設・・・・・・・毎月第１日曜日、第３土曜日

□　福祉の教育、福祉コミュニティづくり

・ 津山流住民主体の小地域ケアシステム構築事業
・ 住民主体の地域福祉活動助成事業
・ 市民の健康と福祉のまちづくり推進会議との連携
・ 緊急連絡カードの設置
・ 地域の福祉を考えるつどい・・・・・・・・・・・・随時
・ 地域リーダー福祉会議
・ 福祉教育推進校の指定・・・・・・・・・・・・・・１９校
・ 出前福祉体験教室・・・・・・・・・・・・・・・・延べ５８校、１，６７６名
・ ふれあいサロンの支援・・・・・・・・・・・・・・１７１サロン、延べ3，２９０名

□ 支援を必要とする方への地域福祉活動
・ 介護用具の貸し出し・・・・・・・・・・・・・・・６８１件
・ 高齢者の料理教室の開催・・・・・・・・・・・・・5回
・ さわやかテレホンサービス・・・・・・・・・・・・毎週月・火曜日
・ 介護者リフレッシュ事業・・・・・・・・・・・・・3回
・ 障害児体験教室・・・・・・・・・・・・・・・・・5日間
・ おめでとう訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・６３０件
・ 子育て器具の貸し出し事業・・・・・・・・・・・・７１３件
・ 親子クラブへの支援・・・・・・・・・・・・・・・１５クラブ
・ 権利擁護センター

（市受託事業）
・ 妊産婦ケア事業・・・・・・・・・・・・・・・・・利用者延2名
・ 地域包括支援センター・・・・・・・・・・・・・・相談件数１０，６１８件
プラン作成延件数１０，６８３件
・包括7，３９６件
・委託3，２８７件
・ 福祉バスの運行・・・・・・・・・・・・・・・・・利用者延2，２５３名
・ 親子ひろば　すくすくの開設・・・・・・・・・・利用者延１６，２５２名
・ 介護用品支給事業（紙おむつ等）・・・・・・・ 利用者延１７０名

（県社協受託事業）
・ 日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・・・・契約件数４８件
・ 生活福祉資金貸付事業・・・・・・・・・・・・・貸付件数1件
・ 歳末たすけあい運動・・・・・・・・・・・・・・募金額4，５８８，４６８円

□ 介護保険事業
・ 介護プラン作成センターの経営・・・・・・・・・利用者延1，５３３名
・ 訪問介護サービスセンターの経営・・・・・・・・利用者延1，５２８名
・ 訪問入浴サービスセンターの経営・・・・・・・・利用者延1，５８３名
・ デイサービスセンターの経営・・・・・・・・・・利用者延1，７９１名

□ 障害者自立支援事業
・ 訪問介護サービスセンターの経営・・・・・・・・利用者延１３８名

□ 社会福祉協議会の充実強化
・ 自主財源の確保
・ 広報活動の強化
・ 施設の管理運営
（津山市総合福祉会館・津山老人福祉センター・加茂町福祉センター・阿波保健福祉センター・勝北高齢者共同作業所）

社 会 福 祉 施 設 等 一 覧 表

平成２９年４月１日現在

種　別	社会福祉施設･事業所	所 在 地	運 営 主 体	認可年月日	定　員	電 話
救 護 施 設	津 山 広 済 寮	小田中1412	(福)広済会	S32.11.21	80	22-2606
	三 楽 園	一方218-1	(福)江原恵明会	H 9. 4. 1	30	22-7347
授 産 施 設	友 楽 荘	一方137-5	(福)江原恵明会	S60. 4. 8	30	23-8333
施設入所支援・生活介護	障害者支援施設あすなろ園	西下1003-1	(福)慈風会	H23.4.1	入所 80 生活 95	36-3606
	障害者支援施設コ コ ロ み の り	二宮999	(福)津山みのり学園	H21.4.1	入所 80 生活 80	28-0522
	障がい者支援施設みすず荘	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	H23.1.1	入所 50 生活 55	26-3118
	障害者支援施設ラ イ フ み の り	二宮999	(福)津山みのり学園	H21.4.1	入所 30 生活 60	28-0522
	津山ひかり学園ひかりの杜	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H19.4.1	入所 60 生活 60	26-1091
生 活 介 護	津山市障害者福祉センター神南備園	大谷600	＜指定管理＞ (福)千寿福祉会	H27.4.1	生活 20	24-9402
生活介護・就労継続支援Ｂ	ど ん ぐ り 工 房	下高倉西1823-1	(NPO)どんぐりコロコロ	H21.4.1	生活 40 就労Ｂ40	29-0012
就労継続支援Ａ型	ウ ィ ズ ユ ー	東一宮651-3	(NPO)児島地区障害者地域活動センター	H25.11.1	20	35-3511
	社会就労センターワークスみのり	二宮999-10	(福)津山みのり学園	H23.4.1	20	28-2515
	青 空 ワ ー ク ス	国分寺988-1	(福)鶯園	H29.4.1	10	20-1477
就労継続支援Ａ・Ｂ型	津山ひかり学園ひかりの丘	川崎1566-1	(福)津山社会福祉事業会	Ａ:H27.4.1 Ｂ:H19.4.1	就労Ａ10 就労Ｂ40	26-7525
就労継続支援Ｂ型	ウ ィ ッ シ ュ ラ ン ド	新野東557-2	(NPO)もっこくらぶ	H23.4.1	20	36-7116
	き ぼ う 作 業 所	久米川南3083	(NPO)きぼう福祉会	H24.4.1	20	57-9754
	社会就労センターさくらワークヒルズ	勝部563	(福)共栄会	H18.10.1	24	31-3221
	社会就労センターセ ル プ 弥 生	勝部609-1	(福)共栄会	H23.4.1	20	24-1588
	就労継続支援作業所ウィズ	田町115	(社医)高見徳風会	H25.10.1	20	22-3192
	就労継続支援Ｂ型事業所ホ ワ イ ト	瓜生原322	(福)千寿福祉会	H22.4.1	20	26-3118
	就労継続支援Ｂ型ワークショップ津山	東新町6	(福)愛徳福祉会	H23.4.1	20	22-4325
	就労支援センターき ん か え も	小田中676-1	(NPO)じゃがいもの木	H19.10.1	40	24-2745
	障害福祉サービス事業所セ ル プ み の り	二宮999	(福)津山みのり学園	H23.4.1	20	28-0522
	自立支援センターであい工房母恵夢	院庄910	(NPO)希福祉会	H20.4.1	40	28-3251
	津山しらうめの会共 同 作 業 所	椿高下99-1	(NPO)津山しらうめの会	H24.4.1	20	24-9012
	ト ラ ス ト ワ ー ク ス	二宮646	(NPO)トラストワークス	H19.4.1	30	28-1717
	ふ れ ん ど 久 米	中北下1300	(NPO)ふれんど久米	H24.4.1	20	57-7768
	輪 輪 か け は し	加茂町小中原143	(NPO)かも・かけはし	H23.4.1	12	42-3004
	ワ ー キ ン グ メ イ ト	上河原210-2-3	(NPO)灯心会	H23.5.1	20	22-0880
	フ ォ レ ッ ク	下高倉西1861-5	(NPO)クローバー	H24.9.1	20	29-3666
共同生活援助	グループホームじゃがいも畑	小田中676-1	(NPO)じゃがいもの木	H19.9.1	25	24-2745
	グループホーム母恵夢	院庄910	(NPO)希福祉会	H25.6.1	7	28-3251
	サ ン コ ー ト	津山口309-2	(福)江原恵明会	H18.10.1	29	23-5355
	指定共同生活援助事業所姫 山 の 里	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	H19.4.1	23	26-3118
	みのり共同生活事業所	二宮999	(福)津山みのり学園	H18.10.1	38	28-0522

種　別	社会福祉施設･事業所	所 在 地	運 営 主 体	認可年月日	定　員	電 話
共同生活援助	メゾンきさらぎ	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H18.10.1	55	26-1091
障害者地域活動支援センター	ネクスト津山	津山口308-5	(一財)江原積善会	H14.10.1	登録制	22-1177
養護老人ホーム	ときわ園	井口100-1	<指定管理> (福)江原恵明会	S29．1．6	80	22-4973
	塩手荘	市場2151	勝田郡老人福祉施設組合	S48．7．2	60	36-4992
特別養護老人ホーム	鶯園	瓜生原337-1	(福)鶯園	S48．7.30	110	26-0888
	高寿園	下高倉西1581-1	(福)津山福祉会	S56．3.31	80	29-0115
	サンライフみのり	二宮999	(福)津山みのり学園	H 7．6．1	90	28-1007
	日本原荘	新野東1797	(福)日本原荘	S42．4.10	118	36-3838
	第３日本原荘	新野東1798-1	(福)日本原荘	S59．6．1	50	36-3838
	緑山荘	加茂町小中原115	(福)加茂光陽会	S62．4．1	60	42-3662
	愛和荘	桑下1272-3	(福)愛和会	H7．6．2	80	57-9800
	のどか	神戸262-2	(福)桜楽会	H26.6.1	60	28-8511
	ミ・カサ	北町44-1	(福)江原恵明会	H26.12.1	60	23-3111
老人保健施設	弥生ヶ丘	沼683-1	(社医）高見徳風会	H元．4.26	97	24-5555
	ケアガーデン津山	河辺332-1	(医)蘭和会	H10.12．2	50	21-7711
	のぞみ苑	川崎1307	(医)東浩会	H 5.12.13	50	26-8877
	津山ナーシングホーム	野介代1656-1	(福)日本原荘	H 8.11．1	92	31-7111
	加茂松寿園	加茂町中原61	(医)慈恵会	H 8．6．1	14	42-4800
	おとなの学校　岡山校	日本原352	(社医)清風会	H 2．4．2	35	36-3390
	サンホームつやま	田町27	(医)西下病院	H21．4．1	29	22-5104
軽費老人ホーム	イーエスガーデン	津山口307	(福)江原恵明会	H元．9．1	50	25-2000
	第２日本原荘	新野東1798-1	(福)日本原荘	S56．4．1	50	36-3838
ケアハウス	サンシティうぐいす	国分寺988-1	(福)鶯園	H 4．4.20	50	26-8100
	ケアハウス北辰	林田1664	(福)菜花の里	H12．4．1	50	31-2350
	ケアハウスオークパーク	一方216-3	(福)江原恵明会	H14．9．1	50	23-0989
	ケアハウス上河原	上河原344-1	(福)福愛会	H17．9．1	50	32-1150
有料老人ホーム	白梅寮	瓜生原535-2	(福)鶯園	S62.11．6	60	26-0888
	ユウユウハウス下横野	下横野2604-2	(株)ダンケ	H19．3．1	30	27-7500
	特定施設　のどか	神戸262-1	(有)のどか宅老所	H20.10．1	29	28-7474
	サンホームおおだ	大田83-5	(医)西下病院	H20.10．1	21	32-9150
	アーバンライフ二階町	二階町23-3	（一財）津山慈風会	H21.5.1	29	35-2000
	ユウユウハウス中島	中島179-1	(株)ゆうゆう	H22．3．1	30	28-7100
	土居の里	下高倉西2370-1	(有)土居の里	H19．9．1	16	29-2734
	土居の里（２号棟）	下高倉西2364-1	(有)土居の里	H25.3.1	13	29-2374
	サン・オークス津山	紫保井1463-1	(株)両備ヘルシーケア	H23．5．1	48	20-1515
	特定施設　蓉厚苑	加茂町塔中105	(有)スピリッツ	H24.3.1	29	42-2125
	咲楽苑	日本原199	(株)Ｎａｔｕｒａｌ	H24.4.1	18	36-7728

種　別	社会福祉施設･事業所	所 在 地	運 営 主 体	認可年月日	定　員	電 話
	ハートリンク津山口	津山口208-1	(株)ハートリンクケア	H29.2.1	19	35-0077
	スローリビング津山	二宮656-1	(株)サンブレラ	H29.4.1	25	35-2287
	勝　　福	日上沖ケ原1675-5	(株)勝北	H28.4.1	11	29-1504
グループホーム（認知症対応型）	グループホームのどか	神戸262-1	(NPO)高齢者介護研究会のどか宅老所	H13．2．1	9	28-7555
	グループホームほほえみ	下高倉西549-43	(有)ゼロズ	H12．9．1	18	29-0078
グループホーム（認知症対応型）	グループホームうぐいす	瓜生原331	(福)鶯園	H13.12．1	18	21-8500
	グループホーム愛	桑下1227-2	(福)愛和会	H18.10．1	18	57-8002
	グループホーム生き活き館津山	大谷611-2	(福)生き活き館	H16．4．1	18	32-3101
	グループホーム久米	久米川南2551-1	(有)フロンティア	H17．4．1	18	57-7088
	グループホーム敬愛	東一宮22-10	(有)敬愛	H15.12．1	18	27-7761
	グループホーム国府の里	総社34-1	(福)総社保育園	H17．9．1	18	23-6650
	グループホーム作楽	神戸571-1	(財)共愛会	H29.9.1	18	28-7110
	グループホームさくらんぼ	日上1468-1	和楽路(有)	H17．7．1	18	26-8666
	グループホーム淳厚苑	加茂町塔中105	(有)スピリッツ	H15.10.27	9	42-3033
	グループホームじーちゃん、ばーちゃんのお家	大谷295-1	(有)すえ広企画	H16．7．1	18	22-6588
	グループホーム杉宮	杉宮820-1	(福)加茂光陽会	H18．2．1	18	29-7811
	グループホーム総社	総社309	(福)総社保育園	H15．9.13	18	22-2888
	グループホームねむの樹	高野本郷1691-3	(有)ソウルメイト岡山	H16．7．1	18	26-3453
	グループホームのどか	下高倉西544-1	(有)のどか宅老所	H16．8．1	18	29-7787
	グループホーム日だまりハウス	桑下1312-1	(有)翔和	H16．3．1	9	57-3020
	グループホーム日だまりハウス別館	桑下1316-1	(有)翔和	H17．6．1	9	57-3020
	グループホームみすず	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	H18.10．1	18	26-7370
	グループホーム津山	小田中138-1	(福)鶯園	H19．6．1	18	22-3988
福祉センター	加茂福祉センター	加茂町小中原143	(福)津山市社会福祉協議会	—		42-3311
	阿波福祉センター	阿波1198	(福)津山市社会福祉協議会	—		46-2016
	勝北福祉センター	新野東567	(福)津山市社会福祉協議会	—		36-6969
	久米福祉センター	中北下1300	(福)津山市社会福祉協議会	—		57-8133
老人福祉センター	津山老人福祉センター	皿867	(福)津山市社会福祉協議会	S47．4.26		28-1781
老人福祉施設	ふれあいサロン	南新座34	＜指定管理＞ＮＰＯワーカーズコープ	H元．7．1		24-3600
	高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」	加茂町小中原143	＜指定管理＞(一財)津山市都市整備公社	—		42-7330
	阿波保健福祉ｾﾝﾀｰ（浴室棟）	阿波1198	＜指定管理＞(一財)あばグリーン公社	—		46-7111
	久米高齢者生活福祉ｾﾝﾀｰ「やすらぎの丘」	桑下1228-6	(福)愛和会（委託）	—		57-8760
その他老人福祉施設	老人福祉センター陶芸･木彫の家	皿870-3	津山市	S59．4．2		28-1781
	津山市シルバー人材センター	山北638-1	(社団)津山市シルバー人材センター	H元．4．1		23-5378
	勝北高齢者共同作業所	新野東1126-1	津山市	H3．3．30		36-5785
地域包括支援センター	津山市地域包括支援センター	山北520	(福)津山市社会福祉協議会			23-1004
	東部サブセンター	瓜生原331	〃	—		26-7822

種　別	社会福祉施設･事業所	所在地	運営主体	認可年月日	定　員	電　話
地域包括支援センター	西部サブセンター	二宮999	〃	—		28-4135
	南部サブセンター	一方140	〃	—		31-1135
	北部サブセンター	沼683-1	〃	—		35-0377
	中央部サブセンター	山北520	〃	—		23-1004
	加茂サブセンター	加茂町小中原143	〃	—		42-5135
	勝北サブセンター	新野東567	〃	—		36-6135
	久米サブセンター	中北下1300	〃	—		57-2135
児童養護施設	わかば園	二宮128	(福)わかば園	S24．5.10	70	28-0610
	立正青葉学園	西寺町77	(宗)妙勝寺	S30．4．1	30	22-2317
	津山二葉園	林田1695-3	(福)菜花の里	H 1．4．1	50	24-1200
助産施設	津山中央福祉産院	川崎1756	(財)津山慈風会	S34．5.22	2	21-8111
幼稚園	西幼稚園	小田中1364-1	津山市	S15．4．1	140	22-3624
	東幼稚園	林田767-1	津山市	S28．4．1	210	22-2237
	河辺幼稚園	国分寺1122	津山市	S31．4．1	140	26-4003
	大崎幼稚園	金井11-10	津山市	S31．4．1	70	26-3899
	院庄幼稚園	院庄1041	津山市	S32．4．1	70	28-1364
	鶴山幼稚園	小田中184	津山市	S35．4．1	210	22-2352
	田邑幼稚園	上田邑11	津山市	H28.4.1から休園中		
	佐良山幼稚園	皿672	津山市	S40．4．1	140	28-3169
	高田幼稚園	下横野1172-5	津山市	S43．4．1	70	27-1219
	清泉幼稚園	綾部393-1	津山市	S44．4．1	70	29-2741
	成名幼稚園	野村135-8	津山市	S45．4．1	70	29-2727
	二宮幼稚園	上田邑11	津山市	S46．4．1	70	28-0686
	加茂幼稚園	加茂町塔中147-1	津山市	S39．4．1	105	42-3036
	阿波幼稚園	阿波1788-1	津山市	H25.4.1から休園中		
	明星幼稚園	平福875-1	(学法)明星学園	S37.12.13	150	28-1093
	美作大学附属幼稚園	北園町75	(学法)美作学園	S42．4．1	205	22-7500
保育所	みどりの丘保育所	大田831-4	津山市	S24．8．1	120	27-0300
	公郷保育所	加茂町公郷1565	津山市	S51．3.31	30	42-2939
	倭文保育所	里公文1754-1	(福)江原恵明会	S27．4．1	60	57-3021
	津山保育園	山下30-6	(福)津山社会福祉事業会	S23．8．1	150	22-3376
	作陽保育園	大谷412-9	(福)作陽保育園	S49.10．1	120	22-4446
	城西保育園	小田中1381-3	(福)津山社会福祉事業会	S41．4．1	120	22-2408
	城北保育園	上河原217-5	(福)城北保育園	S46．5.18	150	23-0353
	津山乳児保育園	小田中1380-6	(福)津山社会福祉事業会	S48．4．1	60	22-6942
	やよい保育園	勝部343-2	(福)やよい保育園	S49.10．1	170	23-0306
	総社保育園	総社27-1	(福)総社保育園	S50．5.16	110	23-8233

種　別	社会福祉施設･事業所	所在地	運営主体	認可年月日	定　員	電話
保育所	高倉ひかり保育園	下高倉西813-2	(福)高倉ひかり保育園	S51. 8.25	120	29-0276
	田邑保育園	下田邑114-3	(福)田邑保育園	S51. 5. 7	70	28-2729
	ＫＯＫＫＯ保育園	津山口327	(福)江原恵明会	S52. 3.31	90	24-1011
	高野第二保育園	高野山西553-1	(福)高野福祉会	S52.11. 1	120	26-4368
	二宮保育園	二宮2170	(福)二宮福祉会	S53. 4. 1	90	28-3245
	広野保育園	田熊2169	(福)広野保育園	S52. 3.31	90	29-0036
	林田保育園	川崎859-1	(福)林田福祉会	S54. 4. 1	90	26-2130
	大崎保育園	西吉田36-1	(福)大崎ゆりかご会	S55. 1. 1	90	26-4977
	国分寺保育園	国分寺454-2	(福)河辺福祉会	S55. 4. 1	120	26-2032
	城東保育園	川崎732-3	(福)城東福祉会	S25.10. 1	110	22-3977
	高野保育園	高野本郷1457-8	(福)高野福祉会	S29. 6.30	180	26-1037
	福岡保育園	横山1232	(福)さつき会	S30. 4. 6	90	22-8053
	東津山保育園	川崎170-1	(福)東津山愛育会	S37. 4. 1	90	26-2100
	田町保育園	田町29	(宗)日本キリスト教団津山教会	S24. 4.10	60	22-5553
	加茂保育園	加茂町小中原41	(福)郁々会	H23.11.20	70	42-3027
認定こども園(幼保連携型)	勝北風の子こども園	新野東600-1	津山市	H28.4.1	200	36-8844
	幼保連携型認定こども園しらゆり幼稚園	上河原153	(学法)しらゆり学園	H28.3.16	80	24-4711
認定こども園(保育所型)	久米こども園	南方中1744-1	(福)江原恵明会	H29.4.1	140	57-2501
	院庄さくらこども園	院庄1039-1	(福)院庄さくらこども園	H29.4.1	90	28-2475
児童館	津山市立中央児童館	山北765	津山市	S53. 4. 1		22-2099
	津山市立南児童館	横山26-2	津山市	H13. 5. 1		24-4400
	津山市立加茂児童館	加茂町中原97-1	津山市	S61. 4. 1		42-3168
	津山市立阿波児童館	阿波1782-1	津山市	Ｈ 7. 4. 1		46-2076
児童クラブ	東小ひまわり児童クラブ	山北740 (東小内)	運営委員会	S46. 7. 1		23-4277
	西小のびのび児童クラブ	小田中1360 (西小内)	運営委員会	Ｈ 9. 4. 1		23-8804
	南小こばと児童クラブ	昭和町2丁目73-1 (南小内)	運営委員会	S42. 9. 1		24-3449
	津山北小ひなづる児童クラブ	山北２３８ (北小内)	運営委員会	Ｈ 6. 4. 1		23-9245
	林田たんぽぽ児童クラブ	川崎８４２－３ (東松原第２会館内)	運営委員会	Ｈ 6. 4. 1		23-9367
	鶴山小学校ひよこ児童クラブ	志戸部188－1 (民家)	運営委員会	Ｈ 7. 4. 1		24-2812
	やよいなかよし児童クラブ	大田91-10 (民家)	運営委員会	Ｈ 6. 4. 1		35-3500
	向陽ひまわり児童クラブ	二宮608-1 (向陽小内)	運営委員会	Ｈ 8. 5. 1		28-8040
	さらっこ児童クラブ	皿675-3 (佐良山公民館内)	運営委員会	Ｈ 9. 4. 1		28-5558
	一宮小あおぞら児童クラブ	東一宮87-1 (一宮小内)	運営委員会	Ｈ 9. 4. 1		27-2720
	高田小げんき児童クラブ	下横野1075 (高田小内)	運営委員会	Ｈ 9. 4. 1		27-2671
	たかの児童クラブ	高野本郷1459-1 (民家)	(福)高野福祉会	Ｈ 6. 4. 1		26-1037
	河辺小児童クラブ	国分寺505 (河辺小内)	運営委員会	Ｈ 9. 4. 1		21-0211
	大崎児童クラブ	金井76 (大崎小内)	運営委員会	Ｈ 6. 4. 1		26-5102

種　別	社会福祉施設･事業所	所 在 地	運 営 主 体	認可年月日	定　員	電 話
	広 野 児 童 ク ラ ブ	田熊2169 (広野保育園内)	(福)広野保育園	H12．4．1		29-0036
	清 泉 児 童 ク ラ ブ	堀坂254-6 (民家)	(福)広野保育園	H27．4．1		29-7520
	地域児童健全育成施設わらべ	林田1695-3	(福)菜花の里	H13．4．1		31-1700
	成 名 児 童 ク ラ ブ	野村135-2 (成名小内)	運営委員会	H15．4．1		29-1811
	高倉わくわく児童クラブ	下高倉西12 (高倉小内)	運営委員会	H17．4．1		29-1118
児 童 ク ラ ブ	勝加茂放課後児童クラブ	中村125 (勝加茂小内)	運営委員会	H16．7．1		29-3467
	か も っ こ 児 童 ク ラ ブ	加茂町塔中80 (加茂小内)	運営委員会	H16．4．1		42-2553
	学 童 保 育 日 本 原 荘	新野東1787-17	(福)日本原荘	H15．4．1		36-3838
	放課後児童健全育成センター津山	山北471	(一財)神伝流津山游泳会	H18．4．1		32-0439
	誠 道 児 童 ク ラ ブ	宮尾471-1 (久米ふれあい学習館内)	運営委員会	H19．4．1		57-3012
	秀実っ子いきいき児童クラブ	里公文1676-7 (倭文ふれあい学習館内)	運営委員会	H19．4．1		57-3730
	ち び っ こ 仙 人 ク ラ ブ	宮部下860-1 (大井東ふれあい学習館内)	運営委員会	H20．4．1		57-9303
	さ く ら っ 子 児 童 ク ラ ブ	神戸322	運営委員会	H21．4．1		28-2250
	岩 屋 城 フ レ ン ド ク ラ ブ	坪井上32-12 (大井西ふれあい学習館内)	運営委員会	H21．4．1		57-2410
障害児入所支援・生活介護	津山ひかり学園ひかりの風	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H24.4.1	入所　54	26-1091
障害児者日中一時支援事業所	ふ れ あ い の 丘 ゆ う あ い	紫保井904-5	(NPO)ふれあいの丘ゆうあい	H11.3.13	30	22-5635
児童発達支援	児 童 発 達 支 援 事 業 所 あ ゆ み	小田中1857-7	(福)津山みのり学園	H24.4.1	10	35-2122
	児 童 発 達 支 援 事 業 所 「 て け て け 」	山北800	津山市	H24.4.1	20	32-2174
児童発達支援・放課後等デイサービス	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー キ ッ ズ み の り	二宮918	(福)津山みのり学園	児H24.4.1 放H24.4.1	児　20 放　10	28-3413
	多 機 能 型 事 業 所 s o c i o	西吉田400-8	(福)大崎ゆりかご会	児H28.5.1 放H25.6.1	児　10 放　10	26-2477
	ラ ル ー チ ェ め ぐ み	川崎594-5	(福)津山社会福祉事業会	児H27.3.1 放H27.3.1	児　10 放　10	35-3708
	お ひ さ ま 津 山 沼 事 業 所	沼450　B棟101号	(株)ミツバファクトリー	児H28.7.1 放H28.10.1	児　5 放　15	24-9555
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス 事 業 所 Ｌ ｉ ｅ ｂ ｅ	総社58-7	(福)鶯園	H26.4.1	10	32-6488
	お ひ さ ま 津 山 事 業 所	沼450　B棟102号	(株)HUGHUG	H27.7.1	10	24-0889
	放課後等デイサービス ポ ロ カ	東一宮31-13	(福)白樺会	H29.1.1	10	32-8080
	キ ッ ズ　ゆ う ゆ う	野村315-6	(有)いちばん舘	H29.3.1	10	29-2323
会　館	津 山 市 福 岡 会 館	横山1232-1	津山市	S35．4．1		22-2828
	津 山 市 加 茂 中 原 会 館	加茂町中原87-1	津山市	S57．4．1		42-3224
	津 山 市 公 郷 会 館	加茂町公郷1604-7	津山市	S57．4．1		42-3269
	津 山 市 大 久 保 会 館	久米川南2902	津山市	S46．4．1		57-2351
	津 山 市 柳 会 館	南方中556-2	津山市	S56．4．1		57-2474

津山市の高齢者人口の推移

(4月1日現在)

年	総人口(人)	65歳以上 高齢者数(人)	65歳以上の 比率	65歳以上の寝たきり(人)
19	110,454	26,231	23.75%	1,101
20	109,718	26,398	24.06%	1,135
21	108,898	26,678	24.50%	1,146
22	108,139	26,973	24.94%	1,268
23	107,387	26,836	24.99%	1,341
24	106,628	27,268	25.57%	1,395
25	105,762	27,987	26.46%	1,452
26	104,958	28,788	27.43%	1,491
27	104,108	29,370	28.21%	1,507
28	103,150	29,790	28.88%	1,448
29	102,294	30,110	29.43%	1,482

※65歳以上の寝たきり高齢者の人数は、3月31日現在の要介護4、要介護5の第1号被保険者数

平成29年度中に100歳を迎える人	38人
100歳以上の人（平成29年4月1日現在）	73人

津山市児童人口の推移

年　度	総　人　口 （4月1日現在）	１８歳未満 の人口	１８歳未満 の比率	出　生　数 （3月31日現在）	合計特殊出生率
6	89,191人	20,372人	22.84%	1,035人	
7	89,329人	19,958人	22.34%	1,010人	1.72人
8	89,244人	18,268人	20.47%	1,000人	1.67人
9	89,613人	19,261人	21.49%	942人	1.53人
10	89,450人	18,812人	21.03%	961人	1.52人
11	89,672人	18,571人	20.71%	968人	1.53人
12	89,623人	18,288人	20.41%	954人	1.62人
13	89,988人	18,084人	20.10%	1,020人	1.71人
14	89,880人	17,847人	19.86%	974人	1.67人
15	89,864人	17,565人	19.55%	951人	1.56人
16	89,894人	17,380人	19.33%	915人	1.66人
17	111,149人	20,531人	18.47%	1,087人	1.57人
18	110,911人	20,173人	18.19%	1,040人	1.61人
19	110,454人	19,852人	17.97%	1,068人	1.59人
20	109,718人	19,539人	17.81%	1,026人	1.61人
21	108,898人	19,261人	17.69%	953人	1.56人
22	108,139人	18,947人	17.52%	979人	1.71人
23	107,387人	18,706人	17.42%	938人	1.62人
24	106,628人	18,409人	17.26%	935人	1.69人
25	105,762人	18,112人	17.13%	880人	1.62人
26	104,958人	18,805人	17.92%	850人	1.68人
27	104,108人	17,498人	16.81%	900人	1.68人
28	103,150人	17,265人	16.74%	863人	―

【資料】人口・出生数（平成20年度～）：市市民課、合計特殊出生率：岡山県衛生統計年報

環境福祉部職員職種別一覧表 (福祉関係)

平成29年4月1日現在

区分 / 職種	管理職					一般職								総計
	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	計	係長級	主任級	その他	計	嘱託職員	臨時職員	パート職員	計	
合計	1	2	4	10	16	13	25	18	56	35	2	8	45	117
事務職	1	1	3	9	13	13	22	17	52	10	2	7	19	84
保健師	-	1	1	1	3	-	3	1	4	2	-	-	2	9
看護師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
助産師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栄養士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保育士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調理員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
支援員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	5	5
介護員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
作業療法士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
心理士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ピアカウンセラー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
母子相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家庭児童相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童厚生員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童クラブ指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
手話通訳者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
療育指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運転手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間監視員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間支援員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間介護員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レセプト点検員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	3	3
レセプト並替業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護認定調査員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	12	12
生活指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1

こども保健部職員職種別一覧表

平成29年4月1日現在

区分／職種	管理職					一般職				その他				総計
	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	計	係長級	主任級	その他	計	嘱託職員	臨時職員	パート職員	計	
合計	1	3	8	10	22	29	38	36	103	50	38	2	90	215
事務職	1	2	4	3	10	7	9	3	19	3	4	-	7	36
保健師	-	1	2	2	5	1	10	7	18	2	-	-	2	25
看護師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
栄養士	-	-	-	-	-	1	7	-	8	3	-	-	3	11
保育士	-	-	-	1	1	4	3	11	18	4	13	-	17	36
指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
調理員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
幼稚園教諭	-	-	2	2	4	9	5	7	21	12	7	-	19	44
教育保育士	-	-	-	1	1	5	3	6	14	6	9	-	15	30
介護員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
作業療法士	-	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	2
心理士	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	2
ピアカウンセラー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
母子父子相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
児童相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家庭児童相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
児童厚生員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	2	11	11
通級指導員	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2	-	-	2	4
児童クラブ指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
(ファミリーサポートセンター)コーディネータ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
手話通訳者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
療育指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運転手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間監視員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間介護員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レセプト点検員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レセプト並替業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護認定調査員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保育従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
生活支援員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	2

※こども保健部外の兼務職員を除く

津山市福祉関係機構図

平成29年4月1日現在

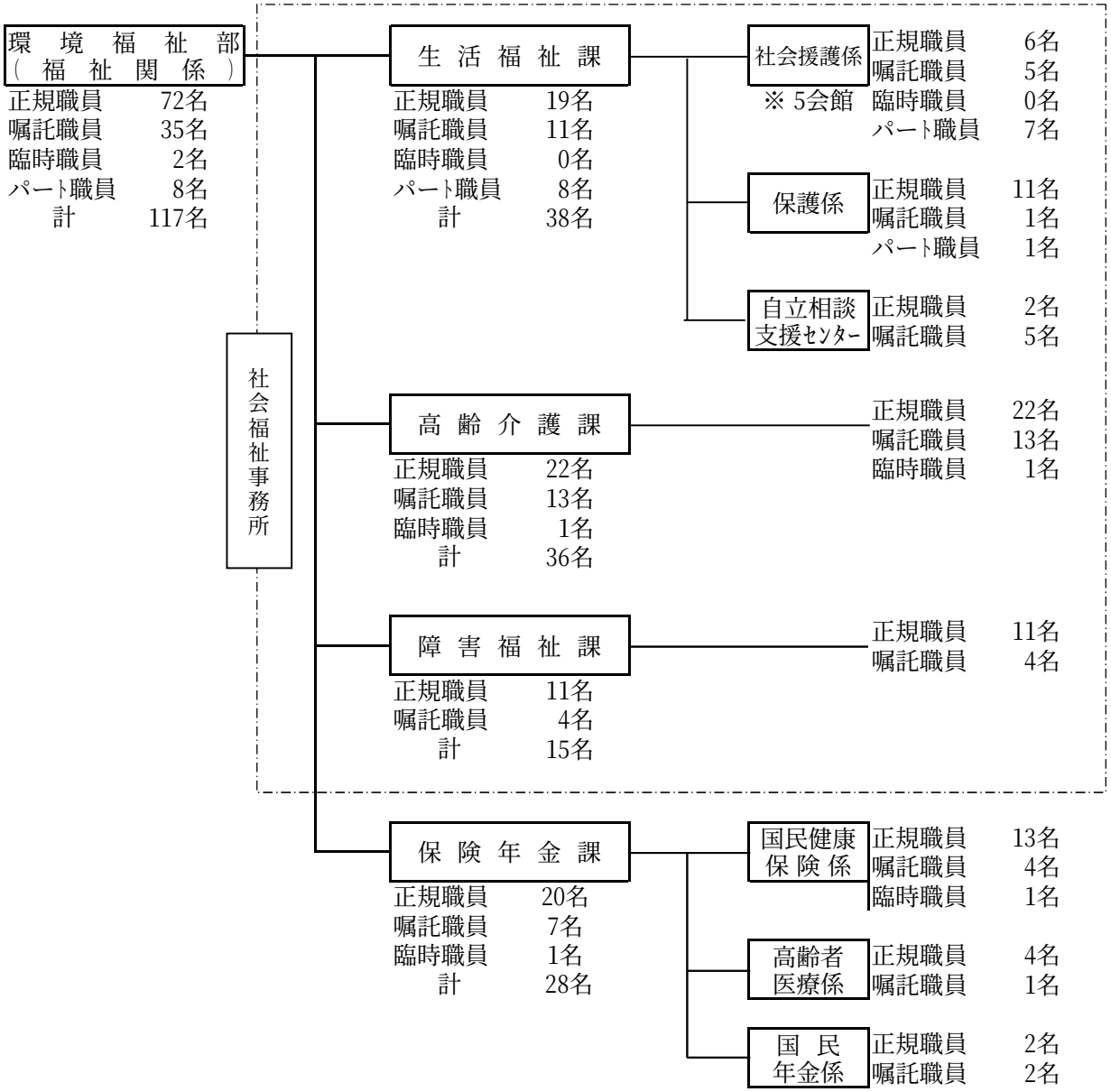

支所関係課

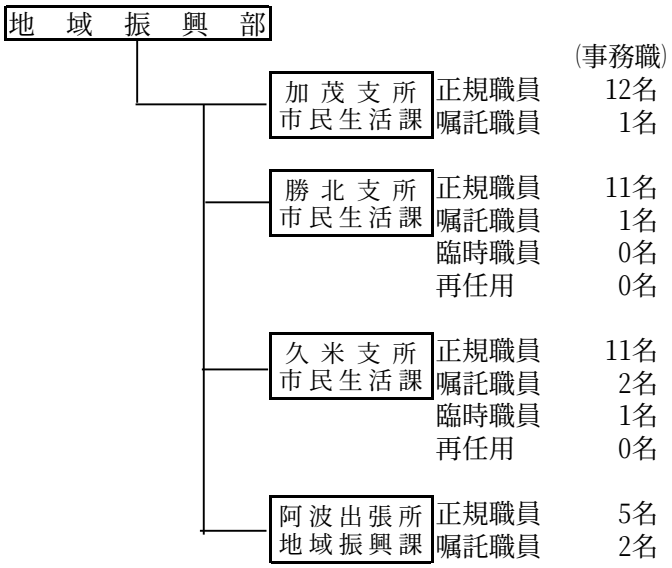

※ 会館

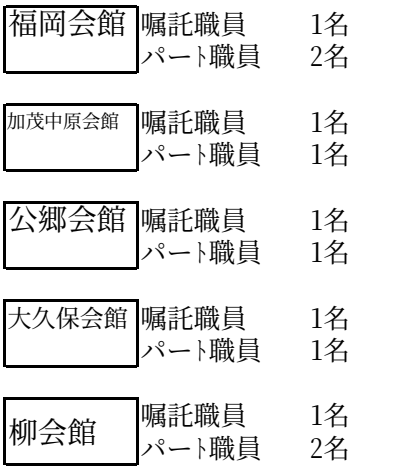

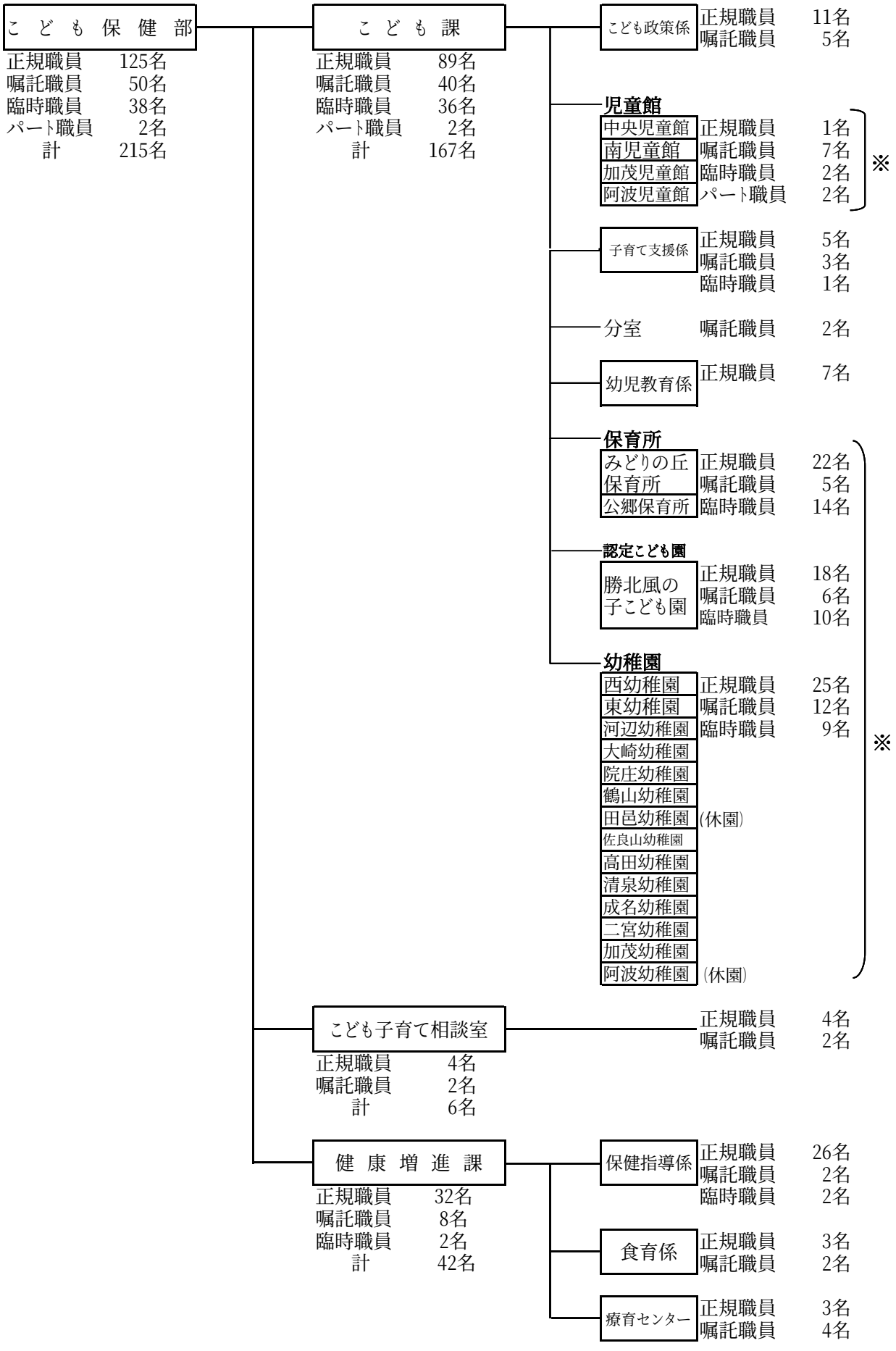
こ ど も 保 健 部
正規職員 125名
嘱託職員 50名
臨時職員 38名
パート職員 2名
計 215名
こ ど も 課
正規職員 89名
嘱託職員 40名
臨時職員 36名
パート職員 2名
計 167名
こども政策係
正規職員 11名
嘱託職員 5名
児童館
中央児童館
南児童館
加茂児童館
阿波児童館
正規職員 1名
嘱託職員 7名
臨時職員 2名
パート職員 2名
※
子育て支援係
正規職員 5名
嘱託職員 3名
臨時職員 1名
分室
嘱託職員 2名
幼児教育係
正規職員 7名
保育所
みどりの丘保育所
公郷保育所
正規職員 22名
嘱託職員 5名
臨時職員 14名
認定こども園
勝北風の子こども園
正規職員 18名
嘱託職員 6名
臨時職員 10名
幼稚園
西幼稚園
東幼稚園
河辺幼稚園
大崎幼稚園
院庄幼稚園
鶴山幼稚園
田邑幼稚園
佐良山幼稚園
高田幼稚園
清泉幼稚園
成名幼稚園
二宮幼稚園
加茂幼稚園
阿波幼稚園
正規職員 25名
嘱託職員 12名
臨時職員 9名
(休園)
(休園)
※
こども子育て相談室
正規職員 4名
嘱託職員 2名
正規職員 4名
嘱託職員 2名
計 6名
健 康 増 進 課
正規職員 32名
嘱託職員 8名
臨時職員 2名
計 42名
保健指導係
正規職員 26名
嘱託職員 2名
臨時職員 2名
食育係
正規職員 3名
嘱託職員 2名
療育センター
正規職員 3名
嘱託職員 4名

※ 保育所

みどりの丘保育所	正規職員	18名	(事務職1、保育士14、保健師1、栄養士2)
	嘱託職員	3名	(保育士2、看護師1)
	臨時職員	11名	(保育士10、保育従事者1)
公郷保育所	正規職員	4名	(保育士)
	嘱託職員	2名	(栄養士1、調理員1)
	臨時職員	3名	(保育士)
勝北風の子こども園	正規職員	18名	(事務職1、保育教諭15、栄養士2)
	嘱託職員	6名	(保育教諭6)
	臨時職員	10名	(保育教諭9、事務員1)

※ 児童館

中央児童館	嘱託職員	3名
	臨時職員	0名
南児童館	正規職員	1名
	嘱託職員	2名
	臨時職員	1名
加茂児童館	嘱託職員	2名
	臨時職員	1名
阿波児童館	パート職員	2名

※ 幼稚園

西幼稚園	正規職員	1名
	嘱託職員	2名
東幼稚園	正規職員	3名
	臨時職員	2名
河辺幼稚園	正規職員	2名
	嘱託職員	1名
大崎幼稚園	正規職員	3名
	嘱託職員	0名
院庄幼稚園	正規職員	1名
	嘱託職員	2名
鶴山幼稚園	正規職員	3名
	臨時職員	3名
田邑幼稚園	(休園中)	
佐良山幼稚園	正規職員	1名
	嘱託職員	2名
高田幼稚園	正規職員	3名
	臨時職員	1名
清泉幼稚園	正規職員	1名
	嘱託職員	2名
成名幼稚園	正規職員	2名
	嘱託職員	1名
	臨時職員	1名
二宮幼稚園	正規職員	3名
	嘱託職員	0名
	臨時職員	1名
加茂幼稚園	正規職員	2名
	嘱託職員	2名
	臨時職員	1名
阿波幼稚園	(休園中)	